SHIKOKU ROKIN 2024 DISCLOSURE

四国ろうきんの現況

SHIKOKU ROKIN DISCLOSURE 2024

働くあなたを応援したい
四国ろうきん

◆目　次◆

1. ごあいさつ …… 2
2. ろうきんの理念 …… 3
3. 事業方針 …… 4
4. 社会的責任と社会貢献活動 …… 19
5. 当金庫の考え方 …… 26
   - リスク管理の態勢 …… 26
   - 各種リスクへの取り組み …… 27
   - コンプライアンス（法令等遵守）の態勢 …… 29
   - 苦情等への対応（金融ADR制度への対応について） …… 31
6. 事業の組織 …… 33
7. 主要な事業の内容 …… 37
   - 預金商品のご案内 …… 37
   - 融資商品のご案内 …… 38
   - 附帯・サービス業務のご案内 …… 41
8. 各種手数料のご案内 …… 42
9. 事務所の名称及び所在地・自動機コーナーのご案内 …… 44
10. 四国ろうきんの沿革・歩み …… 48
11. トピックス …… 49
12. 業績の概要 …… 50
13. 連結情報 …… 88
14. 全国労金の概要 …… 107
15. 索引（法定開示項目一覧） …… 109

本誌は「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条」の規定に基づいて作成した資料です。

ごあいさつ

理事長　杉本　宗之

平素より、私ども「四国ろうきん」をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
本年もここにディスクロージャー誌「2024四国ろうきんの現況」をお届けします。

「ろうきん」は、かつて「金融排除」された労働者や生活者が「相互扶助」の精神で資金を出し合って創った「協同組織の福祉金融機関」であります。1952年の設立からこの間、私ども「四国ろうきん」が常に勤労者に寄り添いながら時代の変化とともに勤労者の多様なニーズに応えてくることができましたのは、ひとえに会員の皆さまや関係各位のご理解とご支援の賜物であり心からの感謝を申し上げます。

2023年度は３年目に突入し泥沼化しているロシアのウクライナ侵攻に加え、イスラエル・パレスチナ問題とそれに伴う中東情勢の不安定化が世界を揺るがす中、我が国においては元日の能登半島地震の発生や物価高、政治不信など様々な問題が噴出した１年となりました。一方、４年半にわたって猛威を振るってきた新型コロナウイルス感染症も「５類移行」で一定落ち着き、日銀のマイナス金利政策も解除されるなど、社会経済は大きく動き出しています。
私どもはこのような激変する社会環境の中、「デジタル革命下での経営改革」と「理念経営の実践による役割発揮宣言」を二大テーマに「ろうきんアプリ」の機能強化や「iDeCo」「新NISA」の積極推進などで独自の強力なブランド力確立に向けた事業を展開し、「第８期中期経営計画」の最終年度を乗り切る事が出来ました。
しかしながら、収支面では、経常利益は７億29百万円、当期純利益は５億36百万円と、コロナ禍や物価高そして長期化する低金利環境という厳しい経済環境の影響を受け、厳しい舵取りとなりました。なお、自己資本比率は、10.32％となりました。

2024年度は、「第９期中期経営３カ年計画」のスタートの年になります。「働く人の夢と共感の創造」と「共生社会の実現」を旗頭に、将来にわたって会員やお客さまに信頼され選択され愛され続ける「四国ろうきん」を目指します。その大きな柱として人財を資本と見做す「人的資本経営」を掲げ、「人財育成」にかかる資金はコストではなく「投資」と認識し、「人」を大切にする、風通しの良い四国ろうきんを目指すことにしました。

４月には四国南西部を震源とする震度６弱の地震もございましたが、今後数年のうちには南海トラフ大地震の発生も想定されますし、急騰する物価高などの影響で勤労者や生活者の負担は増す一方でございます。「四国ろうきん」はそのように激変する環境にもしっかり対応し、自身の社会的存在意義をしっかり自覚し、「協同組織福祉金融機関」としてその使命を果たして行く所存でございます。役職員一丸となってこの難局を乗り切る覚悟でございますので、どうぞ会員の皆様方におかれましても、これまで以上のご理解とご支援をお願いするものでございます。

このディスクロージャー誌は、「四国ろうきん」の機能や役割、そして2023年度の業況等を取りまとめたものです。本誌によって、私どもに対するご理解を一層深めて頂ければ幸いに存じます。

2024年７月

ろうきんの理念

- ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。
- ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。
- ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、そのネットワークによって成り立っています。
- 会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。
- ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

ろうきんビジョン2035　～共感と協創～

- **存在意義（パーパス）**
  はたらく人とその家族の夢としあわせな暮らしの実現
  ～共感と信頼の力で／会員・地域の仲間とともに～
- **提供価値（バリュー）**
  はたらく人とその家族の生涯に寄り添い、一人ひとりの様々な課題に真摯に向き合い解決する

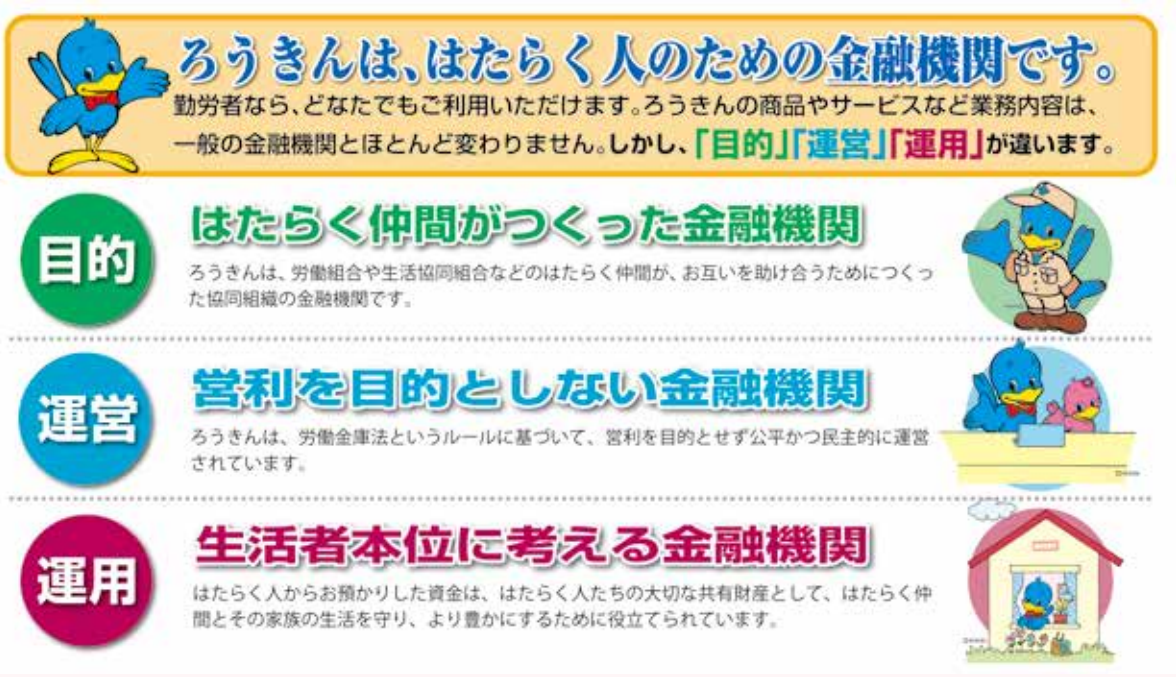

ろうきんの事業運営

当金庫は、労働金庫法第５条に定められている「非営利の原則」「会員に対する直接奉仕の原則」「政治的中立の原則」に基づき、中期事業計画および年度事業計画等を策定し事業運営を行っています。

〈事業運営三原則〉

●「非営利の原則」

金庫は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

●「直接奉仕の原則」

金庫は、その行う事業によってその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。

●「政治的中立の原則」

金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

経営ビジョン2035

私たち四国ろうきんの全役職員は、「経営ビジョン2035」の実現に向け取り組むことを約束します。

四国ろうきんは

1．すべてのお客さまの夢の実現とご家族の幸せに貢献する、「非営利の福祉金融機関」であり続けます。
2．私たちの事業を通じて地域を基点に助け合いの輪を広げ、会員・地域の仲間とともに共生社会と金融包摂の実現に寄与します。
3．お客さまに感動を提供する「高付加価値・お役立ち・提案営業」を実践し、すべてのお客さまに「信頼され、支持され、選択され続ける」福祉金融機関になります。
4．「情熱」と「覚悟」をもって変革にチャレンジし、強固な経営基盤を構築して、理念経営の実現に邁進します。

※「経営ビジョン2035」は、四国ろうきんの使命や実現すべき企業価値をバックキャスティングにより、2035年のあるべき姿として明示したものです。

四国ろうきんクレド

私たち四国ろうきんの全役職員は、お客さまに対して、四国ろうきんに対して、自分自身に対して、８カ条の行動指針を実践することを約束します。

私たちは

1．労金法第１条「労働者の経済的地位の向上に資することを目的」として、ろうきんを守り発展させます。
2．いつも笑顔で、明るく、元気に、前向きに考動します。
3．コンプライアンス経営に徹し、一人ひとりが「覚悟」と「責任」を持って、堅確な業務を遂行します。
4．金融のスペシャリストとして、お客さまに選択される“真のお役立ち集団”になります。
5．まごころの提案営業を実践し、「お客さま満足度・四国ナンバー１」を実現します。
6．情熱を持って「変革」に「チャレンジ」し、成長を続けます。
7．持続可能な健全経営に徹し、利益は会員・勤労者や社会に還元します。
8．学びと成長を追求し、幅広い知識・見識・創造力を養い人間力を向上します。

お客さま本位の業務運営に関する取り組み方針

ろうきんは、勤労者が互いを助け合うためにつくった非営利の協同組織金融機関であり、日本で唯一の勤労者のための福祉金融機関です。1950年に最初のろうきんが設立されて以来、常に一貫して、金融商品・サービスの提供を通じた、勤労者の経済的地位の向上に努めてきました。

ろうきんは、根拠法である『労働金庫法』において、「非営利」「直接奉仕」「会員平等」という、事業運営についての原則が定められています。全国のろうきんは、これら原則に基づき、これまでもお客さま本位の事業運営を実践してきました。ろうきんにとって、お客さまである勤労者一人ひとりの生涯にわたり、お客さまの立場に立った、良質な商品・サービスを提供していくのは本来的な役割であり、存在意義であるといえます。

四国ろうきんは、今般、『お客さま本位の事業運営に関する取り組み方針』を策定・公表するにあたり、これまで取り組んできた勤労者本位の事業運営の精神・活動をふまえ、変化する時代の要請に応えるべく、更なる取り組みを進めていきます。「ろうきんの理念」のもと、以下の取り組み方針に基づく活動を実践し、勤労者のくらしを守り、より豊かにする運動を展開していきます。

1.『お客さま本位の業務運営に関する取り組み方針』の策定・公表

○四国ろうきん（以下、当金庫）はお客さま本位の業務運営の強化に向けて、金融庁が2017年３月に公表し、2021年１月に改定した「顧客本位の業務運営に関する原則」をすべて採択し、「お客さま本位の業務運営に関する取り組み方針」（以下、本方針）を策定します。

○本方針および本方針に係る取り組み状況は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し公表します。

○本方針は毎年見直しのうえ、必要があれば改正します。

（注）本方針において、「お客さま」とは、「当金庫を利用されている方（利用を終了したお客さまを含む）およびこれから利用を検討されている方」を意味します。

2. お客さまの最善の利益の追求

○当金庫は、「ろうきんの理念」のもと、全ての事業活動において、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を尊重するとともに、お客さまの生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた、誠実、丁寧かつ公正な業務運営を行います。

○お客さまが最善の利益を得られるよう、お客さま一人ひとりのライフプランとニーズを踏まえた最適なアドバイスと、質の高い金融サービスを提供する取り組みを行っていきます。

3. 利益相反を適切に管理する取り組み

○当金庫は、お客さまの利益が不当に害されることがないよう、利益相反のおそれがある取引を特定し管理するための「利益相反管理方針」を定めています。当該方針に基づき、利益相反について統括する部署をリスク統括部とし、リスク管理委員会において一元的に対応する体制を整備するなど、お客さまの保護と正当な利益確保に努めるための適切な管理を行っています。

○投資信託等の一定のリスクを伴う商品の販売にあたっては、お客さまにとって最善の利益となる観点を重視した対応を行っています。ろうきん業態の投資信託の販売商品をラインナップするにあたっては、業態の中央機関である労金連合会において、販売する商品の基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることを確認しています。そのうえで当金庫において、販売する商品を、お客さまの最善利益追求の観点で選定しています。

4. 手数料等に係る情報提供の取り組み

○当金庫は、お客さまにご負担いただく手数料等について、商品・サービスごとにわかりやすい表示を行っていきます。

○投資信託に係る手数料については、ホームページにファンド一覧を掲載し、商品間での比較が簡単にできるよう一覧表にするなど、お客さまにわかりやすい開示を行います。

5．お客さまの立場に立ったわかりやすい情報提供の取り組み

○当金庫は、お客さまの金融商品の取引経験や金融知識を把握のうえ、販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、重要な情報が理解できるよう記載した「重要情報シート」等の資料を用いて、その複雑さやリスクに見合った、わかりやすく丁寧な情報提供を行います。

○ろうきん業態として、確定拠出年金（ＤＣ）について、企業型ＤＣ加入者向けの「ろうきんの企業年金に係る役割発揮宣言」（労金連合会ホームページサイト）や、個人型ＤＣについての「ろうきんｉＤｅＣｏ」（四国ろうきんホームページスペシャルサイト）において、投資の考え方や商品の選択、金融商品のリスクとリターンについてなど詳しく説明しています。

○当金庫が取り扱う投資信託において、パッケージ商品に該当するファンドオブファンズ(注)形式の商品があります。当商品については個別のファンドごとの購入には対応しておりません。ホームページ等のファンド情報、フリーダイヤル、店頭窓口等で当該商品のメリット、リスク、手数料等についてご案内しております。

（注）ファンドオブファンズとは、「投資信託に投資する投資信託」で、複数の投資信託（ファンド）を適切に組み合わせて、一つの投資信託（ファンド）にまとめたものをいいます。

6．お客さま一人ひとりに合った最適なサービス提供の取り組み

○当金庫は、お客さま一人ひとりの健全な生活設計の支援に向け、中長期的な視点での資産形成に向けたアドバイスや、子育てや教育、マイホームなどライフステージにおけるあらゆる資金ニーズに良質な商品で応えていきます。また、多様化するお客さまの金融ニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや、商品開発を行っていきます。

○当金庫は、お客さま一人ひとりの資産状況や、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ニーズ等を把握のうえ、お客さまに最適な商品・サービスを提供します。また、投資信託の販売にあたっては、お客さまの投資目的、投資経験、資産状況等を確認させていただいたうえで、類似の商品がある場合にはその商品との比較も含め、お客さま一人ひとりに合った、的確な説明・提案を誠実に行います。

○当金庫は、金融商品の販売後において、お客さまの意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行います。

○当金庫は、お客さまへの適正な金融商品の勧誘を行うための「金融商品に関する勧誘方針」、共済・保険商品の適正な募集をするための「共済募集方針」「保険募集方針」等を定めています。これらの方針は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し、公表しています。

7．「ろうきんの理念」の職員への定着と実践に向けた取り組み

○ろうきんは、「ろうきんの理念」を掲げ、常にお客さまである勤労者の生活向上への貢献を第一に考えた運営を行っています。その職員への定着と実践に向け、業態の中央機関である全国労働金庫協会において、職員研修「理念研修」を開催し、全国のろうきん職員が参加しているほか、当金庫においても「理念研修会」を毎年開催する等、存在意義と役割発揮に係る研修等を人材教育体系の中で位置付けています。

○職員の業績評価にあたっては、お客さまの最善の利益に資する活動の実践を考慮する項目を設定しています。

○当金庫は、本方針の内容について職員に周知するとともに業務を支援・検証するための体制を整備しています。

利益相反管理方針の概要

1．基本方針

当金庫は、法令、規程等（以下「法令等」といいます。）を遵守し、誠実で公正な事業遂行を通じて、当金庫の商品・サービスの最良な提供を実現することをもって、お客さまの金融に関する正当な利益の確保に取り組みます。

当金庫は、将来にわたってお客さまから信頼され必要とされる金融機関であり続けるため、お客さまの保護に継続的に取り組み、以下のとおりその方針を公表いたします。

2．利益相反の管理

利益相反とは、当金庫とお客さまの間、および当金庫のお客さま相互間において利益が相反する

状況をいいます。
　利益相反のおそれがある場合、法令等およびこの方針に則り、お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じるものとします。

3．利益相反管理の対象取引と特定方法

　当金庫は、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）として、以下の①、②に該当するものを管理いたします。
①　お客さまの不利益のもとに、当金庫が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること
②　①の状況がお客さまとの間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること
　また、お客さまとの取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客さまから頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括者（リスク統括部長）により、適切な特定を行います。

4．利益相反取引の類型

　対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。
⑴　お客さまの不利益のもとに、当金庫が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引（例：優越的地位の濫用、抱き合わせ販売により、当金庫の利益を図るために、お客さまに不当に不利益を与える状況の取引）
⑵　お客さまに対する利益よりも優先して他のお客さまの利益を重視する動機を有する状況の取引（例：会員等の財務に関する情報の提供・相談並びに助言・指導において、お客さまの利益より優先して、他のお客さまの利益を図る状況の取引）
⑶　お客さまから入手した情報を不当に利用して当金庫または他のお客さまの利益を図る取引（例：お客さまの秘密情報を流用して、他のお客さまの利益を図る取引）
⑷　その他お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

5．利益相反管理体制

　適正な利益相反管理の遂行のため、当金庫に利益相反管理統括部署（リスク統括部）を設置し、利益相反管理に係る当金庫全体の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存します。
　対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法、その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより、利益相反管理を行います。
　また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、当金庫内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性および有効性について定期的に検証いたします。
⑴　対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
⑵　対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
⑶　対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
⑷　対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示し、お客さまの同意を得る方法

6．利益相反管理の対象範囲

　利益相反管理の対象は、当金庫のみとなります。

プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

　当金庫は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針にもとづきお客さまの個人情報の保護に努めます。

1．個人情報の取得について

　当金庫は、お客さまとのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客さまの個人情報をお預かりいたします。

2．個人情報の利用について

⑴　当金庫は、お客さまの個人情報を、公表している利用目的あるいは取得の際にお示しした利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。
⑵　当金庫は、お客さまが所属する労働組合等（会員団体）との間で、お客さまの個人情報を共同利用させていただいております。
⑶　当金庫は、お客さまの個人情報の取り扱いを

外部に委託することがあります。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえ、お客さまの個人情報が安全に管理されるよう適切な監督を行います。

⑷ 当金庫は、お預かりした個人情報を、法令で定める場合を除き、お客さまの同意がない第三者への提供・開示はいたしません。

3．個人情報の管理について

当金庫は、お客さまの個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスなどを防止するため、必要な安全管理措置を講じて適正に管理いたします。当金庫が実施する個人データの安全管理措置の概要は以下のとおりです。

⑴ 個人情報保護指針の策定

個人データの適正な取り扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」「質問および苦情処理の窓口」等について本指針（個人情報保護指針）を策定しています。

⑵ 個人データの取り扱いに係る規律の整備

取得・入力、利用・加工、保管・保存、移送・送信、消去・廃棄の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について個人データの安全管理に関する関連規程を策定しています。

⑶ 組織的安全管理措置

個人データの取り扱いに関する責任者を設置し、個人データを取り扱う従業者および当該従業者が取り扱う個人データの範囲を明確化するとともに、定期的な取扱状況の点検等により、個人情報保護法や関連規程に違反している事実または兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。

⑷ 人的安全管理措置

① 個人データの取り扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修を実施しています。

② 個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。

⑸ 物理的安全管理措置

① 個人データを取り扱う区域において、従業者の入退室管理及び持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。

② 個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

⑹ 技術的安全管理措置

① アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。

② 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

4．個人情報の開示・訂正・利用停止等について

お客さまが、ご自身の個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、当金庫窓口（7．に記載のお問合せ先）までご連絡ください。

5．個人情報保護の維持・改善について

当金庫は、個人情報管理責任者を置き、お客さまの個人情報が適正に取り扱われるよう、職員への教育を徹底し、適正な取り扱いが行われるように点検すると同時に、個人情報保護の取り組みを適宜見直し改善いたします。

6．個人情報等の法令等の遵守について

当金庫は、個人情報保護法などの法令等を遵守して、お客さまの個人情報を取り扱いいたします。

7．お問合せ先について

当金庫は、個人情報の取り扱いに関するご意見・ご要望につきまして、適切かつ迅速に対応いたします。当金庫の個人情報の取り扱いおよび安全管理措置に関するご意見・ご要望・お問い合わせにつきましては、お取引店にお申し出ください。

また、個人情報の取り扱いに関する苦情につきましては、お取引店または下記窓口にお申し出ください。

四国労働金庫 お客さま相談センター
電話番号：0120−505−690
電話による受付時間：午前9時～午後5時
（休業日を除く）
ファクシミリ：087−811−8100
E-mail：support_459@shikoku-rokin.or.jp

金融商品に関する勧誘方針

当金庫は、次の４項目を遵守し、お客さまに対して金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。

1．お客さまの知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして、適切な金融商品をお勧めします。
2．お客さまご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項について、十分にご理解していただけるよう、適切な説明に努めます。
3．お客さまにとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
4．本勧誘方針を役職員一同に徹底し、金融商品の販売、契約に関する法令などの遵守に努めます。

重要事項の説明

※預金保険制度の適用

○預金保険制度により、当座預金や利息のつかない普通預金など（決済用預金）は、全額保護されます。決済用預金を除く預金（有利子の普通預金や定期預金等）については、預金者１人あたり、１金融機関ごとに元本1,000万円までとその利息が保護の対象となっております。
　なお、譲渡性預金等は、保護対象外となっています。

○預金保険制度により全額保護される決済用預金とは、次の①から③のすべての要件を満たす預金のことです。
①無利息（預金規定等で利息がつかないことを定めてあるもの）
②要求払い（預金者がいつでもその払い戻しを請求することができるもの）
③決済サービスを提供できる（各種料金等の自動支払いや給与、年金等の自動受取りサービス等が利用できるもの）

○当金庫の破綻時においては、預金保険制度の保護対象額を超える部分について、元本欠損のおそれがあります。

※満期時の取扱い

○満期時においては、元本とともに約定利率により計算した利息を払い戻しいたします。

※中途解約時の取扱い

○満期日前に解約する場合は、元本とともに中途解約利率により計算した利息を払い戻しいたします。

※預金以外の金融商品について

○投資信託受益証券に関する「重要事項」については、預金と性格・仕組みが異なっておりますので、ご契約いただく際に改めてご説明いたします。

金融犯罪被害防止に向けた取り組み

※偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払い戻しによる被害を防止するために

○当金庫では、偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払い戻しの被害を未然に防止するため、１日あたりのＡＴＭ利用限度額を設定、ＩＣキャッシュカード（磁気ストライプ併用）の導入、不審取引検知システムによるモニタリングを実施しています。

※インターネットバンキングによる預金等の不正な払い戻しによる被害を防止するために

○当金庫では、インターネットバンキングによる預金等の不正な払い戻しによる被害を未然に防止するため、ワンタイムパスワード（１分ごとに変化する使い捨てのパスワード）の導入、セキュリティソフト〔saat netizen〕の無料提供等の対策を行っています。

※振り込め詐欺等への対応について

○当金庫では、振り込め詐欺等による被害を未然に防止するため、ＡＴＭコーナーへのポスター掲示、操作に不慣れなお客さまへのお声かけの実施、ＡＴＭでのお振込みの際には振り込め詐欺被害注意画面を表示して注意喚起を行っています。

また、「振り込め詐欺救済法」にもとづき、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当金庫の口座に振り込まれた方からのご照会をお受けいたします。

なお、「預金者保護法」や「振り込め詐欺救済法」等の趣旨を踏まえ、盗難通帳やインターネットバンキングによる預金等の不正な払い戻しの被害が発生した際に、ろうきんに過失がない場合でもお客さまに過失がないときは原則補償します。

今後も安心してろうきんをご利用いただくため、金融犯罪被害防止に向けた取り組みを強化し、お客さまの立場に立った対応に努めます。

共　済　募　集　指　針

○共済募集に際して、各種法令等を遵守し、適正な募集等に努めます。

- 共済募集にあたっては、本募集指針を役職員一同に徹底し、消費生活協同組合法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守します。
- 当金庫は、法令により事業性資金融資先である法人代表者及び個人事業主、または事業性資金融資先である従業員20名以下の事業所の役員及び従業員を共済契約者とする共済契約のお引受はできません。
- 労働金庫募集制限先に該当する当金庫の会員（代表者を含む）を共済契約者とする生命共済募集を行う場合、共済契約者一人あたりの共済金その他の給付金の額の限度は別に定める限度内にてお取扱させていただきます。

○共済契約の引受けについて

- 当金庫は、こくみん共済coopの募集代理店として、こくみん共済coopの会員である都道府県労済の組合員の皆さまの共済契約締結の媒介を行います。

引受共済事業を実施する組合　全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済coop）

【連絡先】こくみん共済coop徳島推進本部　０８８－６７６－３５９３
こくみん共済coop香川推進本部　０８７－８２２－１１５６
こくみん共済coop愛媛推進本部　０８９－９２３－６０３１
こくみん共済coop高知推進本部　０８８－８２３－６０３１

引受共済制度　１．ろうきんローン専用住まいる共済
２．住まいる共済
（風水害等給付金付火災共済／自然災害共済／個人賠償責任共済）

- 当金庫は共済契約締結の可否を判断できず、お客さまからのお申込みに対してこくみん共済coopが承諾した場合に共済契約は成立いたします。
- お客さまがご契約される共済契約は、お客さまとこくみん共済coopの間に成立いたします。従いまして、共済金や給付金等をお支払するのはこくみん共済coopとなります。
- 共済契約は、預金ではありませんので、預金保険の対象ではございません。

事　業　方　針

○商品に関するお客さまの知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に応じた共済募集に努めます。

- 共済募集においては、お客さまを取り巻くリスクの分析やコンサルティング活動等を通じて、お客さまの意向と実情に沿った適切な募集・勧誘活動を行います。
- お客さまに商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、適正な募集・勧誘活動を行います。
- 当金庫では、取扱共済制度（保険商品）の中からお客さまが自主的に商品を選択いただけるように必要な情報を提供いたします。（市場リスクを伴う投資性商品については、共済制度としては取扱っておりません。）
- お客さまに関する情報については、適正な取扱いを行い、お客さまの権利利益の保護に配慮して参ります。
- また、共済募集において、法令等に違反して共済募集を行い、お客さまに損害を与えた場合には、募集代理店としての募集責任があることを明示します。

○お客さまへの商品説明等については、募集・勧誘形態に応じて、お客さま本位の方法等の創意工夫に努めます。

- 共済募集活動にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分に配慮して参ります。
- お客さまと直接対面しない募集等を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客さまにご理解いただけるよう努力して参ります。

○お客さまのご意見等の収集に努め、また、ご契約締結後もお客さまの満足度を高めるよう努めます。

- 当金庫は、お客さまの様々なご意見等の収集に努め、その後の募集等に活かして参ります。
- 共済契約について、万が一共済事故が発生した場合におきましては、共済金の請求にあたり適切な助言をして参ります。
- 当金庫は、お客さまからの苦情・ご相談、ご契約いただいた共済契約の内容や各種手続き方法に関するご照会等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
- なお、ご相談・ご照会・お手続きの内容によりましては、こくみん共済coop所定のご連絡窓口へご案内、またはこくみん共済coopと連携してご対応させていただくこともございます。
- 当金庫は、共済募集時の面談内容等を記録し、共済期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談の内容は記録し、適切に管理いたします。

共済契約に関するご照会、苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記までお問合せください。

《四国労働金庫・お客さま相談センター》

フリーダイヤル：０１２０－５０５－６９０

受付時間：月曜日～金曜日／9：00～17：00

（休業日を除く）

保　険　募　集　指　針

○保険募集に際して、各種法令等を遵守し、適正な販売等に努めます。

- 保険募集にあたっては、本募集指針を役職員一同に徹底し、保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守します。
- お客さまに商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、適正な販売・勧誘活動を行います。

○商品に関するお客さまの知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に応じた保険募集に努めます。

- 保険募集においては、お客さまを取り巻くリスクの分析やコンサルティング活動等を通じて、お客さまの意向と実情に沿った適切な販売・勧誘活動を行います。
- お客さまには、募集を行う保険商品の引受保険会社の商号や名称を明示するとともに、保険契約を引き受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であることや、その他保険契約に係るリスクの所在について適切な説明を行います。
- 複数の保険商品を取り扱う場合など、取扱保険商品の中からお客さまが自主的に商品を選択いただけるよう情報を提供いたします。
- 法令等の定めにより、商品によっては、当金庫にてお取扱いできるお客さまの範囲に制限がございます。

保険契約者・被保険者になる方が以下のいずれかに該当する場合には、制限の課せられている保険商品をお取扱いできません。

① 当金庫から事業性資金の融資を受けている法人、その代表者ならびに個人事業主の方（以下、「融資先法人等」といいます）
② 従業員数が50名以下の「融資先法人等」の役員・従業員の方

＊当金庫の事業性融資先である労働組合およびその関係者（上記①・②に相当する方）にも準用いたします。

- 本規制に基づき、当該商品をご案内させていただく際は、あらかじめ保険契約者・被保険者となる方の勤務先等をお教えいただき、当金庫でのお取扱いが可能かどうかを確認させていただきます。
- 特に、市場リスクを伴う投資性商品については、お客さまの投資経験、投資目的、資力等を勘案し、商品内容やリスク内容等の適切な説明を行います。
- お客さまに関する情報については、適正な取扱いを行い、お客さまの権利利益の保護に配慮して参ります。
- また、保険募集において、法令等に違反して保険募集を行い、お客さまに損害を与えた場合には、募集代理店としての販売責任があることを明示します。

○お客さまへの商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客さま本位の方法等の創意工夫に努めます。

- 保険募集活動にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分に配慮して参ります。
- お客さまと直接対面しない販売等を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客さまにご理解いただけるよう努力して参ります。

○お客さまのご意見等の収集に努め、また、ご契約締結後もお客さまの満足度を高めるよう努めます。

- 当金庫は、お客さまの様々なご意見等の収集に努め、その後の販売等に活かして参ります。
- 保険契約について、万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金の請求にあたり適切な助言をして参ります。
- 当金庫は、お客さまからの苦情・ご相談、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。なお、ご相談・ご照会・お手続きの内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関するご照会、苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記までお問合せください。
《四国労働金庫・お客さま相談センター》
フリーダイヤル：０１２０－５０５－６９０
受付時間：月曜日～金曜日／9：00～17：00
（休業日を除く）

第９期中期経営計画

当金庫は、2024年４月より2027年３月末までを計画期間として、「第９期中期経営計画」を策定いたしました。

この計画の３カ年間において、「非営利の原則」、「直接奉仕の原則」、「政治的中立の原則」（労働金庫法第５条第１項～３項）等に基づき、四国で唯一の福祉金融機関として果たすべき任務と役割を明確にして、以下の重点課題に取り組んでおります。

【重点課題】

Ⅰ．経営戦略

Ⅱ．営業戦略

Ⅲ．ＩＴ戦略

Ⅳ．コンプライアンス・リスク管理戦略

Ⅴ．人事戦略

Ⅵ．財務戦略

２０２４年度経営方針

第９期中期経営計画スタートの年となる2024年度は、10年後のあるべき姿として「四国ろうきん経営ビジョン2035」を掲げ、第９期中期経営計画策定・実行の柱となる「人材」を最大の強みとして事業の根幹に据え、人材の可能性を最大限に引き出し、持続的企業価値の創造を目的とする「人的資本経営」に取り組みます。

また、未来永劫、会員・お客さまに信頼され、支持され、選択され続ける福祉金融機関として、存在意義（パーパス）である、「お客さまの立場にたった最適な商品・サービスを提供し、お客さまの夢とご家族の幸せな暮らしの実現」に貢献するための各種課題に取り組みます。

２０２４年度事業課題

2024年度は、第９期中期経営計画に掲げた以下の６項目を重点課題として取り組みます。

（事業計画より）

Ⅰ．経営戦略

１　ガバナンス（経営管理）態勢

①経営陣はコンプライアンス経営に徹したガバナンス態勢を確立するとともに、それぞれに求められる役割を十分に認識し、適正かつ誠実に業務を遂行します。

②代表理事（理事長、副理事長、専務理事）は、金庫経営全般の統括・執行管理と内部統制機能を充実・強化します。

③常務理事兼営業本部長は、金庫経営の執行管理に加えて、地区における会員対策および収益・リスク管理の徹底ならびに各種関係団体との連携強化による事業拡大など、地区内の統制機能を充実・強化します。

④プロパーの常務理事は本部において代表理事の業務執行を補佐し、専門性を発揮して営業推進活動全般の統括に加え、与信信用リスク、事務リスクおよびシステムリスク管理を徹底強化するとともにＩＴ戦略を実現します。

⑤常勤執行役員営業本部長は代表理事の指揮下において、地区における会員対策および収益・リスク管理の徹底ならびに各種関係団体との連携強化による事業拡大など、地区内の統制機能を充実・強化します。

⑥プロパー執行役員統括部長は、代表理事の指揮下において常勤の理事の業務執行を補佐するとともに、中期経営計画・戦略を実行します。

⑦非常勤の理事は収益・リスク管理の強化など、健全経営の向上とろうきん運動の発展強化に取り組みます。

２　組織機構改革

①本部組織機構は、６部12グループ制とします。

３　店舗・チャネル政策

①利便性が拡充した「ろうきんアプリ」（ろうきんダイレクト・Ｗｅｂお知らせサービス・住所変更・相談予約等）は、「スマホデジタル店舗」として推進し、さらなるデジタルサービスの利用拡大に取り組みます。

②2024年度中に導入予定である非対面デジタルチャネル「融資受付システム」により、申込書作成の負荷軽減および電子契約によるペーパーレス化を実現し、会員顧客の利便性を向上させます。

③愛媛・松山支店（ブランチ・イン・ブランチ）は、愛媛県勤労会館本館解体後、駐車場整備が完了する2025年２月より「四国ろうきん松山ビル」に移転し、営業を開始します。

④自動機（出張所）の適正配置計画は「ろうきんアプリ」を基本に、「ろうきんダイレクト」「無通帳型（Ｗｅｂ通帳）」および「ＱＲコード決済」等、デジタルサービスの拡充を進めるとともに、コンビニＡＴＭの利用状況を踏まえ実行します。

４　ブロック店政策の深化・成長

①ブロック店はデジタルチャネル政策やＢＰＲの徹底推進などを踏まえ、店舗特性および会員事情に応じるための検証と深化を進め、それぞれの店舗の役割をフルに発揮し金融サービスを向上させます。

②統括店は引き続きＢＰＲ効果を発揮して、連携店の後方事務、融資審査・実行業務の統括店集約を進めるとともに、㈱四国労金サービスへの業務委託を順次実施します。

５　人的資本経営とウェルビーイング（well－being）経営への取り組み

①働き方や組織の多様化が進む中、「ろうきんの理念」「存在意義（パーパス）」「経営ビジョン2035」を経営陣が積極的に発信することで共に向かう方向を示します。

②人材を重要な「資本」として位置付け、人材の可能性を最大限に引き出すことにより、持続的な企業価値の創造を目指した人的資本経営に取り組みます。

③職員間・顧客とのコミュニケーション、および地域社会との関わりをより強化することで、心身の健康、仕事への納得感を高め、活気ある組織の確立に向け役職員一丸となってウェルビーイング経営に取り組みます。

６　働く人への最適な金融サービスの提供

①お客さまとの「face to face」による対話を通じ、一人ひとりの課題・ニーズに沿った最適な金融商品を提案するとともに、利便性を実感できるデジタルチャネルによる金融サービスを提供し、いちばん身近で相談できる存在となります。

７　人生100年時代への対応強化とエリア営業の進化

①エリア営業：生涯取引アドバイザーの活動は以下とおり行います。

現役層、退職者層および融資利用者を中心に、各種セミナーの充実とお客さまごとの将来不安に対するご要望に寄り添って、その解消に向けた取組みを実行します。

退職者層への資産運用提案だけでなく、認知症・介護・年金・税金・相続等に関するお役立ち情報の提供はもちろん、特殊詐欺や悪質商法などに対する啓発活動を行いお客さまの信頼に応えます。

８　「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づく取り組み方針の策定・公表

①「お客さま本位の業務運営に関する取り組み方針」に基づき、

取組状況の成果指標（ＫＰＩ）を制定し公表します。

９　ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）17ゴールの実現・ろうきんの社会貢献活動（ＣＳＲ）の取り組み

①「ろうきん運動」を通じて協同組織金融機関として期待される役割発揮と社会貢献活動を進めるとともに、ろうきんの具体的な事業活動を通じて「ＳＤＧｓ17ゴール」の実現に貢献していきます。

②「社会貢献活動助成金制度」、「＜ろうきん＞働く人と子どもの明日を応援プロジェクト」および「各種手数料免除制度」は、福祉金融機関として積極的に広報・宣伝し、社会貢献活動に取り組みます。

③ピンクリボン運動については、乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝える社会貢献活動として、ろうきんＡＴＭ利用に、ろうきんアプリ利用者数を加え、その支援に取り組みます。

④ろうきん融資利用による社会貢献活動として、引き続き「四国ろうきん１万人笑顔プロジェクト」に取り組み、四国４県の教育、子育て支援、障がい者支援、環境保護関係に寄付を行います。
※新規融資１件につき100円をろうきんが拠出します。

⑤自然災害に被災された地域への災害支援活動に取り組むとともに、被災された方（親族含む）を対象とした低利な「災害救援ローン（無担保）」を販売し、生活再建の支援活動に取り組みます。

Ⅱ．営業戦略

１　生活応援・家計見直し運動

①「お客さまに感動を提供する高付加価値・お役立ち・提案営業」の実践として、個別提案活動「ありがとう祭」の実施やライフプランセミナー実施後の個別相談会等を通じて、会員組合員の健全な生活設計のサポートを行います。

②若年層組合員を対象とした学習会等に参加し、金融犯罪等の知識を伝えるセミナー等を通じて、マネートラブル未然防止のための情報提供を行います。

③生活防衛として、ろうきんローンのご利用者に対し、ライフプラン提案を行い、資産形成及び借りすぎの未然防止活動を行います。

２　ＣＲＭ戦略

①全ての職員がお客さまに寄り添った個別提案活動「ありがとう祭」を実践することで、感謝の言葉をいただけるような四国ろうきんになります。

②四国ろうきんは、個別提案活動「ありがとう祭」の実践を通じて、お客さまのライフプランや家族構成をお聞きし、「（隠れた）ニーズ」や「ウォンツ」を満たす商品・サービスを適切に提案することで、お客さまの夢の実現に寄与します。

③日常のリテール活動を強化し、お客さまとそのご家族が必要とする商品・サービスを総合的に提案します。

④職域営業は全ての会員に対し、金融の部分で勤労者のお役に立つことを目的に「ありがとう祭」を展開します。

３　各級推進機構との連携強化

①四国ろうきん推進機構研修会は、他金庫の先進的な推進委員会活動や、ろうきん事務の効率化に取り組んだ書記局の成功事例の報告など、様々な観点から講師を選定し有益な研修会にします。

②職場推進委員の登録とメンテナンス、果たすべき役割についての勉強会の開催などを通じて職場推進委員との連携を密にし、会員職場における世話役活動の強化を目指します。

③地区・店推進委員会青年女性部と連携し、若年層・女性層を対象としたイベントや学習会・「資産形成三本の柱」等のセミナーの開催を通じて、ろうきんの認知度の向上と利用拡大に努めます。

４　各種団体との連携強化

①各県労福協と連携して取り組んでいる多重債務の予防と解決に向けた活動を継続するとともに、労福協が取り組んでいる奨学金問題をサポートするため、奨学金返済が負担になっている勤労者に対し、低利な「奨学金借換ローン」でライフプランを支援します。

②こくみん共済coopと連携して、可能な会員については「ありがとう祭」および有益な情報提供の場としての各種セミナーを共同開催し、組合員一人ひとりに総合的なライフプランを提案するお役立ちの機会を拡大させます。

③各地区営業本部と各営業店は、毎年消費者教育の機会を与えていただける大学・高校との連携を保つとともに、各県労福協の協力も得ながら、社会に出ていく大学生や高校生に対する消費者教育の機会を拡大します。

５　若年層（新入組合員）対策

①四国・地区・店推進委員会議案書に「若年層との取引拡大」を明記し、会員の理解・協力を求めるとともに、四国ろうきんの未来を見据えた本気の取り組みを継続します。

②若年層に多く発生しているネット被害の特徴に、ゲームに夢中になり過ぎての高額課金やフリマアプリでの詐欺被害があります。消費者セミナー開催時には、これらの被害に巻き込まれることが無いよう、被害の実態についても知らせていきます。また、既に被害に遭っている場合には、専門家と協力して解決を図ります。

６　人生100年時代への対応

①社会保険労務士の協力を得ながら全営業店において年２回以上の年金相談会を開催し、直近に定年を迎える方々および年金受給開始年齢に到達する方々に対する年金振込指定や資産運用の提案を行います。

②各営業店は店推進委員会と連携し「生涯取引推進委員」の協力のもと、年金相談会や定年退職前後の方々に対するセミナーやイベントを開催するとともに、職場訪問や自宅訪問を通じてろうきん友の会への入会や生涯取引に向けたろうきんの商品・制度の利用を勧めます。

③特殊詐欺や悪質商法などに対する啓発活動として、ろうきん友の会と連携したセミナー開催などを積極的に行います。

７　提案強化商品・サービス

①利便性が拡充した「ろうきんアプリ」とキャッシュバック等によるＡＴＭ利用手数料の無料化をメリットとして提供し、「給与振込」口座指定の利用拡大に取り組みます。

②「ｉＤｅＣｏ」は節税効果を享受しながら退職後の資産形成を確実に図る商品であり、最重要提案商品として取り組みを継続します。

③「投資信託」は2024年１月から大幅に制度改定されたＮＩＳＡを最大限活用し、まとまった金額の運用はＮＩＳＡ成長投資枠、将来に向けてコツコツと積み立てる場合はＮＩＳＡつみたて投資枠の定時定額買付を提案します。

④会員組合に対しては「ろうきん職場つみたてＮＩＳＡ」の利便性、企業に対しては税制面でのメリットを提案することで、制度導入に向けて取り組みます。

⑤若年層の多くが初めて利用するローンである低利で安心な「くるまローン」の利用をきっかけとすることで、生涯におけるろうきん取引を目指します。
⑥普通預金の新規口座開設は「無通帳型（Ｗｅｂ通帳）」を基本とするとともに、今後さらに機能強化される「ろうきんアプリ」の利用拡大を積極的に推進します。
⑦時代の変化やＳＤＧｓの指針に沿った考え方から、定期預金満期通知に代表されるヒートシーラーはがきによる案内に代え、スマホで簡単に確認できる「Ｗｅｂお知らせサービス」の登録拡大に取り組みます。

８　広告宣伝活動

①チラシ配布は可能な限り会員職場での組合員の顔を見ながらの手渡しを定着させ、組合員のそばに寄り添うろうきんとして、いつでも気軽に相談をいただける体制を構築します。
②【ＰＲプロジェクト】はＬＩＮＥ公式アカウントを活用したタイムリーな情報発信を継続し、「働く人のそばに寄り添うろうきん」のイメージ定着を目指します。
③毎年度末に開催している「組合機関紙コンクール」において優秀作を選ばせていただき、日頃の情宣活動に対する感謝を表わすとともに記念品を贈呈させていただきます。

Ⅲ．ＩＴ戦略

１　労金業態のＩＴ戦略方針

①「ろうきんアプリ」
「Ｗｅｂお知らせサービス」「住所変更」「相談予約」「かんたん通帳」や「残高・入出金明細照会」、「ろうきんダイレクト」機能等お客さまの利便性が向上した「ろうきんアプリ」の提供により、非対面による取引拡大に取り組みます。
ろうきんアプリ内のＱＲコード決済用のボタン・バナーをあらゆる機会を通じて周知し、キャッシュレス決済アプリへのろうきん口座の登録を積極的に推進します。
多くの金融機関、資金決済業者が参加する「ことら」サービスを提供することで、個人顧客の家計内資金移動や税公金支払いの利便性を高め、ろうきんをメインバンクとした取引拡大を推進します。
②「融資受付システム」
「融資受付システム」は2024年度上期を目途に導入し最大限活用することにより非対面チャネルを拡大するとともに、審査事務の省力化と顧客の利便性向上を実現します。
③「営業支援タブレット端末」
「ＱＲ伝票作成システム」の運用を開始し会員・顧客の伝票作成負荷や集配金時の作業時間の削減を実現します。
第１ステップは、店頭取引を前提としＡＰＩ連携を活用したタブレット取引による勘定系元帳の即時更新の仕組みを構築します。
タブレット端末に実装されている「預かり資産販売支援システム」、「こくみん共済coop・共済代理販売支援システム」等により、お客さまニーズにリアルタイムで対応し、お客さまの満足度を高めます。
④「ｉＤｅＣｏ電子申込みシステム」
「ｉＤｅＣｏ電子申込みシステム」を活用し申込みの電子化により作業効率を高めるとともに、確定拠出年金法改正にも適切に対応します。
⑤「預貯金照会・回答業務のデジタル化」
行政機関から金庫への照会に対しては、連合会と株式会社ＮＴＴデータ「pipit　ＬＩＮＱ」・Socio Future株式会社「ＤＡＩＳ」のシステム処理により、一部行政機関へ自動回答となったことから、未導入行政機関へシステム導入を働きかけることで、回答に係る業務を大幅に削減します。

Ⅳ．コンプライアンス・リスク管理戦略

１　「コンプライアンス経営」の実行

①常勤の役員は諸会議や職場訪問時等において「コンプライアンス経営」実行のメッセージを発信し続け、全役職員はこの遵守に徹します。
②リスク統括部は「コンプライアンス・プログラム」の実効性を高めるために、以下の対策を実践します。
- 各階層別研修等で過去の事例から重大なコンプライアンス違反が与える影響について発信し、全職員に対しコンプライアンス意識の浸透を徹底します。
- 全部店からのコンプライアンス・チェックリストに基づく法令等遵守状況の点検結果を集約・分析し、適正に対応します。
- リスク統括部は「コンプライアンス自己チェックアンケート」を分析し、役員と連携し必要な措置を講じます。ハラスメント関連については、人事総務統括部と連携し対応します。

③リスク管理グループを設置し相互牽制によるチェック機能の実効性を高め、内部管理体制を強化します。
④あらゆるハラスメントに関する研修は全職員を対象に開催することでハラスメントを根絶します。

２　顧客保護等管理態勢の充実・強化

①顧客の保護及び利便性の向上の重要性を十分に理解し、顧客保護等の現状を的確に認識したうえで、適正な顧客保護等管理態勢を充実・強化します
②お客さまの苦情・要望等は業務改善チャンスと受け止め、全営業店および全ＡＴＭに「お客さまの声」のはがき設置およびホームページを通じてお客さまの意見等の収集を行い、改善対策を講じます。
③お客さまが特殊詐欺等の被害に遭わないために、「不審取引検知システム」から出力される不審な自動機取引、ＩＢ取引、為替取引ならびに窓口取引を早期に検知し、不正な取引による被害を防止します。

３　ＡＬＭの更なる高度化とリスク・アペタイト・フレームワークの充実・強化による健全経営

①リスク・アペタイト・フレームワークを充実し、自己資本に見合う適正なリスクコントロールにより、収益力を向上し経営体質を強化します。
②預金、貸出金、有価証券および預け金の残高およびデュレーションを総合的に管理することで金利リスクをコントロールし、収益を最大化します。
③資金運用は常に市場の動向を把握し、ポートフォリオの適切な見直しにより市場リスクおよび市場信用リスクをコントロールし、収益を最大化します。

４　オペレーショナルリスク管理の充実・強化

①オペレーショナルリスク管理態勢の強化
- 四国ろうきんグループで発生する全てのオペレーショナルリスクは、リスク管理委員会で情報共有し対策を講じます。
- 代表理事および主管部署は、業務事故の調査等が必要と判断した場合は、各営業本部と連携して事実確認の調査

等を実施し、早期解決を図ります。
- リスク管理委員会は重大な業務事故について、規程に基づき発生原因・再発防止策を協議・検証し、再発防止を徹底します。
- リスク管理委員会はリスク事案の重大性、社会的影響度、悪質性、発生頻度、店舗のリスク管理態勢などの観点から時系列で分析・分類する手法を加えて検証を行います。

５　情報セキュリティの強化

①デジタル革命により環境の変化に求められる情報セキュリティの強化を行います。
- サーバのクラウド化等新たなシステム導入時にはＦＩＳＣ（金融情報システムセンター）の金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準に準拠していることを確認のうえ導入します。

②セキュリティの強化
- インターネットメールなどによる情報の漏えいやＵＳＢメモリーによるデータ持出に起因する情報漏えいなどを防ぐために情報機器のログを監視するログ監視システムの導入を検討します。

６　緊急時危機管理態勢の強化

①大規模災害等に備えて各店舗への出勤者を明確にし、緊急対策本部の指示により全店舗が業務継続可能な態勢を構築します。

②営業店業務継続要領に基づき実践的な訓練を実施し、災害やシステム障害時の業務継続に備えます。

③全部署において、地震・津波・火災等の災害時、また防犯に備えた実践的な対応・避難訓練を実施します。

７　マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク対策

（以下「マネロン等リスク対策」という）

①あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスクを特定・評価し、全役職員の共通認識の下で必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に努めます。

Ⅴ．人事戦略

１　職員採用方針

①大学の新卒採用活動は、多様化する学生のニーズに対応するため、「対面による合同説明会」と「サイトを活用したＷｅｂ（非対面）」の両面で実施し、学生のエントリー者数および採用試験応募者数の増加に繋げます。

②高等学校新卒採用は、指定校推薦および一般公募により幅広く募集し、各営業本部と連携して高等学校との関係を構築の上、以下のとおり取り組みます。
- 選定した高等学校（指定校）へ丁寧な説明を行い、優秀な学生を推薦いただけるよう取り組みます。
- 一般公募についてはハローワークに求人票を公開するとともに、要請に応じて高等学校へ丁寧な説明を行います。

③新卒採用の内定者に対しては、オンライン機能を活用した面談や説明会を複数回実施し、福利厚生を含む人事制度や必要な資格概要等の理解、入庫に向けた事前準備と意識の醸成に取り組みます。

④中途採用は、年２回（上期・下期）募集し、専門性と福祉金融機関の役割を発揮できる有能な人材を確保します。

⑤アソシエイト職員からの正職員登用については、積極的に人材育成を行うことで、アソシエイト職員自身の能力開発および正職員登用への意欲を高め、応募者増加につなげます。

２　人材開発と教育研修計画

①庫内研修は集合開催を基本とし、Ｗｅｂ研修を組み合わせながら効果的に実施します。

②「営業力強化」研修は“ろうきんＲＭスペシャリスト”を養成する観点から、「営業力強化研修」（職域営業、エリア営業、投信、心配り）を実施します。

③「コンプライアンス・リスク感度強化」研修は「コンプライアンス」「オペレーショナルリスク」「与信信用リスク管理」を中心として、庫内・Ｗｅｂ研修等のカリキュラムに入れて実施します。

④人事総務統括部は、「認知症サポーター養成講座」を適宜開催し、福祉金融機関として全役職員が「認知症サポーター」の資格を取得することで、地域や職域で認知症の方や家族をサポートできるよう態勢を強化します。

Ⅵ．財務戦略

１　コストパフォーマンスの最適化

①ＢＰＲをはじめとする改革スケジュールに則り、四国ろうきんグループ全体でのコスト効率を最大化します。

②コストパフォーマンスの適正化はＢＰＲプロジェクトを中心として、物件費効率（物件費ＯＨＲ）の向上と原価コストの削減ならびに労働分配率（人件費ＯＨＲ）の改善の観点から実現します。

③業態として算出する標準事務量を参考に、営業店事務の簡素化・標準化に取組み、経営資源の適正化を図り、営業店を「事務処理の拠点」から「会員・顧客へのサービスの拠点」へ変革、顧客満足の向上を実現します。

２０２４年度業績拡大計画

（単位：百万円）

	2023年度末残高	増加計画額	増加率	2024年度末残高目標
融　資	419,864	4,933	1.17%	424,798
預　金	653,644	7,912	1.21%	661,556

〈地域社会の活性化に関する取り組み（地域と協働した社会貢献活動等）〉

ろうきんは、「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与する」と定めたろうきん理念を実現するために、地域や社会への幅広い貢献活動を展開しています。

社会貢献活動「助成金制度」

当金庫の社会貢献活動助成金制度により、2023年度は16団体に239万円の助成を行いました。制度発足後22年間で、延べ545団体に総額8,961万円を贈呈しています。これからも「ＳＤＧｓ17ゴール」の実現に向けて社会貢献の一助となる活動を継続してまいります。

NPOへの支援

●四国ろうきん「助成金制度」

社会福祉、高齢者問題、文化や国際交流などの「福祉活動」を対象とし、非営利で公共性の高い活動をしている団体に対し、応募申請をもとに審査・選定し、助成金を贈呈する制度です。

2023年９月　香川地区目録贈呈式

2023年度　助成先団体一覧表

＜徳島県関係分＞

助成先団体名	団体所在地	助成対象活動
一般社団法人 徳島県キャリアコンサルタント協会	徳島市	講演会：キャリア教育の今とこれから ワークショップ：自分の未来の可能性を広げよう
特定非営利活動法人 徳島保全生物学研究会	阿南市	「生物多様性を知って、 ネイチャーポジティブを目指そう」
特定非営利活動法人 セラピー乗馬てくてく育成会	阿波市	地域の支援グループと連携した複合的ホースセラピーの創出
茶と菓の集　FRIENDS 会	名西郡	茶と菓の集　FRIENDS 会

＜香川県関係分＞

助成先団体名	団体所在地	助成対象活動
災害弱者安心ネットワーク高松	高松市	防災フォーラム 「要援護者の防災対策で地域を再生」
特定非営利活動法人 奥塩江交流ボランティア協会	高松市	奥塩江山なみ音楽祭開催等

＜愛媛県関係分＞

助成先団体名	団体所在地	助成対象活動
OKiDoKi	松山市	コミュニティパントリーから広がる輪
ＪＤＤ net 愛媛	松山市	マップ作製（加盟団体紹介パンフレット）
カウンセリング・アート 鼓舞	宇和島市	全国手をつなぐ育成会　松山大会

＜高知県関係分＞

助成先団体名	団体所在地	助成対象活動
朝倉夜間中学校　運営協議会	高知市	朝倉夜間中学校25周年記念関係事業
一般社団法人 高知がん患者支援推進協議会	高知市	高知スピリチュアルケア提供者養成研修
いきいき百歳大交流大会 実行委員会	高知市	第18回いきいき百歳大交流大会
特定非営利活動法人 アニマルサポート高知家	高知市	保護犬猫の譲渡会と飼い主のいない猫を減らすためのＴＮＲ活動
一般社団法人　虹の花	土佐清水市	子ども食堂で防災を学ぶ、防災キャンプ
四万十子ども食堂	四万十市	子ども食堂（昼食提供・食材等提供）
高知ＳＧＧ善意通訳クラブ	高知市	牧野植物園　植物ガイドテキスト作成

●各種手数料の免除制度

事前に申請し、審査・選定された団体に、振込をする際の為替手数料や、残高証明書等の一般手数料を免除する制度です。対象団体は、四国内に所在するＮＰＯ法人をはじめ、住民の福祉の増進を図ることを目的とする法人および任意団体です（審査が必要です）。

●ＮＰＯ等非営利法人事業融資の推進

「ＮＰＯ等非営利法人事業融資」はＮＰＯ法人等の運転資金や設備資金等を対象としたＮＰＯ法人等に対する融資制度です。ＮＰＯ法人で３年以上の活動実績があり、法人格取得後の決算が確定していることが要件となります。

四国ろうきん「ピンクリボンプロジェクト」

四国ろうきんでは、社会貢献活動の一環として、「女性が健康で長く働くことができる社会づくり」に貢献するために、乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝える「ピンクリボン運動」への支援に取り組んでいます。

具体的には、四国ろうきんＡＴＭにおいて、ろうきんカード（マイプラン含む）および他行カードでの支払１回につき１円を四国ろうきんが負担し、「ピンクリボン運動」を実施している四国地区の公益財団法人日本対がん協会のグループ組織に寄付するものです。

2023年度の取り組み期間（2023年２月～2024年１月）における寄付金額は、639,492円、制度発足後12年間で累計金額は1,073万円となりました。

2024年度以降も、引き続き取り組みを行います。

「ピンクリボン運動」支援の寄付
寄付金額　合計 639,492 円

地　区	寄付金額	寄　付　先
徳　島	108,366円	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構
香　川	127,882円	ピンクリボン かがわ県協議会
愛　媛	165,315円	ピンクリボン えひめ協議会
高　知	237,929円	公益財団法人 高知県総合保健協会

1. 各地区の寄付金額は、ATM支払件数実績で配分しています。

2024年３月　愛媛地区目録贈呈式

2024年３月　徳島地区目録贈呈式

「四国ろうきん１万人笑顔プロジェクト」

当金庫では「ＳＤＧｓ17ゴール」の実現に向け、社会貢献活動の一環として2018年４月より、「四国ろうきん１万人笑顔プロジェクト」の取り組みを進めています。

この取り組みは、お客さまにご利用いただいた「ろうきんローン」１件につき100円をろうきんが拠出し、お客さまに選んでいただいた寄付先（教育関係、子育て支援関係、障がい者支援関係、環境保護関係の各団体）へ寄付を行うものです。

福祉金融機関ならではの寄付活動として暮らしに寄り添い、多くの笑顔に貢献しています。

2023年度の取り組み期間（2023年４月～2024年３月）の寄付先および寄付金額は以下のとおりとなりました。

制度発足後６年間での寄付額は349万円となりました。

2023年度「四国ろうきん１万人笑顔プロジェクト」
寄付金額　合計 544,700円

地区	寄付金額	寄　付　先	活　動　内　容
徳島	129,100円	とくしま環境県民会議	地球温暖化防止 自然環境の保護など
香川	137,800円	香川県教育委員会	読書活動支援や育成事業
愛媛	180,200円	子どもの愛顔応援ファンド	子育て支援
高知	97,600円	公益財団法人　高知県身体障害者連合会	障がい者の社会参加推進等支援

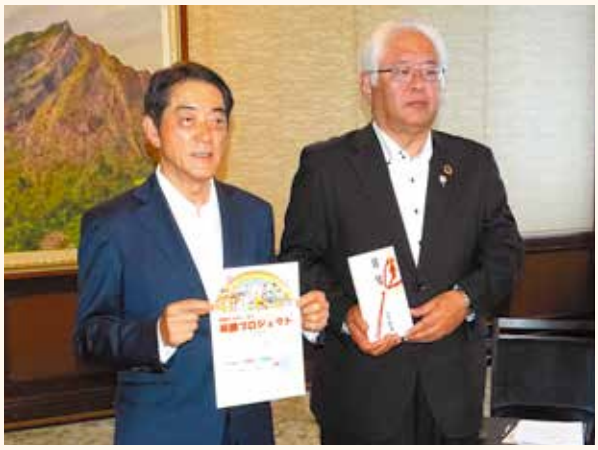

2024年５月　愛媛地区目録贈呈式

2024年５月　高知地区目録贈呈式

「<ろうきん>働く人と子どもの明日（あした）を応援プロジェクト2024」

2023年より募集を開始したこのプロジェクトは、ろうきん業態が一体となって利益の一部を活用し、2030年までの７年間取り組むことで、金融の枠組みだけでは解決しにくい、手が届きにくい社会的課題の解決に取り組む活動です。このプロジェクトには、すべての働く人と未来を担うすべての子どもに対して、ろうきんが働く仲間とともに応援する、というメッセージが込められています。

このプロジェクトに取り組むことで、会員やお客さまのみならず、すべての働く人に寄り添うろうきんの社会的役割の訴求力の向上、および金庫独自のＣＳＲ活動の活性化へつなげ、人々が喜びをもって共生できる社会の実現をめざし進めています。

四国ろうきんでは、第１回目の取り組みとして10団体にそれぞれ30万円、合計で300万円の支援を行いました。

2023年度　支援先団体一覧表

＜徳島県関係分＞

支援先団体名	団体所在地	支援対象活動
特定非営利活動法人 Ｃｒｅｅｒ	徳島市	子育て家庭に食事と居場所を提供する クレエール子ども食堂

＜愛媛県関係分＞

支援先団体名	団体所在地	支援対象活動
シングルマザー交流会松山	松山市	ひとり親家庭に年間を通して体験とつながりを作りたい

＜香川県関係分＞

支援先団体名	団体所在地	支援対象活動
一般社団法人 ぬくぬくママ SUN'S	高松市	子どもの学校以外の居場所をつくり家族を学校と共にサポートする
特定非営利活動法人 子育てネットひまわり	高松市	こどもまんなかおとな食堂プロジェクト （子ども・子育て家庭への支援と地域の活性化）
特定非営利活動法人 メタセコイヤの家	木田郡	メタセコイヤの家の活動 （生活支援、子育て支援、学習支援）
特定非営利活動法人 かねとうみらい塾	高松市	学童～みんなの居場所～
一般社団法人 小豆島子ども・若者支援機構	小豆郡	子ども・若者とその家族への供食支援を伴う居場所づくり活動事業

＜高知県関係分＞

支援先団体名	団体所在地	支援対象活動
特定非営利活動法人 こうち食支援ネット	高知市	生活に困窮した方々への食支援の輪を広げていく活動
特定非営利活動法人 ゆめ・スマイル	高知市	こども食堂や地域とのつながりを生み出す子育て支援事業
こども食堂 かもだ実行委員会	高知市	子どもを養育する生活困難家庭への見守りを兼ねた食品支援と食堂運営

2024年１月　高知地区目録贈呈式

2024年２月　香川地区目録贈呈式

ＳＤＧｓへの取り組み

ろうきん業態では2019年３月に「ろうきんＳＤＧｓ行動指針」を策定しました。ＳＤＧｓのスローガンである「誰ひとり取り残さない」や、全ての人々が必要な金融サービスにアクセスでき利用できる状況を目指す「金融包摂」の考え方は、〈ろうきん〉の設立経過や理念、ビジョンと合致するものです。

当金庫においてもこの指針に則り、労金運動を通じた勤労者の生活向上という、〈ろうきん〉の使命を徹底追求することを通じて、今後も〈ろうきん〉に期待される協同組織金融機関としての役割を発揮し、ＳＤＧｓに資する取組みを進めてまいります。

＜ろうきんＳＤＧｓ行動指針＞　～2019年３月～

⑴ 〈ろうきん〉は、「ろうきんの理念」とそれを実現するための「ろうきんビジョン」に基づき、勤労者のための非営利の協同組織金融機関として、勤労者の生涯にわたる生活向上のサポートに取り組んでいます。〈ろうきん〉は、こうした活動をさらに強化・徹底し、勤労者を取り巻く様々な社会的課題の解決に取り組むことを通じて、ＳＤＧｓの達成をめざします。

⑵ 〈ろうきん〉は、勤労者の大切な資金を、勤労者自身の生活向上のための融資や、社会や環境等に配慮したＥＳＧ投資などに役立てることを通じて、持続可能な社会の実現に資するお金の流れをつくりだしていきます。

⑶ 〈ろうきん〉は、労働組合・生活協同組合などの会員や労働者福祉に関わる団体、協同組織・ＮＰＯ・社会福祉法人・社団・財団などの非営利・協同セクター、自治体などとのネットワークを強化し、連携して地域における福祉・教育・環境・自然災害などの社会的課題の解決に取り組んでいきます。

⑷ 〈ろうきん〉は、ＳＤＧｓ達成に向けた様々な取り組みやその成果を発信し、〈ろうきん〉を利用することがＳＤＧｓ推進につながっていくことを会員や勤労者など広く社会に伝えることにより、ＳＤＧｓ達成に向けた共感の輪を広げていきます。

自然災害に係る取り組み

自然災害（地震・台風・大雨・大雪等）により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い被災地の復興を心からお祈り申し上げます。

ろうきんでは、復興に向けた支援として、以下の取り組みを行っております。

１．融資関連の特別措置

既往融資者（被災者）への特別措置

返済猶予等の貸付条件の変更については、（旧）金融円滑化法の運用を基本とした割賦金減額、元金据置等の契約変更について、お客さまのご事情をお聞かせいただいたうえで対応しています。

また、大震災の影響での延滞利息については、本人からの申請により、原則として延滞利息を免除しています。

２．振込手数料の免除措置

ろうきんの窓口から会員団体等が開設した義援金振込口座および被災者個人への生活資金等の振込にかかる為替手数料について、免除措置をとっています。

労働金庫における仕事と子育ての両立支援

当金庫は仕事と子育ての両立支援に向けて積極的に取り組む「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受け、2021年８月に「くるみんマーク」を取得しました。

【2023年度 実績】

- 育児休業等を取得した男性職員の割合 …… 100％
- 育児休業等および育児目的休暇を取得した男性職員の割合 …… 100％

女性職員のさらなる活躍にむけた職場環境づくり

当金庫は、女性の活躍推進に関する取組みの実施状況が優良な企業として厚生労働大臣の認定を受け、2019年７月に「女性活躍に基づく認定マーク（えるぼし）」（３段階中最上位の３段階目）を取得しました。

【2023年度 各種実績】

女性の割合

- 職員に占める女性職員の割合 …… 54.7％
- 係長職に占める女性職員の割合 …… 55.4％
- 管理職に占める女性職員の割合 …… 48.7％
- 役員に占める女性の割合 …… 11.1％

男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 （男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
全労働者	75.1 %
うち正規雇用労働者	74.0 %
うち非正規雇用労働者	91.3 %

男女の平均勤続勤務年数の差異

- 平均継続勤務年数の男女比（職員）…… 93.1％

勤労者セーフティーネット（勤労者生活支援特別融資）

当金庫では、勤務先の事情や自然災害等の影響により収入減少・離職等の影響を受けたお客さまの「返済条件の見直し」や「新たな融資」を通じて支援を行っております。

生活応援運動の取り組み

●生活応援セミナーへの講師派遣

会員や企業が開催する研修・セミナーにおいて、ライフプランセミナー等の「生活応援セミナー」に営業店の担当者を講師として派遣し、会員や地域で働く方々への教育・学習活動に努めています。2023年度はのべ359回、8,813名の参加をいただきました。

今後とも参加していただいた方々に喜ばれ、役に立つセミナーを開催していきます。

●可処分所得向上のための取り組み

高金利の他社カードローンを当金庫のカードローンや無担保ローンなどに借り換える取り組みを強化し、可処分所得の向上を図っています。

●財形制度改善要望

財形貯蓄は、勤労者財産形成促進法に基づく勤労者の方だけに認められた制度です。ろうきんは、この財形制度の改善をめざして、非課税限度額の引き上げ等を要望しています。財形制度の改善運動を展開することは、ろうきんの社会的役割であり、労働組合と連携しながら、より良い財形制度づくりに努めています。

●高校生・大学生向けの消費者教育講座への講師派遣

これから社会に出る高校生・大学生に対して正しいお金の使い方を身につけていただくことを目的に消費者教育講座を開講し、営業店の担当者を講師として派遣しています。2023年度は、20校で開講し、2,280名が受講しました。

多重債務対策の取り組み

2006年12月の貸金業法改正を踏まえ、これまで以上の多重債務対策がろうきんに求められるとの認識から、2007年3月、全国労働金庫協会に「生活応援運動・多重債務対策本部」を立ち上げ、同年７月までに全国13のすべてのろうきんが同様の対策本部を設置しました。同年10月より、全国ろうきん統一施策として「多重債務対策特別強化月間～お金の問題！気づきキャンペーン～」を実施し、啓発・救済活動の一層の強化を図ってきました。

こうした中、当金庫における具体的な取り組みとして、職域や学校等での研修・学習会の開催、講師派遣、各種情報の提供などを通じた予防運動の一層の強化や多重債務相談体制の拡充等を進めています。

福祉金融機関としての融資制度

●勤労者生活支援特別融資制度（新型コロナウイルス等感染症対策）

新型コロナウイルスなど感染拡大の影響により勤務先事情による収入減少等の影響を受けた勤労者に対するサポートを目的として設けた融資制度です。

■利用状況

（単位：千円）

	2023年度末
融資残高	104,399

●求職者支援資金融資（2011年10月取り扱い開始）

厚生労働省が実施する「求職者支援制度」による職業訓練受講給付金のみでは、訓練受講中の生活費等が不足する場合の支援策として設けられた融資制度で、ハローワークが融資申込みの証明（認定）を行います。

■利用状況

（単位：千円）

	2023年度末
融資残高	4,564

●技能者育成資金融資（2011年５月取り扱い開始）

優れた技能者を育成するための一助として、成績が優秀であるにもかかわらず、経済的理由により、職業能力開発総合大学校および公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受けることが困難な訓練生を対象にした融資制度です。

■利用状況

（単位：千円）

	2023年度末
融資残高	67,565

●金融エコ商品の販売

当金庫では、ご自宅のエコ・耐震化（太陽光発電設置、オール電化、バリアフリー化、耐震補強工事など）のための「ナッ得・エコ住宅ローン（無担保）」や環境配慮型住宅に金利引き下げ項目が適用される「有担保住宅ローン」等の金融エコ商品を通じて、環境負荷の低減に努めています。

社会貢献活動

●環境美化活動

地域貢献の一環として、会員と職員が協働して、地元の海岸や道路の清掃活動等の「クリーン作戦」を定期的に実施しています。

●ろうきん５Ｒ運動（RokinのRefuse、Reduce、Reuse、Recycle）

当金庫では、企業の社会的責任（ＣＳＲ）を果たしていく課題として地球温暖化防止に向けた取り組みを進めています。また、冷暖房の適正温度設定を実施し、省エネに努めています。2022年４月からは年度を通して軽装で業務を行っています。

●高校生・大学生向けの消費者教育セミナーの開催

高校生・大学生が、金銭トラブルや悪徳商法に巻き込まれないための知識の習得を目的に、学生に対する金融セミナーを20校で実施しました。営業店の担当者が講師となる金融セミナーは、学校関係者からも好評をいただいています。

●リスク管理の態勢

基　本　方　針

当金庫では、リスク管理を重点課題の一つと位置づけ、経営の健全性を確保するため、理事会により制定された「統合的リスク管理・運営方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法でリスク管理を実施しています。

統合的リスク管理体制図

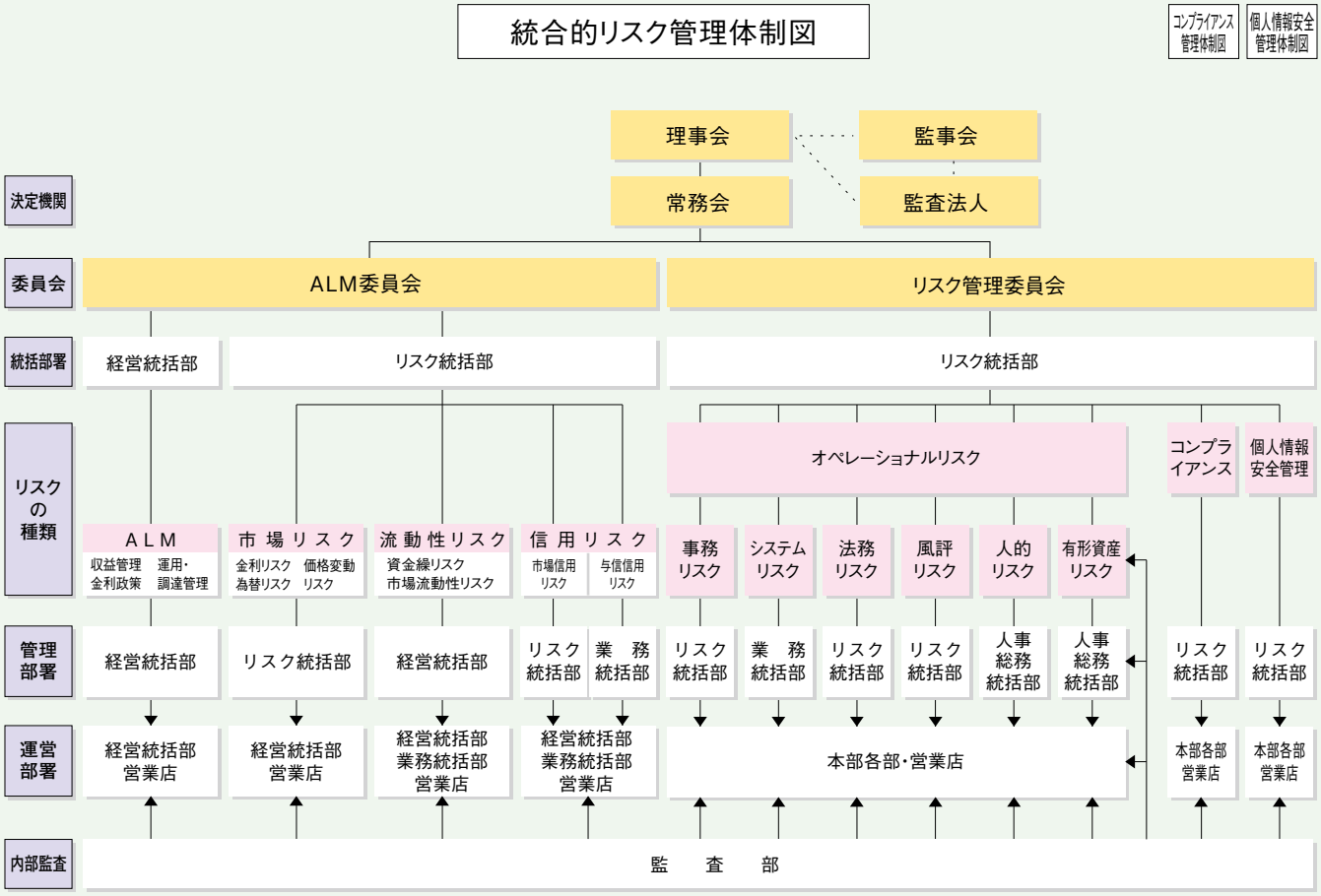

◆統合的リスク管理の取り組み◆

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、「信用リスク」、「市場リスク」および「オペレーショナル・リスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的にＡＬＭ委員会・リスク管理委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないよう適正にコントロールしています。

また、金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析、検証をしています。

●各種リスクへの取り組み

1 信用リスク

与信先（貸出先等）やデリバティブ取引の相手方の信用状態の悪化による債務不履行リスク（貸出金や有価証券などの元本、利息が回収不能となるリスク）が、いわゆる「信用リスク」です。

当金庫では、貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理態勢の強化に努めています。

⑴ 個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備したうえで、迅速かつ適切な審査が実施されるよう、営業店の審査スタッフの育成に努めています。また、営業店の決裁権限を越える案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行うなど厳正な対応に努めています。

⑵ 金庫全体の信用リスク管理として、定期的に貸出金の自己査定を行い、信用リスクの量的な把握に努めているほか、延滞債権については、本部で集中管理するなどの対策をとっています。

有価証券等、信用リスクを有するその他の資産についても、取得にあたって、金庫で定める資金運用規程に則って、信用格付機関が発表する格付等を参考に、信用リスクの回避に努めています。また、定期的に自己査定を行い、取得後の事情変化についても追跡管理しています。

なお、デリバティブ取引に内在する信用リスクについても、取引の時価をベースにしたカレント・エクスポージャー方式による管理を進めるなど、強化に努めています。

2 市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクが「市場リスク」です。

当金庫では、資産・負債全体の市場リスク量をVaR（バリュー・アット・リスク）により月次で計測し、リスク量が市場リスクに割り当てられた自己資本の範囲内に収まっているかどうかを管理するとともに、ALM委員会にてそのリスクリミットの遵守状況等を確認しています。

また、「金利リスク」、「価格変動リスク」および「為替リスク」について、以下のとおり管理しています。

⑴ **金利リスク**

運用、調達の資金別に金利更改日までの残存期間のデータを把握し、複数の金利変動シナリオに基づいて定期的にシミュレーションを行うことにより、金利変動による収支損益の変動額を把握しています。

また、資産・負債のBPV（ベーシス・ポイント・バリュー）を算出し、金利変動による現在価値の変動額を把握しています。

⑵ **価格変動リスク**

市場の急激な変動に対して迅速に対応できるよう、有価証券の時価評価およびVaRを月次で計測しています。

⑶ **為替リスク**

外貨建資産・負債の為替損益を月次で把握するとともに、VaRを月次で計測し、為替の変動に対応した管理を行っています。

以上の市場リスクの管理は、後に説明いたします流動性リスクの管理も含めて、ALM（Asset Liability Management：資産負債総合管理）の中で行っています。

3 流動性リスク

予期しない金庫資金の流出などが起こった場合、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、保有している金融商品の流通性が低いため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、金融機関が損失を被るいわゆる資金繰りリスクが「流動性リスク」です。

金庫業務全般において、様々な資金フローが発生しますが、当金庫では、こうした資金繰りリスクについて、経営統括部において一元的に管理するとともに、ALM委員会にて管理状況を報告しています。

4 オペレーショナル・リスク

業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクが「オペレーショナル・リスク」です。

当金庫では、オペレーショナル・リスクを以下のとおり区分し、管理するとともに、リスク管理委員会にて適時・適切に監視・制御をしています。

⑴ **事務リスク**

金融機関では様々な業務を展開するなかで、現金、手形、証書などの重要物を取り扱っています。したがって、日常これらに接する金庫の役職員が正確な事務を怠ったり、不正が起こると、大きな事故につながる恐れがあります。このことにより金融機関が損失を被るリスクが「事務リスク」です。

事務処理手順、事務処理権限、事務管理方法などの厳正化に加えて、事務が正確にかつタイムリーに行われているかをチェックする内部検査を強化しています。

具体的には、監査部による内部監査と各部店による定期的な自店検査を実施しています。その他、本部主管部署において各々のテーマによる研修を実施し職員の事務処理の習熟に努めるとともに、事務ミスの発生防止に努めています。

⑵ システムリスク

金融機関では、多様な事務処理やリスク管理において、オンライン・システムなど様々なコンピュータ管理を行っています。このコンピュータ・システムが停止したり誤作動するなど、システムの不備等により金融機関が損失を被るリスクが「システムリスク」です。

① 当金庫のオンライン・システムの運用・管理は、全国のろうきんが業務委託する労働金庫連合会の総合事務センターにて行われています。同センターは、付近に活断層がないなど良質な地盤を立地として選定し、電算棟は最大加速度1470ガルでも倒壊しないレベルの設計になっているほか、オンライン機器を収容するフロアではフロア構造に二次元免震床を採用し、免震床全体が地震による揺れを吸収する構造となっています。

電源設備についても、ループ受電により常時２回線で受電しているため、一方の回線が断線した際も他方からの受電を継続できる仕組みとしており、それに加えて停電への備えとして、UPS（無停電電源装置）および自家発電装置を保有しています。

万一、同総合事務センターが大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。

また、重要なデータ・ファイルの破損、障害への対策として、データ・ファイルを二重化するとともに、バックアップを取得し、重要システムに必要なソフトウェア及び重要なデータの隔地保管を行う等、データの安全確保に努めています。

高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上をはかるとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT（Computer Security Incident Response Team）態勢を、ろうきん業態全体で構築しています。

② 当金庫においては、コンピュータ・システムの停止または誤作動等、システムの不備、コンピュータの不備、コンピュータの誤操作・不正使用等について、安全対策基準および内部管理手続等の遵守、相互牽制機能にもとづき、トラブルの発生を未然に防止するために適切な管理を行っています。

⑶ 法務リスク

法令等に違反する行為、各種契約にかかわる不備等により損失を被るリスクが「法務リスク」です。

当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンス・マニュアルに定め、研修を通じて役職員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部の専門家に相談を行っています。

⑷ 風評リスク

ろうきんに対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクが「風評リスク」です。

当金庫では、風評リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応することにより未然防止に努めています。また、万一発生した場合に備えて本部各部および営業店の対応方法を定めたマニュアルを整備するなど、風評リスク顕在化の影響を最小限に抑えるよう努めています。

⑸ 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）および差別的行為（セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント等）により損失を被るリスクが「人的リスク」です。

当金庫では、雇用形態等に応じた人事管理の適切な実施、および人事等級制度を基本とした職員の働きがいを高める人事運営に努めています。また、セクシュアルハラスメント等を防止する取り組みとして相談窓口の常設やポスターの掲示を行っています。

⑹ 有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより損失を被るリスクが「有形資産リスク」です。

当金庫では、管理すべき動産・不動産の所在と現状を定期的に把握し、各資産の脆弱性を踏まえた防災・防火対策の実施に努めています。

危機管理体制

当金庫では、「危機管理規程」を基本とし、自然災害、コンピュータシステムの障害や新型コロナウイルス感染症等の危機発生時に対応するために「緊急時危機管理マニュアル」等を制定しています。

危機発生時には対策本部を設置し、具体的な対応手順を定めた「コンティンジェンシープラン」にもとづき迅速に対応できる体制を整備しています。さらに、大規模な災害等の事態においても早期の復旧を図り、必要最低限の業務を継続できるよう、「営業店業務継続要領」を制定しています。

感染症に対しては、感染防止・感染拡大防止と金庫業務の継続を図ることを目的に、「新型インフルエンザ対策マニュアル」等を制定しています。

また、大規模災害等の発生を想定した訓練を定期的に実施するなど、体制の強化に努めています。

●コンプライアンス（法令等遵守）の態勢

1 コンプライアンスに対する考え方

コンプライアンスとは、法令だけでなく、企業であれば社内の諸規定、さらには確立された社会規範に至るすべてのルールを遵守することを意味します。

社会的な存在である、おおよそすべての団体・個人が、経営行動を実践する上で、あるいは日々の生活を営む上で、このコンプライアンスを求められていることは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業務を行う労働金庫とその役職員に対しては、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

また、「ろうきんの理念」にも掲げられているとおり、ろうきんは、その事業を通じて、「会員が行う経済・福祉・環境及び文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」を目指していますので、その経営姿勢には高い倫理性も求められています。

当金庫では、以上の考え方に立って、コンプライアンス関連規程と位置づけるものとして、「ろうきんの理念」とともに、「コンプライアンス基本方針」、「倫理綱領」、「リスク管理委員会規則」、「コンプライアンス・ホットライン規程」、「役職員交際規程」、「リーガルチェック規程」等を制定し、それらに基づき、役職員が遵守すべき事項を明らかにしております。

2 法令等遵守の態勢

当金庫では、以下の態勢によって法令等遵守の徹底に努めています。

⑴ 代表理事および業務執行理事の業務執行等に関する法令等遵守の体制

当金庫の理事および監事は、全国労働金庫協会の主催するセミナー、講演会等で研鑽を重ね、金融機関が公共的な使命を達成し、その信用を維持するために、組織内に法令等遵守の精神を徹底することがいかに重要であるかについて深く認識しております。

その上で、理事は、理事会の構成員として理事会に参加し、代表理事および業務執行理事の業務執行を監督しています。

また、監事は、理事会へ出席し定期的な監査により代表理事および業務執行理事の業務執行をチェックしています。監事監査のチェック項目は多岐にわたっており、そのうち法令等遵守の体制に関する事項としては以下が代表的なものです。

- 総会および理事会の運営が法令等に準拠したものとなっているか
- 決算が法令等に沿って実施されているか、など

なお、役職員一丸となり法令等遵守態勢の確立、内部管理態勢の充実・強化、不祥事件未然防止策の徹底を最重点に取り組みを進めています。

⑵ 預金、融資等の業務にかかわる法令等遵守について

① 営業部門と本部各部門の職員に対して、日常的に監督責任者から法令等遵守の指導を行うとともに、金庫内外の会議、研修を通じて法令等遵守マインドの醸成に努めています。

② 業務組織機構図（33～34頁）のとおり、役員の直接的な指揮下に監査部を設置しています。

この監査部が定期的に営業店や本部各部に対して行う内部監査と、営業店や本部各部自らが行う自店検査の二つを柱として、相互牽制が十分働くように留意しながら、内部的なチェックを実施しています。

内部監査と自店検査は、所定のチェック項目に基づいて現物の照合や職員とのヒアリングなどを実施していますが、法令等遵守に関する事項としては以下が代表的な項目です。

- ●個人情報の管理に違法性はないか
- ●融資申請の審査結果に違法性はないか

⑶ 反社会的勢力に対する取り組み

「反社会的勢力に対する基本方針」を公表し、業務の適切性と健全性の確保に努めています。また、労働金庫業態で反社会的勢力情報を共有し、反社会的勢力への対応手順について周知しているほか、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の専門機関と連携し、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいます。

⑷ マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネロン等」という。）を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

- リスクの特定・評価・低減

各部門の担当役員は、マネロン等リスク対策担当役員の指示の下、リスクベースアプローチによるリスクの特定・評価を行い、リスクの低減措置を実施しています。

- リスク対策計画

当金庫は、年度ごとに策定する「マネロン等リスク対策計画」に沿って継続的なリスク対策、職員研修などに取り組んでいます。

マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針（抜粋）

●目　的

この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク（以下「マネロン等リスク」という。）を特定・評価し、全役職員の共通認識の下で必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とする。

●態勢の整備

あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を、金庫全体で実施するために、金庫

は、庫内横断的なリスク管理態勢を整備する。
　そのため代表理事はマネロン等リスク対策担当役員を任命し、この職務に必要な権限を付与する。

●経営陣の認識
　リスク管理委員会は、マネロン等リスク対策担当役員が取りまとめた「特定事業者作成書面」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを認識する。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策体制

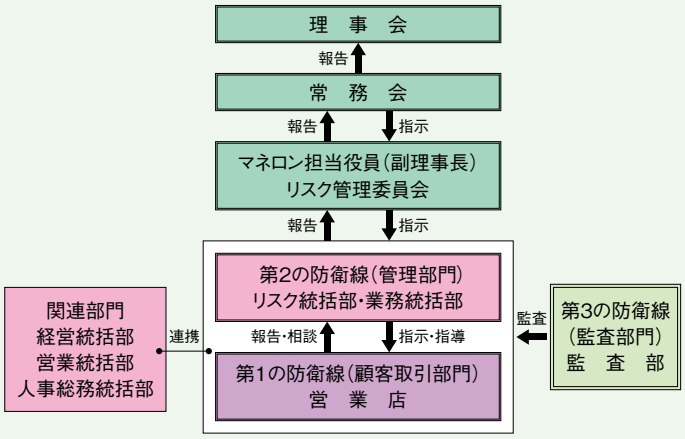

（2024年 6 月30日現在）

コンプライアンス態勢の組織機構図

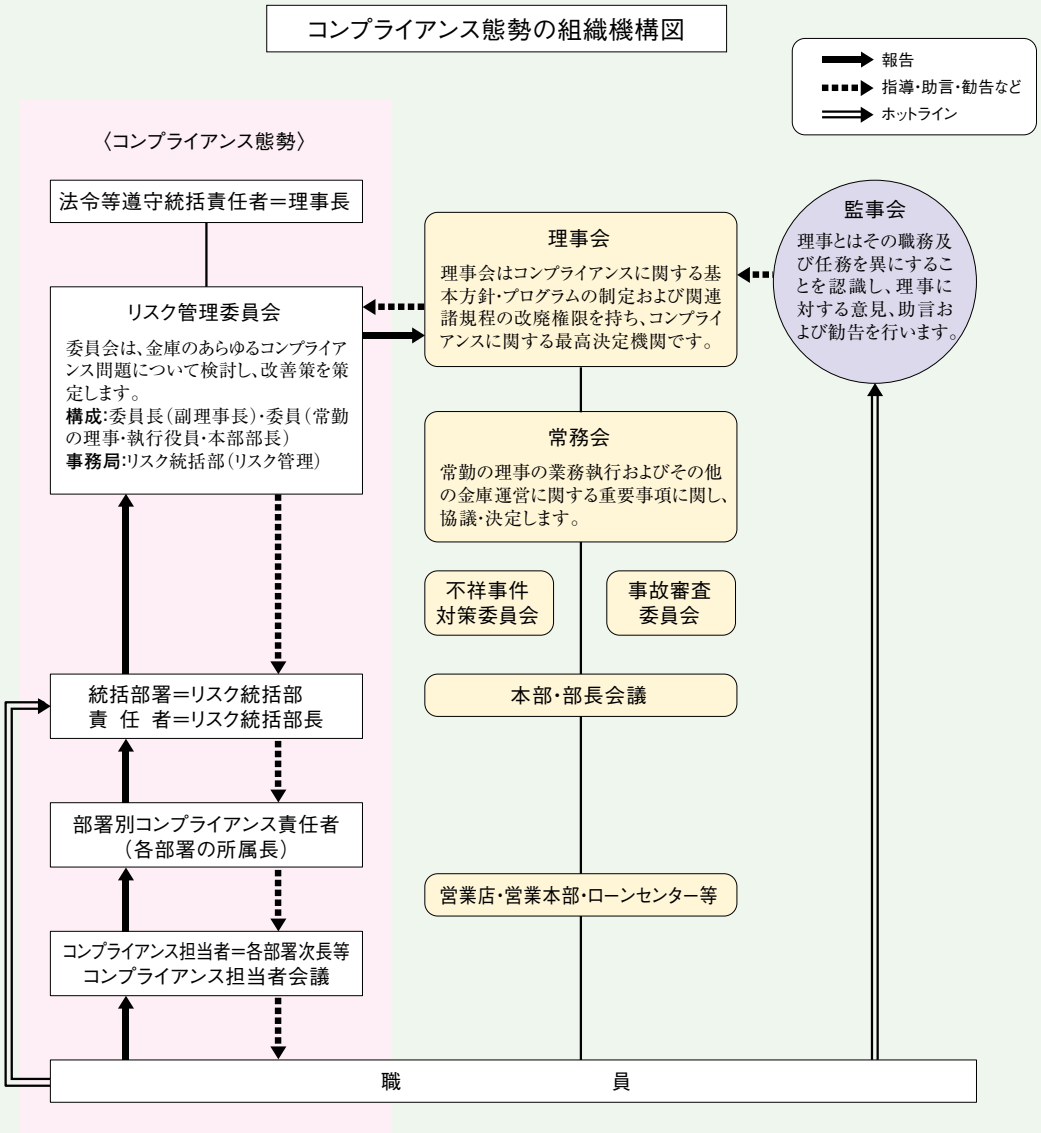

●苦情等への対応（金融ADR制度への対応について）

苦情・要望等への対応の概要

当金庫は、お客さまより寄せられる、金庫業務を通じて発生した苦情および要望などについて、その受理から問題解決や業務改善に至るまでの全過程において、お客さまの理解と信頼を深め、お客さまの正当な利益を保護しお客さまとの円滑な取引を継続するために取り組んでいる内部規則の概要等をホームページ、パンフレット等で公表しています。

1 「苦情・要望等」に関する取り組み

当金庫は、お客さまの不満足の表現である「苦情」や何らかの実現や改善が期待されている「要望」の申し出に関して、次のように取り組みます。

(1) 当金庫は、営業店等に苦情・要望対応要員および苦情・要望対応管理者を配置し、また、本部に設置したお客さま相談センターに顧客サポート等専任担当者を配置するとともに、リスク統括部を顧客保護等管理統括部署として、お客さまからいただいた「苦情・要望等」への対応・報告態勢を整えています。

(2) 職員がお客さまよりいただいた「苦情・要望等」は、営業店等の苦情・要望対応要員、苦情・要望対応管理者から本部のお客さま相談センターに報告され、顧客サポート等管理責任者関与の下「苦情・要望等」への対応を適切に行います。

(3) お客さま相談センターに報告された「苦情・要望等」の内容が重大と判断される場合は、速やかにリスク統括部長、監査部および役員に報告します。

(4) 当金庫では、「苦情・要望等」の原因を早急に究明し、再発防止あるいは改善の措置をとるとともに、再発防止・改善策を策定します。

(5) 当金庫では、お客さまからいただいた「苦情・要望等」を定期的に当金庫経営陣に報告し、また当金庫全体で情報を共有化しております。

(6) 当金庫では、職員のコミュニケーション技術の向上、顧客重視の職場風土を醸成させるため、職員の教育・訓練を行います。

2 苦情受付・対応態勢

当金庫は、次頁のような態勢で、お客さまからの声を真摯に受け止め、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に努めています。

3 苦情・相談等窓口

当金庫の事業運営に関するご相談や苦情については、各営業店または、以下の受付窓口までお申し出ください。

四国労働金庫 お客さま相談センター
電話番号：0120−505−690
電話による受付時間：午前9時～午後5時
（休業日を除く）
ファクシミリ：087−811−8100
E-mail：support_459@shikoku-rokin.or.jp
郵送先：〒760-0011 香川県高松市浜ノ町72番3号

一般社団法人全国労働金庫協会が設置・運営する「ろうきん相談所」でも、ろうきんに関する「苦情・要望等」をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申出者のご了解を得たうえで、お取引先の労働金庫に対して迅速な解決を促します。

全国労働金庫協会ろうきん相談所
電話番号：0120−177−288
電話による受付時間：午前9時～午後5時
（休業日を除く）
E-mail：soudansyo@ho.rokinbank.or.jp

紛争解決措置の概要

1 東京三弁護士会「仲裁センター」へのご案内

東京三弁護士会が設置・運営する仲裁センター等への利用申込に関する手続きについてご案内いたしますので、前記の「全国労働金庫協会ろうきん相談所」へお申し出ください。

なお、お客さまが直接弁護士会へ申し出ることも可能です。

2 紛争解決のための機関

紛争解決のための機関を、ろうきんでは下表のとおり東京三弁護士会が運営する仲裁センターとしています。（東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。）必要な場合は、前記の「全国労働金庫協会ろうきん相談所」にご連絡ください。

3 紛争解決機関

名　称	住　　所	電話番号	受付日／時間
東京弁護士会 紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～16:00
第一東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00
第二東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立てについて、当事者のご希望を伺ったうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める次の方法も用意しています。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

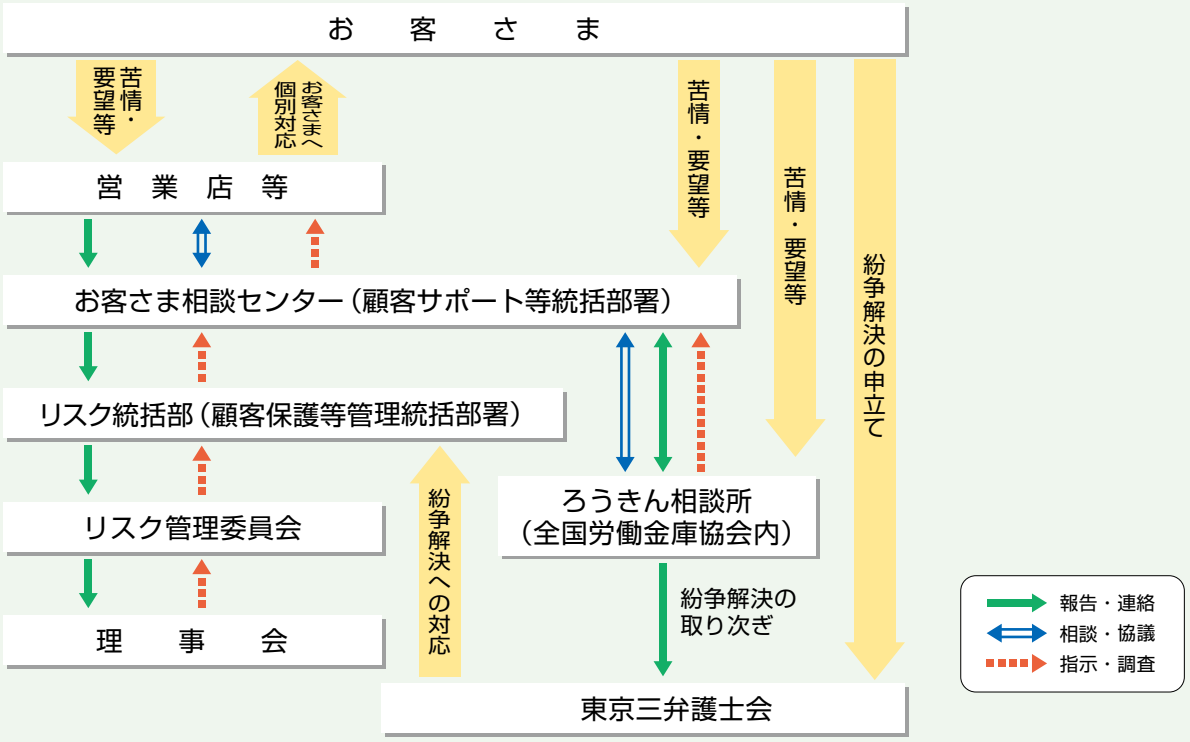

業務組織機構図（2024年6月30日現在）

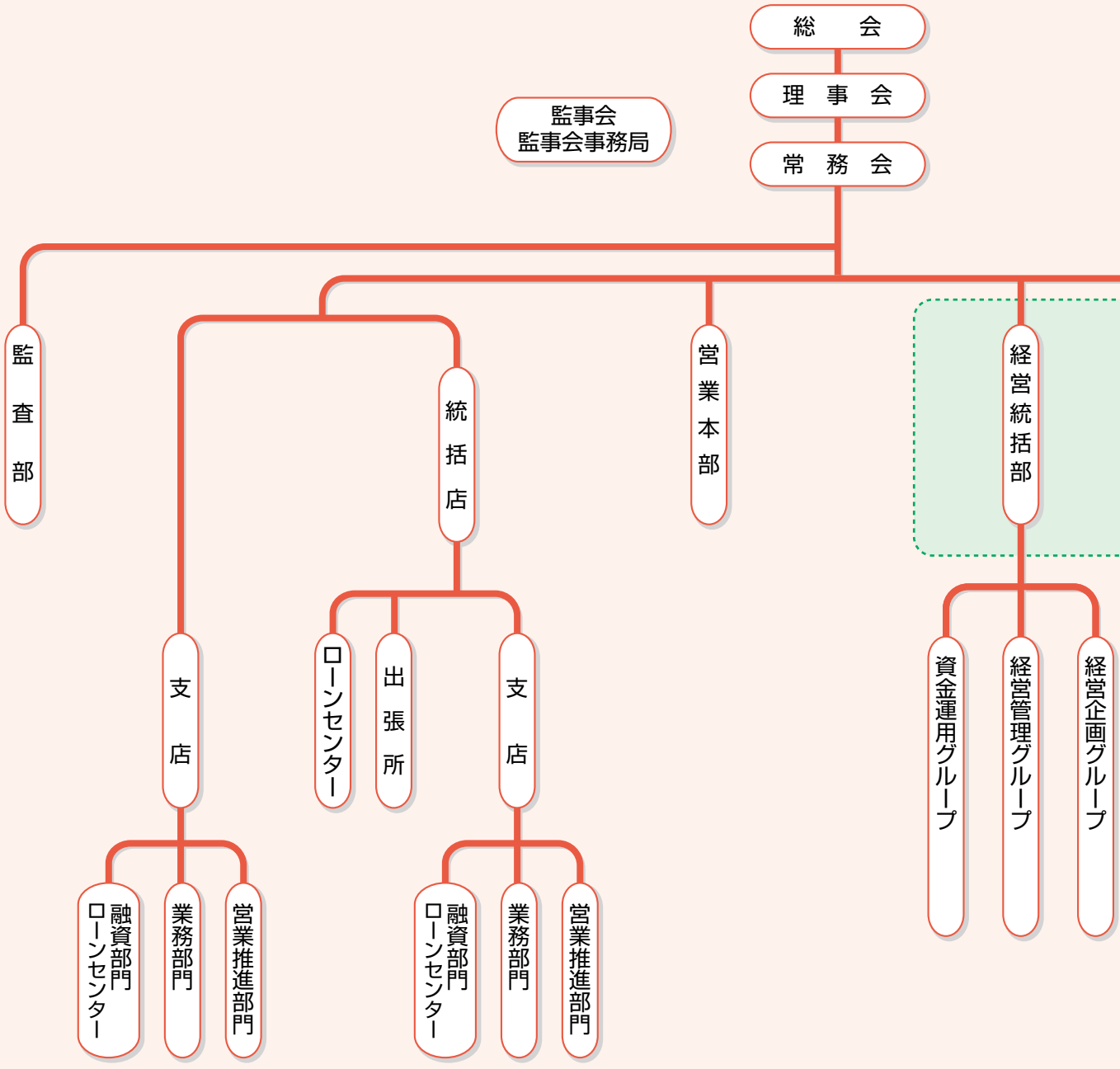

注：支店には、営業店規模に応じて、
上記の部門またはローンセンター
を置く事ができる。

事業の組織

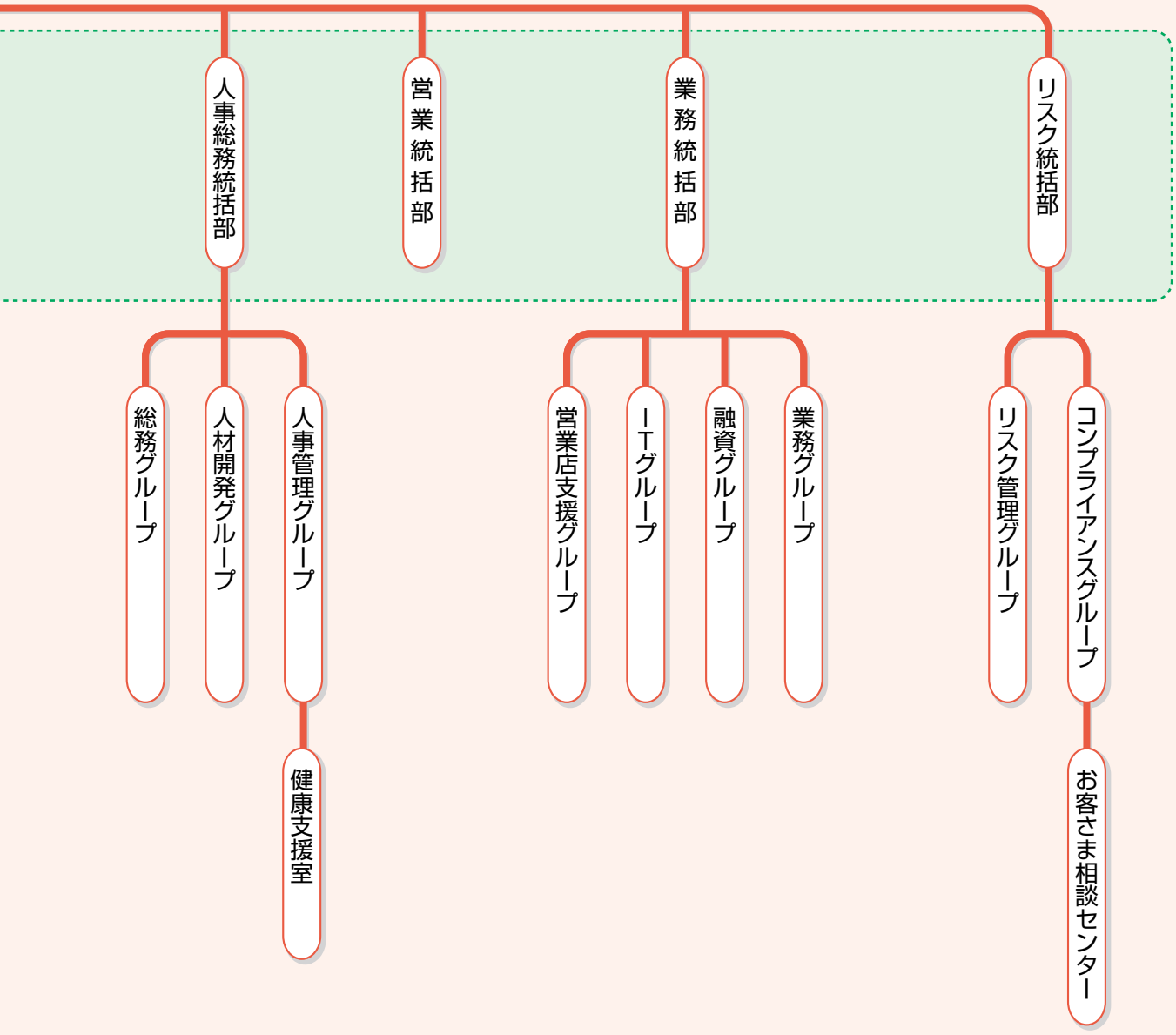
人事総務統括部
営業統括部
業務統括部
リスク統括部
総務グループ
人材開発グループ
人事管理グループ
健康支援室
営業店支援グループ
ITグループ
融資グループ
業務グループ
リスク管理グループ
コンプライアンスグループ
お客さま相談センター

●理事及び監事の氏名及び役職名

理事長　杉本　宗之

副理事長 十川　淳二

専務理事 野村　治文

常務理事 井上　浩司

常務理事 新居　栄治

常務理事 隼田　寿浩

常勤監事 中橋　博

（2024年6月30日現在）

役職名	氏名	所属団体等
理事長	杉本　宗之	ＪＡＭ井関農機労働組合松山支部
副理事長	十川　淳二	タダノ労働組合
専務理事	野村　治文	員外
常務理事	井上　浩司	とさでん交通労働組合
常務理事	新居　栄治	ＰＨＣ労働組合徳島地区
常務理事	隼田　寿浩	員外
理事	岡　美由紀	ＮＴＴ労働組合四国総支部徳島分会
理事	坊野　靖仁	ジェイテクト労働組合徳島支部
理事	中川　孝文	自治労徳島県本部
理事	森池　譲治	ＮＴＴ労働組合四国総支部香川分会
理事	大熊　正樹	自治労香川県本部
理事	上川　良	ＪＰ労働組合四国地方本部香川連絡協議会
理事	辻　賢史	丸点通運労働組合
理事	岡本　武	別子労働組合
理事	高瀬　康文	宇和島自動車労働組合
理事	中田　信也	大王製紙労働組合
理事	白石　智章	帝人労働組合松山支部
理事	田上　誉	ルネサスグループ労働組合連合会西条地区支部
理事	石川　眞人	高知県教職員組合
理事	中平　正幸	自治労高知県本部
理事	西原　正雄	ＪＡＭヤンマーアグリ労働組合高知支部
理事	塩坂　博史	ＵＡゼンセンサニーマート労働組合
理事	北村　亜矢子	員外
常勤監事	中橋　博	員外
監事	宮本　武司	四国高速運輸労働組合
監事	中野　圭司	ＪＲ四国労働組合香川支部
監事	白石　岳	クラレ労働組合西条支部
監事	坂本　寛	ＮＴＴ労働組合四国総支部高知分会

●代表理事・常勤理事の兼職又は兼業の状況

労働金庫法第35条（兼職又は兼業の制限）第１項の「内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可」を受けて兼職又は兼業を行っている常勤役員はおりません。

●会計監査人の氏名又は名称

ＥＹ新日本有限責任監査法人（2024年６月現在）

●報酬等に関する事項

1 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事のことです。対象役員に対する「報酬等」は、職務執行の対価として支払う「報酬」および在任期間中の職務執行および功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

⑴ 報酬体系の概要

【報酬】

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、通常総会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事会において決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に通常総会で承認を得た後に支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a．支払金額と算定方法
支給額は、退任時の「第一基本報酬」に対して、在任１年につき2.5の支給率を乗じた金額とし、100円未満の端数が生じた時は、100円に切り上げる。

b．支払時期と支払方法
総会の承認を得た後、速やかに一括して支払うものとする。

c．会計処理
毎決算期に、「役員退職慰労引当金」を計上することとし、退任時の「第一基本報酬」に在任１年につき2.5の割合で計算した期末要支給額の100％を繰り入れ、翌年度取り崩しをする洗替え方式で処理する。

⑵ 2023年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：百万円）

区　分	支　払　総　額
対象役員に対する報酬等	132

1．対象役員に該当する理事は６名、監事は１名です。
2．上記の内訳は、「報酬」119百万円、「退職慰労金」13百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

⑶ その他

「労働金庫法施行規則第114条第１項第６号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官および厚生労働大臣が別に定めるものを定める件」（平成24年３月29日金融庁・厚生労働大臣告示第４号）第３条第１項第３号および第５号並びに第２項第３号および第５号に該当する事項はありません。

2 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者のことです。

なお、2023年度において対象職員等に該当する者はおりません。

1．対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2．「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して２％以上の資産を有する会社等をいいます。
3．「同等額」は、2023年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4．2023年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりません。

●職員の状況

項　目	2023年度末	2022年度末
職員数（人）	436	425
平均年齢	44歳3月	43歳9月
平均勤続年数	14年0月	14年3月
平均給与月額（千円）	360	364

1．職員数には、嘱託職員等を含めた人数を記載しております。
2．職員数には派遣職員は含みません。
3．平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額です。

預金商品のご案内

商品名		お預入れ期間	お預入れ金額	内容
普通預金無利息型 （決済用預金）		定めはありません	1円以上	万一ペイオフ実施となった場合でも、預金保険制度により全額が保護される無利息型の普通預金です。既存の普通預金を決済用預金に切り替えることもできます。
総合口座	普通預金	定めはありません	1円以上	1冊の通帳に、預ける（普通預金）・貯める（定期預金）・受け取る（自動受取り）・支払う（自動振替）・借りる（自動融資）の5つの機能をもった便利な口座です。給与振込、公共料金、ローン返済、各種自動支払等、家計簿がわりにお使いいただけます。 （ただし、エース預金は別冊扱いとなります。）
	定期預金	1ヵ月以上10年以内	1円以上	
	エース預金 （ワイド型・スーパー型）	3年以上 （エンドレス型は積立期間の定めはありません）	1円以上	
普通預金		定めはありません	1円以上	公共料金の自動支払いや年金のお受け取りなど、お財布がわり、家計簿がわりに使える便利な預金です。
普通預金 （通帳不発行型）		定めはありません	1円以上	インターネットバンキングまたはろうきんアプリ（かんたん通帳）にて取引内容をご確認いただくことを前提に、通帳を発行しない普通預金です。
貯蓄預金		定めはありません	1円以上	出し入れが自由で、まとまった資金の短期運用に最適な預金です。
通知預金		7日間の据置期間が必要です	1円以上	まとまったお金の短期運用にご利用ください。
当座預金		定めはありません	1円以上	代金決済に安全で便利な小切手利用のための預金です。
スーパー定期 （単利型・複利型）		1ヵ月以上10年以内	1円以上 1,000万円未満	大切な資金を安全・確実に増やす定期預金です。
ワイド定期		最長3年 （1年据置）	1円以上 300万円未満	1年複利の定期預金です。1年経過後必要額をお引き出しできます。
自由金利型定期預金 （大口定期）		1ヵ月以上10年以内	1,000万円以上	大きな資金の運用に適した定期預金です。
変動金利定期預金		1年以上3年以内	1円以上	6ヵ月ごとに金利が変動する定期預金です。
譲渡性預金		原則として、1ヵ月以上2年以下	5,000万円以上	大口資金の短期運用に最適です。
一般財形 （ワイド型・スーパー型）		3年以上のエンドレス積立とし、積立期間の定めはありません	1,000円以上	給与やボーナスからの天引きで、積立を継続しながら残高の全額または一部を随時払戻すことができる勤労者のための最適な積立です。
財形住宅 （ワイド型・スーパー型）		5年以上のエンドレス積立とし、積立期間の定めはありません	1,000円以上	住宅の新築・購入・増改築などのための積立預金です。 財形年金とあわせて550万円まで非課税です。
財形年金 （ワイド型・スーパー型）		5年以上	1,000円以上	将来に備えて積立、満60歳以降年金タイプでお受け取りいただける預金です。 財形住宅とあわせて550万円まで非課税です。
確定拠出年金定期預金		スーパー型 1年・5年・10年	1円以上	確定拠出年金制度の運用商品としての定期預金です。
エース預金 （ワイド型・スーパー型）		3年以上 （エンドレス型は積立期間の定めはありません）	1円以上	毎月やボーナスからの積立に適した積立型預金です。 「エンドレス型」、「確定日型」、「年金型」、「エンドレス型（まとめ周期選択型）」があります。
ろうきん後見制度支援預金		定めはありません	1円以上	成年後見制度を利用されているお客さま（被後見人）の預金のうち、日常的な支払いに使用しない金銭について、家庭裁判所発行の「指示書」にもとづき別管理するための専用口座としてご利用いただけます。

融資商品のご案内

●無担保ローン

商品名	金利タイプ	ご返済期間	ご融資限度額	内　　容
カーライフローン	変動金利 固定金利	10年以内	1,000万円	自動車関係資金にご利用いただけます。 車庫建設・水上バイク・モーターボートの購入等にもご利用いただけます。
教育ローン	変動金利 固定金利	20年以内	2,000万円	入学金・授業料だけでなく、学生生活にかかる敷金・権利金・家賃・生活費・受験の交通費等、教育資金全般にご利用いただけます。(団体信用生命保険制度あり)
奨学金借換ローン	固定金利	20年以内	1,000万円	奨学金の借換資金にご利用いただけます。
ナッ得・エコ住宅ローン	変動金利 固定金利	25年以内	2,000万円	太陽光発電、オール電化など環境配慮型住宅全般・耐震型住宅関連・バリアフリー住宅や、他行住宅資金ローン借換にもご利用いただけます。(団体信用生命保険付)
無担保住宅ローン	変動金利 固定金利	25年以内	2,000万円	新築、購入、増改築、改修、外構工事などにご利用ください。 (団体信用生命保険付)
住宅つなぎローン	固定金利	原則6ヵ月以内		当金庫の住宅ローンのつなぎ資金として、本体融資決裁金額の90%以内でご利用いただけます。 住宅金融支援機構融資・社内住宅融資等のつなぎ資金にご利用いただけます。(融資決定額まで)
福祉ローン	変動金利 固定金利	10年以内	1,000万円	医療・介護・育児・災害復旧関連資金にご利用いただけます。
フリーローン	変動金利 固定金利	10年以内	1,000万円	多目的にご利用いただけます。
サポート100	固定金利	10年以内	100万円	多目的にご利用いただける、会員組合員および会員管理職限定のローンです。
エール100	変動金利	10年以内	100万円	多目的にご利用いただけます。 当金庫が運営管理機関となるiDeCo(個人型DC)ご加入者(運用指図者は除く)が対象となります。
新一斉積立ローン	固定金利	5年以内	100万円	新一斉積立残高の10倍以内で、多目的にご利用いただけます。
一本太助α	変動金利	10年以内	500万円	他行(銀行・信販会社・消費者金融)からの借換えにご利用いただけます。 当金庫の住宅ローンを新規にお申込みいただいた方または既にご契約いただいている方が対象となります。
おまとめローン	変動金利	10年以内	1,000万円	組織労働者および会員管理職限定で、他行・信販・消費者金融からの借換資金にご利用いただけます。
負債整理融資	変動金利	10年以内	1,000万円	多重、多額の債務整理・借換を目的とするローンです。
継続支援融資	固定金利	5年以内	100万円	自己破産等の法的整理、弁護士等に委任し任意整理した会員組合員、またはろうきんの負債整理融資により整理した方に対する無担保融資です。(教育資金を含む場合は、融資限度額が200万円、返済期間は10年以内となります。)
Webカーローン	固定金利	10年以内	1,000万円	インターネットを通じて、車関連資金のローン申込ができます。
Webフリーローン	固定金利	10年以内	300万円	インターネットを通じて、多目的な資金のローン申込ができます。
日本学生支援機構奨学生入学金融資	固定金利	第1回奨学金支給日まで	50万円	当金庫に奨学金受取口座を指定された方で所定の基準を満たす学生の方がご利用になれます。
求職者支援資金融資	固定金利	10年以内	240万円	雇用保険を受給できない人に対して、厚生労働省が実施する「求職者支援制度」に規定する訓練を受ける対象者の生活費のための融資です。
技能者育成資金融資	固定金利	10年以内	300万円	成績が優秀で、かつ経済的な理由により職業能力開発総合大学校および公共職業能力開発施設の行う訓練を受けるのが困難な訓練生のための融資です。

主要な事業の内容

●カード系ローン

商品名	金利タイプ	ご返済期間	ご融資限度額	内　　容
教育ローン(カード型)	変動金利	20年以内	2,000万円	入学金・授業料だけでなく、学生生活にかかる敷金・権利金・家賃・受験の交通費等、教育資金全般にご利用いただけるカードローンです。
マイプラン	変動金利	1年毎の自動更新	300万円	使いみち自由なカードローンです。
R・プラン300	変動金利	1年毎の自動更新	300万円 (100万円以上)	「住宅ローン、カーライフローン、教育ローン利用者」または「給与振込指定かつ財形預金またはエース預金契約者」限定の、使いみち自由なカードローンです。
R・プラン500	変動金利	1年毎の自動更新	500万円 (300万円超)	勤続5年以上または年収500万円以上の会員組合員および会員管理職限定の、使いみち自由なカードローンです。
一本太助	変動金利	1年毎の自動更新	500万円 (50万円以上)	他行(銀行・信販会社・消費者金融)からの借換えにご利用いただける、会員組合員および会員管理職限定のカードローンです。
Webマイプラン	変動金利	1年毎の自動更新	100万円	インターネット申込専用の使いみち自由なカードローンです。
妊活サポートローン	変動金利	1年毎の自動更新	300万円	ご本人または配偶者の方の不妊治療および不育症に関連する費用にご利用いただけるカードローンです。

●有担保ローン

商品名	金利タイプ	ご返済期間	ご融資限度額	内　　容
キャップ住宅ローン	変動金利 (上限金利付)	40年	1億円	借入当初に選択した期間(10年)に応じて、上限金利が設定されているので、金利の上昇に対応できる安心な住宅ローンです。
固定金利選択型住宅ローン	変動金利 (固定金利期間付)	40年	1億円	3年、5年、10年、20年の固定金利期間が選択できる住宅ローンです。
有担保住宅ローン	変動 固定	40年	1億円	新築・増改築・住宅購入などマイホームの実現にご利用いただけます。
有担保フリーローン	変動 固定	40年	1億円	多目的な資金にご利用いただけます。
負債整理有担保融資	変動	20年	2,000万円	負債整理資金専用のローンです。住宅資金が含まれる場合は、上限5,000万円以内、返済期間40年以内となります。
ろうきんフラット35	固定	15年～35年	8,000万円	長期固定金利の住宅ローンです。
リ・バース60	変動金利	債務者が亡くなられるときまで	8,000万円	60歳からご利用いただける独立行政法人住宅金融支援機構の住宅融資保険を付保したリバースモーゲージ型の住宅ローンです。
預金担保ローン	固定	預金満期日以内または10年以内	担保預金残高の範囲内かつ1億円以内	多目的な資金にご利用いただけます。

●自治体・企業等各種提携ローン

商品名	金利タイプ	内　　容
住宅資金 生活資金 教育資金　等	① 変動金利 ② 固定金利選択型(有担保貸付) ③ 固定金利	県・市町村や企業等との提携ローンです。 提携先により、融資限度額、返済期間、制度、利率、条件等が異なりますので、最寄りの営業店へお問い合わせください。

有価証券投資業務

業務上の余裕金の一部について、確実性、流動性、収益性に留意して有価証券投資を行っています。
詳しくは63頁以降に掲載しています。

有価証券業務

業務の種類		期　間	申込単位	特徴・留意点
国債窓口販売業務	個人向け国債	10年 5年 3年	1万円	国が発行する個人のお客さまを対象とした債券です。
投資信託窓口販売業務				多くのお客さまからお預かりした資金をひとつにまとめ、運用の専門家である投資信託会社が、複数の株式や債券などの多くの金融商品に投資（運用）し、その成果をお客さまに還元する商品です。 ※投資信託は株式・債券・不動産など値動きのある資産に投資しますので、元本が保証されるものではありません。

個人型確定拠出年金（iDeCo）

個人型確定拠出年金（ｉＤｅＣｏ）とは、公的年金に上乗せして給付を受けられる私的年金の一つです。当金庫では老後の安定的な資産形成をサポートするため、個人型確定拠出年金（ｉＤｅＣｏ）への取り組みを行っています。

共済代理業務

こくみん共済ｃｏｏｐ（全国労働者共済生活協同組合連合会）の代理店として、「ろうきんローン専用住まいる共済」および「住まいる共済」の代理店業務を行っています。

損保窓口販売業務

損害保険代理店として、「ろうきん住宅ローン総合保険」の代理店業務を行っています。

生保窓口販売業務

生命保険代理店として、「医療保険」の代理店業務を行っています。

内国為替業務

給与振込などの国内のお客さまの間での資金の送金（送金為替）、公共料金引き落としなどの取立ての仲介（代金取立）業務を行っています。

主要な事業の内容

附帯・サービス業務のご案内

種　　類		内　　容
キャッシュバックサービス		〈ろうきん〉カードでゆうちょ銀行・銀行（MICS加盟金融機関）・コンビニエンスストア等のATM・CDを利用してお引き出しをした場合、所定の利用手数料がかかりますが、この利用手数料を〈ろうきん〉が即時・全額キャッシュバックします（利用回数の制限はありません）。
オンラインキャッシュサービス		全国のろうきん・ゆうちょ銀行・イオン銀行・イーネット・ローソン銀行・セブン銀行のATM・CDで、ご入金・お支払・残高照会ができます。MICS加盟の他金融機関のATM・CDでは、お支払・残高照会ができます。また、入金ネット加盟の第二地銀、信金、信組では、ご入金サービスがご利用いただけます。
ろうきんダイレクト	インターネットバンキング	インターネットに接続されたパソコン・スマートフォンから、お振替、残高照会、定期預金等の口座開設、証書貸付の償還、住所変更の届け出、公共料金の自動引落登録、税金や各種料金の払込み等ができます。
	Webお知らせサービス	当金庫が発行する「お利息計算書」、「財形貯蓄残高のお知らせ」等の各種お知らせを、郵送等による通知に代えて、本サービスから閲覧することができます。
インターネットバンキング（団体向け）		お振込や口座の照会をインターネット上でご利用いただける団体向けのサービスです。
ろうきんアプリ		スマートフォンにろうきんアプリをインストールいただくことにより、以下のサービスをご利用いただけます。 <残高照会・入出金明細照会・入出金明細の定期的な通知・ろうきんダイレクト（インターネットバンキング）へのログイン・税公金支払い・住所変更・相談予約・かんたん通帳 by Money Forward・アプリ利用者様へのろうきんからのお知らせのご提供等>
スマホ決済サービスのチャージ機能		「LINE Pay」「J-Coin Pay」「Pay Pay」「Bank Pay」について、四国ろうきんの口座からチャージし、送金、支払、出金等のサービスをご利用いただけます。
公金収納		自動車税、市町村税、固定資産税、国民健康保険料等の払込み・納付ができます。
口座自動引き落し		公共料金（電話・電気・ガス・水道・NHK）やクレジットカードの利用代金、各種保険料の自動引き落しができます。
定額自動送金サービス		預金口座から定期的に一定額を自動的に引き落として、あらかじめ指定された預金口座に自動送金するサービスです。
給与振込		毎月の給与や一時金をお客さまの口座に振込できます。
年金自動受取		厚生年金・共済年金・国民年金等の各種年金をお客さまのご指定口座に振込むことができます。
代理業務		住宅金融支援機構・日本政策金融公庫等の公的機関の業務の代行ができます。
貸金庫		ろうきんの自動貸金庫が、お客さまの大切な財産を火災や盗難から守ります（本店営業部のみ）。
クレジットカード		ろうきんUC（マスター／VISA）カードの入会取次の他、CD・ATMでのキャッシュサービスを行っています。
デビットカード		J-Debit加盟店で、端末にカードを差し込み、暗証番号を入力するだけで、お買物やご飲食のお支払いができます。
ファーム・バンキング（FB）サービス		事務処理の効率化・省力化・経費の節減に最適なサービスです。振込や給与振込など大量にお取引される場合に便利です。
LINE公式アカウント		スマートフォン等で簡単な登録をするだけで、お得なニュースが自動的に配信されるサービスです。
「遺産整理・遺言信託」取次業務		相続手続きが発生したご家族の方や、将来の円満相続をお考えの方へ、当金庫が「遺産整理・遺言信託」業務を行う提携信託会社へのお取次ぎを行います。
ローンセンターでの融資相談		ローンセンターは土曜日・日曜日も営業していますのでお休みの日にも融資などの相談窓口としてご利用できます。（ただし、徳島北ローンセンターは、土曜日を休業とさせていただいております。）
ホームページのご案内		預金・融資商品のご案内はじめ、ローンの予約申込みや資料請求コーナーを設け、情報提供しております。アドレスは「https://www.shikoku-rokin.or.jp」です。

1. 保護預りなどのサービスもございます。最寄りの店舗にお問い合わせください。

そ の 他

当金庫では、商品有価証券売買業務、外国為替業務、社債受託業務、金融先物取引等の受託等業務、信託業務は行っていません。

【医療保険の取り扱い】

当金庫では、日本の少子高齢化が進む中、お客さまの多様な保険ニーズに対応するため、「たんぽぽ認知症治療保険」、「たんぽぽ認知症年金保険（たんぽぽプラス）」（太陽生命保険）の取り扱いを行っております。

●為替手数料

種類				ろうきんあて		他の金融機関あて
				同一店	本支店あて	
振込手数料	窓口利用	電信扱い	5万円未満	330円	330円	572円
			5万円以上	550円	550円	792円
		文書扱い	5万円未満	−	−	572円
			5万円以上	−	−	792円
	自動機利用		5万円未満	無　料	110円	352円
			5万円以上	無　料	330円	572円
	定額自動送金利用		5万円未満	無　料	110円	352円
			5万円以上	無　料	330円	462円
	ろうきんダイレクト【個人】	インターネットバンキング	5万円未満	無　料	110円	132円
			5万円以上	無　料	110円	187円
	インターネットバンキング【団体向け】		1万円未満	無　料	110円	132円
			1万円以上5万円未満	無　料	110円	242円
			5万円以上	無　料	220円	462円
	財形年金支払		1件につき	無　料	無　料	−

1. 愛媛支店と松山支店間の振込は「同一店」の手数料となります。
2. 「定額自動送金サービス」には、別途、定額自動送金手数料（取扱手数料）が必要となります。
3. 自動機利用での振込の場合、「同一店内宛」は、カードの発行店（口座管理店）にかかわらず、「ご利用自動機の管理店と同一店の口座への振込み」に適用されます。なお、管理店がご不明な場合は、当金庫ホームページもしくは店頭へご確認ください。
4. 他の労働金庫への振込の場合、「本支店あて」の手数料となります。
5. 視覚障がい者の方が窓口で振込みをされた場合、振込手数料は自動機利用の場合と同額となります。

●その他の為替手数料

種　類	区　分		手数料
送金手数料	四国労働金庫内		1件につき　440円
	他の金融機関あて		1件につき　880円
代金取立手数料	四国労働金庫内		1件につき　220円
	電子交換	他の金融機関あて	1件につき　220円
	個別取立		1件につき　1,100円
振込・送金の組戻料			1件につき　660円
取立手形組戻料			1通につき　1,100円
取立手形店頭呈示料			1通につき　1,100円
不渡手形返却料			1通につき　1,100円

1. 送金は地方公共団体のみのご利用となります。
2. 他の労働金庫は、「他の金融機関あて」の手数料となります。
3. 個別取立は、電子交換所未加入の金融機関あての手形・小切手を含みます。

●ろうきん自動機利用手数料

カードの種類 / ご利用日時		ろうきんのカード	提携金融機関のカード		入金ネット加盟金融機関のカード	ゆうちょ銀行のカード	提携クレジットカード
		お引出し・お預入れ	お引出し	お預入れ	お引出し・お預入れ		キャッシング
平日	8:45～18:00	無　料	110円				カード会社所定の手数料
	8:00～8:45 18:00～21:00		220円				
土曜日	9:00～14:00		220円			110円	
	8:00～9:00 14:00～21:00					220円	
日曜日・祝日	8:00～21:00		220円				

1. 手数料は、ご利用の際に口座から自動引き落としさせていただきます。
2. 土曜日が祝日の場合は、「日曜日・祝日」の手数料となります。
3. 年末休業日のカードの手数料は、提携金融機関および入金ネット加盟金融機関のカードの場合は、曜日にかかわらず220円、ゆうちょ銀行の場合は該当曜日の手数料となります。
4. 残高の照会は無料です。
5. イオン銀行カードの手数料は、全国のろうきんカードと同じく無料です。

●ゆうちょ銀行自動機利用手数料

ご利用日	時間帯	お引出し	ご入金
平日	0:05～8:45	220円	無　料
	8:45～18:00	110円	
	18:00～23:55	220円	
土曜日	0:05～9:00	220円	
	9:00～14:00	110円	
	14:00～23:55	220円	
日曜日・祝日	0:05～21:00	220円	

●イオン銀行自動機利用手数料

	ご利用日		時間帯	お引出し	ご入金
イオン銀行	平日	月曜日	8:00～23:00	無　料	無　料
		火曜日～金曜日	1:00～23:00		
	土曜日・日曜日・祝日・12月31日		8:00～21:00		

※自動機のご利用時間帯・営業日は、店舗・自動機コーナーによって異なる場合があります。また、システムメンテナンス等により、ご利用いただけない場合があります。
※「ゆうちょ銀行自動機」、「セブン銀行自動機」、「イオン銀行自動機」、「イーネット自動機」および「ローソン銀行自動機」については、ろうきんのカードでご利用いただいた場合の手数料を記載しています。

●セブン銀行自動機利用手数料

	ご利用日	時間帯	お引出し	ご入金
セブン銀行	平日	0:00～7:00	110円	無　料
	土曜日	7:00～19:00	無　料	
	日曜日・祝日	19:00～24:00	110円	

●イーネット・ローソン銀行自動機利用手数料

	ご利用日	お引出し	ご入金
イーネット ローソン銀行	365日、24時間 ご利用いただけます。	無　料	無　料

●<ろうきん>カード　キャッシュバックサービス

<ろうきん>カードで、ゆうちょ銀行、MICSマークのある他金融機関、コンビニATMでお引出しされた際の手数料をお返しします。
<ろうきん>カードなら、どなたでも「即時・全額」キャッシュバックサービスをいたします。

各種手数料のご案内

●一般業務手数料

区分	項目			手数料	備考
預金	手形小切手手数料	小切手用紙代	当座小切手帳	1冊 2,200円	
		手形用紙代	約束手形		
			為替手形		
	自己宛小切手発行手数料			550円	
	通帳・証書再発行手数料			1,100円	通帳不発行型口座へ切替時の再発行手数料は不要です
	キャッシュカード(MSカード)再発行手数料			1,100円	ICカードからの切替を含みます
	ICカード発行(再発行)手数料			1,100円	MSカードからの切替を含みます
	証明書発行手数料(残高証明書等)			1通 220円	
	普通預金(通帳不発行口座)明細表綴り再発行手数料			550円	
融資	ローンカード(MSカード)再発行手数料			1,100円	ICカードからの切替を含みます
	ローンカード(ICカード)再発行手数料			1,100円	MSカードからの切替を含みます
	残高証明書発行手数料			1通 220円	「融資契約終了証明書」発行手数料は不要です
	返済予定表再発行手数料			1通 220円	
	融資取引明細証明書発行手数料			1通 1,100円	
	繰上返済手数料	ナッ得・安心住宅ローン		繰上返済金額(元利金合計)の1%(税込)	1.手数料金額は1,000円未満を切捨てます 2.固定金利選択型への切替後も本手数料を適用し、固定金利選択型の手数料は適用しません 3.退職・死亡による繰上返済の場合は、繰上返済手数料は不要です(借主・連帯債務者に限ります) 4.利限法超過部分は不要です
		・固定金利選択型及びキャップ住宅ローンの特約期間中 ・ナッ得、マル得住宅ローン	一部繰上返済	22,000円	1.ナッ得、マル得住宅ローン(有担保)の一部繰上返済手数料は不要です 2.退職・死亡による繰上返済の場合は、繰上返済手数料は不要です(借主・連帯債務者に限ります)
			全額繰上返済	元金1,000万円未満 44,000円 元金1,000万円以上 55,000円	1.庫内借換の場合の全額繰上返済手数料は不要です 2.退職・死亡による繰上返済の場合は、繰上返済手数料は不要です(借主・連帯債務者に限ります) 3.利限法超過部分は不要です
		変動金利型住宅ローン	全額繰上返済	5,500円	
		住宅つなぎローン	全額繰上返済	元金1,000万円未満 44,000円 元金1,000万円以上 55,000円	1.同一の有担保住宅ローンに関する住宅つなぎローンの件数が複数ある場合も、手数料は1件分のみとなります 2.退職・死亡による繰上返済の場合は、繰上返済手数料は不要です(借主・連帯債務者に限ります) 3.利限法超過部分は不要です
		リ・バース60	全額繰上返済	5,500円	一部繰上返済は無料です
	貸付条件変更手数料	返済額・返済期限等の変更(担保不動産関連以外)		5,500円～33,000円	条件変更の内容により金額が異なります
	担保不動産変更手数料	(根)抵当権に関する変更		11,000円	
	移管手数料			2,200円	当面の間、不要です
	融資手数料	不動産担保ローン		組織会員 無料 地域生協会員 22,000円 地区勤労者互助会 33,000円	一般勤労者の方および地域生協会員の方で、融資を受けた方のみ必要です (注)ナッ得、マル得住宅ローン(有担保)の庫内借換に係る融資手数料は不要です
		特別住宅ローン手数料(固定金利選択型(10年・20年)及び、キャップ住宅ローン(10年)を特別住宅ローンで取扱う場合)		融資額×1.8%	
		リ・バース60		110,000円	住宅金融支援機構特定一括返済ローン
		ろうきんフラット35	サービシングフィー方式	33,000円	住宅金融支援機構買取型住宅ローン
			手数料前払い方式	融資額×2.2%	
	固定金利特約手数料	・固定金利選択型の再特約 ・キャップ住宅ローンの固定金利特約への切替 ・変動金利住宅ローンの固定金利特約切替 ・ナッ得・安心住宅ローンのオプション行使		5,500円	「特約自動更新」を選択した場合、次回以降、特約自動更新時の手数料は不要です
その他	出資金残高証明書発行手数料			1通 220円	
	出資証券再発行手数料			550円	
	取引履歴発行手数料			1通 550円	1.普通預金・貯蓄預金については申込日から1年前の応答月までの取引履歴の発行は無料です 2.NB圧縮明細の発行時は、依頼日から集約日までが1年前応答日以内は無料です
	保護預り料	封緘方式(保管袋1個あたり)		550円	
		公共債預り料		年間 1,320円	
		披封方式(ご契約者1人あたり)		年間 550円	
	貸金庫(全自動)		大ボックス	年間 13,200円	本店営業部のみ
			小ボックス	年間 7,700円	
	ファームバンキング利用手数料 ※ご契約者様のセンター確認コード単位に必要となります		AnserDATAPORT	月額 7,700円	1.口座振替・総合振込・給与振込が対象となります 2.それ以外のデータ種目の場合は、別途、お問い合わせください
			VALUX	無料	AnserDATAPORTの全銀VALUX連携機能を使用する場合は、月額1,100円が必要となります
			INS／公衆回線	無料	
	ろうきんダイレクト利用手数料	個人		無料	
	インターネットバンキング利用手数料	団体向け	ライトタイプ	無料	
			フルタイプ	無料	
	インターネットバンキング口座振替手数料	団体向け		請求1件 55円	
	インターネットバンキング一括口座確認手数料	団体向け		1件 55円	
	インターネットバンキングパスワード生成機発行手数料	団体向け		1,650円	1.新規契約・故障の場合の発行手数料は、無料です 2.再発行・追加発行の場合は必要です
	定額自動送金手数料(取扱手数料)			55円	別途、振込手数料が必要となります

●両替手数料

両替枚数	当金庫出資団体会員(注1)	間接構成員の方	左記以外の方
1~50枚	無料	無料	220円
51~100枚			550円
101~500枚		220円	880円
501~1,000枚		440円	1,210円
1,001枚以上~		440円+500枚あたり+220円 500枚未満を切上げのうえ計算	1,210円+500枚あたり+550円 500枚未満を切上げのうえ計算

●硬貨取扱手数料

枚数	当金庫出資団体会員(注1)	間接構成員の方	左記以外の方
1~50枚	無料	無料	無料
51~100枚			550円
101~500枚		220円	880円
501~1,000枚		440円	1,210円
1,001枚以上~		440円+500枚あたり+220円 500枚未満を切上げのうえ計算	1,210円+500枚あたり+550円 500枚未満を切上げのうえ計算

●個人情報の開示手数料

区分	開示項目	手数料
基本手数料	氏名、住所、生年月日、電話番号 労働組合等(会員団体)	依頼書1通につき 1,100円
加算手数料	預金残高、借入残高	1口座1基準日毎 550円
	取引履歴	1口座1カ月毎 550円 (対象期間の暦月数で計算※上記(例)参照)
	その他	1項目毎 1,100円

(例)2024年4月20日から2024年5月7日までは2カ月分として計算します。

1. 間接構成員の方で、お客さまのお取引の状況により「左記以外の方」の手数料が必要となる場合があります。
2. 間接構成員以外の個人の方で、当金庫に一定の取引(年金受取等)をされている場合は、手数料が「間接構成員の方」と同額となる場合があります。
3. 各種手数料のご案内のページには、主な手数料の税込み金額(10%の消費税)で掲載しています。手数料の詳細については最寄りの営業店にお問合せください。

事務所の名称及び所在地・自動機コーナーのご案内

香川地区

●本店営業部

香川県高松市浜ノ町72-3
TEL(087)811-8181

●香川県庁出張所

香川県高松市番町4-1-10

●NTT-ネオメイト四国香川支店出張所

香川県高松市勅使町720-1

●高松東出張所

香川県高松市福岡町2-4-7

●番町出張所

香川県高松市番町3-5-15
（高松ローンセンター）

●観音寺支店

香川県観音寺市坂本町2-10-61

●三豊市役所出張所

香川県三豊市高瀬町下勝間2373

●内海出張所

香川県小豆郡小豆島町安田甲144-72

●オリーブタウン出張所

香川県小豆郡土庄町淵崎1447-1

●瀬戸大橋支店

香川県丸亀市土器町東9-301

●善通寺市役所出張所

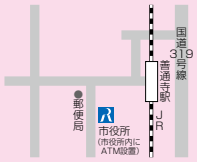

香川県善通寺市文京町2-1-1

●NTT坂出出張所

香川県坂出市室町2-4-41

●志度支店

香川県さぬき市志度2159-1

（2024年6月30日現在）

ATM 設置場所・出張所名	住　　所	ご利用可能時間			
		平　日	土　曜	日　曜	祝　日
本店営業部	高松市浜ノ町72-3	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
香川県庁出張所	高松市番町4-1-10	9:00~18:00	–	–	–
NTT-ネオメイト四国香川支店出張所	高松市勅使町720-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
高松東出張所	高松市福岡町2-4-7	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
番町出張所（高松ローンセンター）	高松市番町3-5-15	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
観音寺支店	観音寺市坂本町2-10-61	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
三豊市役所出張所	三豊市高瀬町下勝間2373	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
内海出張所	小豆郡小豆島町安田甲144-72	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
オリーブタウン出張所	小豆郡土庄町淵崎1447-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
瀬戸大橋支店	丸亀市土器町東9-301	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
善通寺市役所出張所	善通寺市文京町2-1-1	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
NTT坂出出張所	坂出市室町2-4-41	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
志度支店	さぬき市志度2159-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00

当金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者に関する事項

労働金庫代理業者の商号、名称または氏名	労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所または事業所の名称
株式会社　四国労金サービス	㈱ 四国労金サービス　集中事務センター （所在地）高松市番町３丁目５番15号
	㈱ 四国労金サービス　集中審査センター （所在地）高松市番町３丁目５番15号

事務所の名称及び所在地・自動機コーナーのご案内

徳島地区

●徳島支店

徳島県徳島市昭和町3-35-1
TEL(088)623-1111

●徳島市役所出張所

徳島県徳島市幸町2-5

●中島田出張所

徳島県徳島市中島田町1-11-1
（徳島ローンセンター）

●小松島市役所出張所

徳島県小松島市横須町1-1

●池田支店

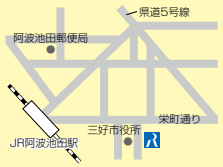

徳島県三好市池田町サラダ1612-2

●徳島北支店

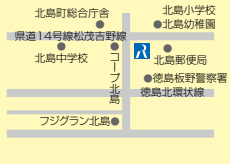

徳島県板野郡北島町中村字東開10-5

●藍住町役場出張所

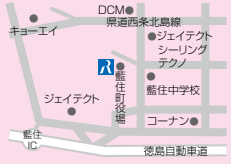

徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52-1

●阿南支店

徳島県阿南市富岡町トノ町71-20

●鴨島支店

徳島県吉野川市鴨島町鴨島342-1

●脇町出張所

徳島県美馬市脇町字拝原2015-1

（2024年6月30日現在）

ATM 設置場所・出張所名	住　　所	ご利用可能時間			
		平　日	土　曜	日　曜	祝　日
徳島支店	徳島市昭和町3-35-1	8:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
徳島市役所出張所	徳島市幸町2-5	8:45～18:00	–	–	–
中島田出張所（徳島ローンセンター）	徳島市中島田町1-11-1	8:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
小松島市役所出張所	小松島市横須町1-1	8:45～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
池田支店	三好市池田町サラダ1612-2	8:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
徳島北支店	板野郡北島町中村字東開10-5	8:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
藍住町役場出張所	板野郡藍住町奥野字矢上前52-1	8:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
阿南支店	阿南市富岡町トノ町71-20	8:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
鴨島支店	吉野川市鴨島町鴨島342-1	8:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
脇町出張所	美馬市脇町字拝原2015-1	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00

愛媛地区

●愛媛支店・松山支店

愛媛県松山市二番町4-5-2
TEL(089)948-1121

●DCM重信店出張所

愛媛県東温市野田3-2-5

●DCM平田店出張所

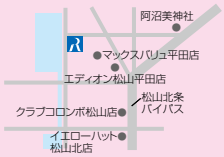

愛媛県松山市平田町1437

●宮田町出張所

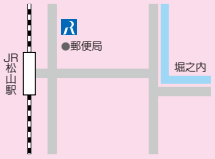

愛媛県松山市宮田町132-1

●フレッシュバリュー松山店出張所

愛媛県松山市高岡町297

●新居浜支店

愛媛県新居浜市王子町3-5

●DCM新居浜西店出張所

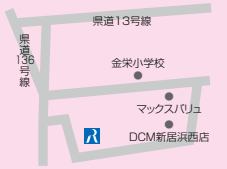

愛媛県新居浜市西の土居町1-7-2

●新須賀出張所

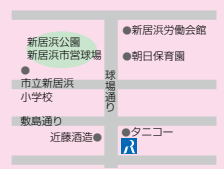

愛媛県新居浜市新須賀町1-甲333-1

●フレッシュバリュー新居浜店出張所

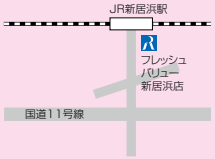

愛媛県新居浜市寿町12-70

●四国中央支店

愛媛県四国中央市村松町235-1

●フレッシュバリュー三島店出張所

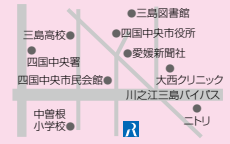

愛媛県四国中央市中曽根町447

●今治支店

愛媛県今治市大正町2-2-1

●八幡浜支店

愛媛県八幡浜市北浜1-4-17

●大洲出張所

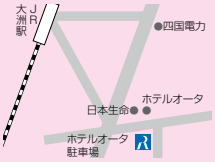

愛媛県大洲市中村696-1

●宇和島支店

愛媛県宇和島市鶴島町7-8

●西条支店

愛媛県西条市樋之口57-1

●フレッシュバリュー西条店出張所

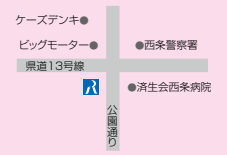

愛媛県西条市朔日市296

（2024年6月30日現在）

ATM設置場所・出張所名	住　所	ご利用可能時間			
		平　日	土　曜	日　曜	祝　日
愛媛支店・松山支店	松山市二番町4-5-2	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
DCM重信店出張所	東温市野田3-2-5	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
DCM平田店出張所	松山市平田町1437	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
宮田町出張所	松山市宮田町132-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
フレッシュバリュー松山店出張所	松山市高岡町297	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
新居浜支店	新居浜市王子町3-5	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
DCM新居浜西店出張所	新居浜市西の土居町1-7-2	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
新須賀出張所	新居浜市新須賀町1-甲333-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
フレッシュバリュー新居浜店出張所	新居浜市寿町12-70	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
四国中央支店	四国中央市村松町235-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00

ATM設置場所・出張所名	住　所	ご利用可能時間			
		平　日	土　曜	日　曜	祝　日
フレッシュバリュー三島店出張所	四国中央市中曽根町447	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
今治支店	今治市大正町2-2-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
八幡浜支店	八幡浜市北浜1-4-17	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
大洲出張所	大洲市中村696-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
宇和島支店	宇和島市鶴島町7-8	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
西条支店	西条市樋之口57-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
フレッシュバリュー西条店出張所	西条市朔日市296	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00

事務所の名称及び所在地・自動機コーナーのご案内

高知地区

●高知支店

高知県高知市本町4-1-32
TEL(088)823-4311

●高知県庁出張所

高知県高知市丸の内1-2-20

●サニーマート中万々出張所

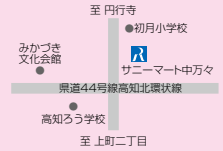

高知県高知市中万々40-1

●コープかもべ出張所

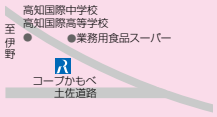

高知県高知市鴨部2-4-43

●サニーマート高岡出張所

高知県土佐市高岡町甲337

●サニーアクシスいの出張所

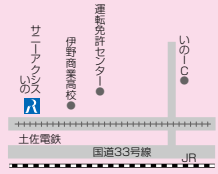

高知県吾川郡いの町205

●中村支店

高知県四万十市右山五月町7-48

●サニーマート四万十出張所

高知県四万十市古津賀字岸の下1642

●須崎支店

高知県須崎市桐間東29

●安芸支店

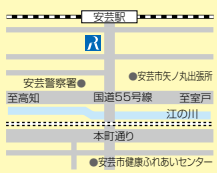

高知県安芸市矢ノ丸4-1-19

●南国支店

高知県南国市篠原1821

●サニーアクシス南国出張所

高知県南国市大そね乙1009-1

●香美市役所出張所

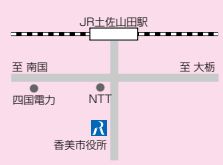

高知県香美市土佐山田町宝町1-2-1

●香南市役所出張所

高知県香南市野市町西野2706

●高知東支店

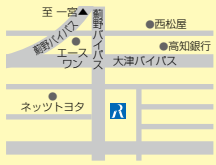

高知県高知市札場4-7

●とさでん交通出張所

高知県高知市桟橋通5-1-1

●エーマックス一宮店出張所

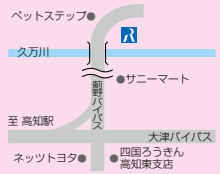

高知県高知市薊野南町28-12

（2024年6月30日現在）

ATM設置場所・出張所名	住　所	ご利用可能時間			
		平　日	土　曜	日　曜	祝　日
高知支店	高知市本町4-1-32	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
高知県庁出張所	高知市丸の内1-2-20	8:45~18:00	－	－	－
サニーマート中万々出張所	高知市中万々40-1	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
コープかもべ出張所	高知市鴨部2-4-43	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
サニーマート高岡出張所	土佐市高岡町甲337	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
サニーアクシスいの出張所	吾川郡いの町205	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
中村支店	四万十市右山五月町7-48	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
サニーマート四万十出張所	四万十市古津賀字岸の下1642	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
須崎支店	須崎市桐間東29	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00

ATM設置場所・出張所名	住　所	ご利用可能時間			
		平　日	土　曜	日　曜	祝　日
安芸支店	安芸市矢ノ丸4-1-19	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
南国支店	南国市篠原1821	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
サニーアクシス南国出張所	南国市大そね乙1009-1	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
香美市役所出張所	香美市土佐山田町宝町1-2-1	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
香南市役所出張所	香南市野市町西野2706	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
高知東支店	高知市札場4-7	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
とさでん交通出張所	高知市桟橋通5-1-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
エーマックス一宮店出張所	高知市薊野南町28-12	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00

1952年	昭和27年	4月	信用協同組合愛媛県労働金庫創立総会
		5月	松山、新居浜で営業開始
1953年	昭和28年	8月	労働金庫法公布
1968年	昭和43年	11月	労働金庫推進機構制度発足
1979年	昭和54年	8月	労働金庫西部事務センター開設
1981年	昭和56年	8月	内国為替（系統内）取り扱い開始
1984年	昭和59年	1月	労働金庫系統内為替オンラインスタート
1985年	昭和60年	6月	オンラインキャッシュサービス（ROCS）スタート
1990年	平成 2年	7月	キャッシュサービス（NICS）開始
1991年	平成 3年	1月	新オンラインシステムへ移行
1995年	平成 7年	4月	ろうきん震災遺児支援定期「エール30」募集
1996年	平成 8年	6月	「四国労働金庫合併プロジェクト」発足
1997年	平成 9年	4月	新キャラクター「ロッキー」登場
1998年	平成10年	4月	四国労働金庫合併準備室（高松市）設置
1999年	平成11年	1月	郵便局とCD／ATMオン提携開始
		3月	サブキャラクター「ピンキー」の登場
		8月	投資信託の窓販開始
		12月	全営業店休日（日曜・祝日）自動機稼動開始
2000年	平成12年	3月	デビットカードサービス取り扱い開始
		4月	休日ATM手数料無料化（全国一斉）
		7月	四国労働金庫合併調印式
		12月	郵貯送金サービス開始
2001年	平成13年	1月	四国労働金庫合併認可申請
			四国労働金庫「ミニ本部」設置
		3月	四国労働金庫合併認可
		4月	四国労働金庫設立
			他行自動機利用手数料の還元サービス開始
			芸予地震「災害特別融資制度」の制定
		9月	高知県西部豪雨「災害特別融資制度」の制定
		10月	インターネットバンキング取り扱い開始
			高知ローンセンター開設
2002年	平成14年	4月	第1期中期経営計画スタート
		8月	新本店ビル建設着工
2003年	平成15年	3月	社会貢献活動　第1回助成金交付
			日本学生支援機構（旧・育英会）奨学生に対する融資制度取り扱い開始
		7月	本店を高松市番町から浜ノ町に移転オープン
		10月	高松ローンセンターの開設
2004年	平成16年	3月	徳島西支店を廃止し、徳島支店と鴨島支店に統合
			財形・エース預金電話振替（ZATTS）サービス開始
		5月	徳島ローンセンター開設
		10月	四国ろうきんCUPバレーボール大会開催
		11月	NPO事業サポートローンの制定
2005年	平成17年	3月	個人向け国債、窓口販売の取り扱い開始
			決済用預金の取り扱い開始
		6月	地球温暖化防止に向け5R運動開始
		7月	フラット35取り扱い開始
		10月	内海支店を内海出張所に変更
			大洲支店を廃止し八幡浜支店に統合
		11月	小松島支店を廃止し徳島支店に統合
			お客様相談センター開設
			観音寺支店の移転オープン
2006年	平成18年	1月	Webお知らせサービス取り扱い開始
		4月	投資信託窓口販売を全店で取り扱い開始
			メール配信サービス開始
		7月	ICカードの取り扱い開始
		8月	松山ローンセンター開設
2007年	平成19年	3月	多重債務者対策本部設置
		9月	坂出支店を廃止し、丸亀支店に統合
			丸亀支店を瀬戸大橋支店に名称を変更し、ローンセンター併設店として移転オープン
		10月	高松東支店を廃止し、本店営業部に統合
2008年	平成20年	1月	新居浜支店の移転オープン
			上限金利特約付住宅ローン「キャップローン」発売
		7月	「盗難通帳・インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻し」に対し、原則補償開始
			ネットローン発売
			モバイルマイプラン（カード不発行型）の発売
			宇和島支店の移転オープン
		11月	鳴門支店・藍住支店を統合し、徳島北支店を移転オープン
		12月	就職安定資金融資制度の取り扱い開始
			投資信託「特定口座」の取り扱い開始
2009年	平成21年	4月	「全国一斉生活応援運動強化月間」「返済計画見直し特別相談会」の実施
			全労済の「労金住宅ローン専用火災共済」取り扱い開始
2009年	平成21年	5月	須崎支店の移転オープン
		8月	訓練・生活支援資金融資の取り扱い開始
		9月	志度支店（旧津田支店）・今治支店の移転オープン
		10月	「四国ろうきん生活応援」～暮らし&お金なんでも相談～の実施
2010年	平成22年	3月	池田支店の移転オープン
		4月	全労済の「風水害等給付金付火災共済」（一般火災共済）取り扱い開始
		5月	安芸支店の建替オープン
2011年	平成23年	4月	東日本大震災罹災者への災害救援ローン（無担保）の実施
		5月	技能者育成資金融資制度の取り扱い開始
		6月	「ナッ得・エコ住宅ローン（無担保）」の発売
			震災遺児支援定期の取り扱い開始
			東日本大震災罹災者への災害救援ローン（有担保）の実施
2012年	平成24年	3月	鴨島支店の移転オープン
		5月	南国支店の移転オープン
		8月	四国ろうきん「ピンクリボンプロジェクト」開始
		9月	西条支店の移転オープン
2013年	平成25年	1月	「ナッ得・安心住宅ローン」の発売
		4月	徳島北ローンセンター開設
2014年	平成26年	1月	全国ろうきん新オンラインシステム（アール・ワンシステム）スタート
		4月	「R・プラン300、R・プラン500」、「ミックス住宅ローン」の発売
		8月	台風11号・12号災害に対する「災害特別融資制度」の適用
		9月	ろうきんビジョン策定
2015年	平成27年	1月	夫婦連生団信の取り扱い開始
		8月	高松ローンセンターの新築オープン
		9月	ろうきん教育ローン（カード型）の発売
2016年	平成28年	2月	LINE@サービス開始
		3月	コンビニ等ATM提携拡大（イーネット、ローソン銀行等）
			高知東支店の移転オープン
		4月	「ナッ得・安心住宅ローン」の再販売開始
			平成28年熊本地震に係る「災害救援ローン（無担保）」の実施
		12月	モアローン（Webフリー）の発売
2017年	平成29年	1月	四国ろうきんiDeCo取り扱い開始
		2月	iDeCo専用ローン（エール100）の発売
		4月	おまとめ専用カードローン「一本太助」の発売
			特別金利型住宅ローンの取り扱い開始
		6月	借換提案商品「一本太助α」の発売
		8月	IB投信取り扱い開始
		10月	「たんぽぽ認知症治療保険」の取り扱い開始
2018年	平成30年	3月	中村支店の建替オープン
		4月	「四国ろうきん1万人笑顔プロジェクト」開始
		7月	平成30年7月豪雨被災者への「災害救援ローン（無担保）」および「災害救援住宅ローン（有担保）」の取り扱い開始
2019年	令和元年	5月	新元号「令和」スタート
		7月	女性活躍推進法に基づく「えるぼし最上位企業」に認定
			阿南支店の建替オープン
		10月	「ろうきんアプリ」取り扱い開始
			「Web完結型マイプラン」取り扱い開始
2020年	令和 2年	4月	新型コロナウイルス感染拡大に伴う勤労者の生活支援に向けた無担保融資の取り扱い開始
			社会福祉協議会「緊急小口資金」の取次業務開始（新型コロナウイルス感染拡大に伴う勤労者支援対策）
		9月	「たんぽぽ認知症年金保険（たんぽぽプラス）」取り扱い開始
2021年	令和 3年	2月	三島支店を四国中央支店に名称変更して新築移転オープン
		4月	「ろうきん後見制度支援預金」の取り扱い開始
			「遺産整理・遺言信託」の取次業務開始
		5月	妊活サポートローン「～てとて～」の発売
		7月	「リ・バース60」の発売
		8月	次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定
		9月	観音寺支店の移転オープン
2022年	令和 4年	6月	松山支店をブランチ・イン・ブランチ方式により愛媛支店内で営業開始
2023年	令和 5年	10月	「〈ろうきん〉働く人と子どもの明日（あした）を応援プロジェクト」開始
2024年	令和 6年	2月	ろうきんビジョン2035策定

●会員表彰 ＜2024年6月＞

第24回通常総会において、2023年度の「ろうきん運動」で顕著な実績をあげられた下記の38会員の表彰を行い、表彰状と記念品を贈呈いたしました。

※順不同

香川地区	
会員名	営業店
生活協同組合コープかがわ	本店営業部
全日通労働組合四国支部香川地域協議会	〃
四国電力生活協同組合	〃
東洋炭素労働組合	観音寺支店
土庄町職員組合	内海出張所
ヤマト運輸労働組合香川支部	瀬戸大橋支店
坂出市立病院労働組合	〃
東かがわ市職員労働組合	志度支店

徳島地区	
会員名	営業店
NX徳通労働組合	徳島支店
徳島県病院局職員労働組合中央病院支部	〃
三好市職員労働組合連合会	池田支店
藍住町職員労働組合	徳島北支店
板野町職員労働組合	徳島北支店
新日本電工労働組合徳島支部	阿南支店
吉野川市職員労働組合	鴨島支店

愛媛地区	
会員名	営業店
生活協同組合コープえひめ	愛媛支店
伊予鉄労働組合	〃
PHC労働組合愛媛地区	〃
帝人労働組合松山支部	松山支店
四国西濃運輸労働組合	〃
別子労働組合	新居浜支店
住友別子病院労働組合	〃
エイアンドエル労働組合	〃
愛媛地区ろうきん友の会四国中央支部	四国中央支店
愛媛製紙労働組合	〃
東芝ライテックユニオン今治支部	今治支店
四国電力労働組合伊方発電所支部	八幡浜支店
宇和島市職員労働組合	宇和島支店
住友重機械イオンテクノロジー労働組合	西条支店

高知地区	
会員名	営業店
日高村職員労働組合	高知支店
土佐清水市職員労働組合	中村支店
自治労仁淀川町職員労働組合	須崎支店
自治労馬路村職員労働組合	安芸支店
高知県職員連合労働組合香土長支部	南国支店
土佐町職員労働組合	〃
こうち生活協同組合	高知東支店
UAゼンセンよどやユニオン	〃
四国電気保安協会労働組合高知県支部	〃

●住まいづくり応援フェア

〈2023年 6 月〉瀬戸大橋支店・観音寺支店推進委員会

〈2023年11月〉高知地区推進委員会

〈2023年11月〉徳島地区推進委員会

事　業　の　概　況

● 事 業 概 況 等

[事業方針]

2023年度は第８期中期経営計画の最終年度であり、第９期中期経営計画へ繋ぐ重要年度と位置づけ、「デジタル革命下の経営改革」と「理念経営の実践による役割発揮宣言」を骨子に、10年後の四国ろうきんのあるべき姿を目指す施策に取り組みました。

泥沼化するロシアのウクライナ侵攻に加え、イスラエルのガザ侵攻とそれに伴う中東情勢の不安定化が世界を揺るがす中、わが国においては能登半島地震の発生や物価高、政治不信など様々な問題が噴出した１年となりました。

一方、長らく社会活動を制限してきた新型コロナウイルス感染症については、季節性インフルエンザと同様の「５類」に変更され、世の中がアフターコロナの時代に大きく舵を切った年度となりました。

また大きな経済的変化として、３月に日本銀行がマイナス金利を解除、17年ぶりに利上げに踏み切るなど金融政策の大転換を発表し、今後「金利のある正常な世界」へ戻る第一歩が踏み出されることとなりました。

こうした社会環境の変化がみられる中、四国ろうきんでは引き続き多くの会員・お客さまに信頼され、支持され、選択され続ける金融機関であるために、「ろうきんアプリ」の機能強化や「ｉＤｅＣｏ」の積極推進などを進め、独自の強力なブランド力確立に向けた事業を展開してきたところです。

[金融経済環境]

令和５年度は新型コロナウイルス感染症が、季節性インフルエンザと同様の「５類」に変更され、世の中がアフターコロナの時代に大きく舵を切った年度となり、経済活動の正常化が進みました。また、経済活動の再開に伴い労働力不足による賃金の上昇やエネルギー価格、原材料価格等が上昇し、世界的に更なるインフレ（物価上昇）が進みました。

また、2024年３月には日本銀行によるマイナス金利解除、イールドカーブ・コントロール撤廃など金融政策枠組みの見直しが決定されました。日本銀行による利上げは、17年ぶりとなり預金金利の上昇や債券価格の下落を発生させました。今後は、住宅ローン金利（変動金利）の上昇や企業融資の上昇等のデメリットも予想され、国民生活にも大きな影響が出てくるものと予想されます。

[業績]

①預金

預金（譲渡性預金含む）は、期末残高目標6,647億46百万円、増加額目標70億円、増加率目標1.06％に対し、期末残高6,536億44百万円、増加額▲41億１百万円、増加率▲0.62％となりました。

②貸出金

貸出金は、期末残高目標4,227億73百万円、増加額目標61億43百万円、増加率目標1.47％に対し、期末残高4,198億64百万円、増加額32億34百万円、増加率0.77％となりました。

③収支状況

収支面では、経常利益８億99百万円の計画に対し７億29百万円となり、計画を１億70百万円下回り、当期純利益６億68百万円の計画に対し５億36百万円となり、計画を１億31百万円下回りました。なお、自己資本比率は、10.32％となりました。

[事業の展望および当庫が対処すべき課題]

第９期中期経営計画のスタートとなる令和６年度は、10年後のあるべき姿として「四国ろうきん経営ビジョン2035」を掲げ、第９期中期経営計画策定・実行の柱となる「人材」を最大の強みとして事業の根幹に据え、人材の可能性を最大限に引き出し、持続的企業価値の創造を目的とする「人的資本経営」に取り組みます。

また、未来永劫、会員・お客さまに信頼され、支持され、選択され続ける福祉金融機関として、存在意義（パーパス）である、「お客さまの立場にたった最適な商品・サービスを提供し、お客さまの夢とご家族の幸せな暮らしの実現」に貢献できる金融機関を目指します。

ろうきんは、会員組織を中心として事業運営を行う日本で唯一の福祉金融機関であることから、会員・勤労者、会員推進機構、労働団体および生協団体等との結びつきや連携を強固にすることにより、会員運動基盤強化の取り組みを進めてまいります。

●第23期・貸借対照表（令和6年3月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	2023年度末	2022年度末	科　目	2023年度末	2022年度末
（資産の部）			（負債の部）		
現金	5,986	5,593	預金積金	653,184	657,286
預け金	225,066	233,513	当座預金	157	63
買入手形	－	－	普通預金	231,166	224,030
コールローン	－	－	貯蓄預金	584	611
買現先勘定	－	－	通知預金	30	30
債券貸借取引支払保証金	－	－	別段預金	653	738
買入金銭債権	－	－	納税準備預金	－	－
金銭の信託	－	－	定期預金	420,592	431,812
商品有価証券	－	－	定期積金	－	－
商品国債	－	－	その他の預金	－	－
商品地方債	－	－	譲渡性預金	460	460
商品政府保証債	－	－	借用金	9,400	9,400
その他の商品有価証券	－	－	借入金	9,400	9,400
有価証券	38,962	39,165	当座借越	－	－
国債	15,689	16,769	再割引手形	－	－
地方債	－	－	売渡手形	－	－
短期社債	－	－	コールマネー	－	－
社債	14,547	13,817	売現先勘定	－	－
貸付信託	－	－	債券貸借取引受入担保金	－	－
投資信託	3,222	2,847	コマーシャル・ペーパー	－	－
株式	18	18	外国為替	－	－
外国証券	5,484	5,712	外国他店預り	－	－
その他の証券	－	－	外国他店借	－	－
貸出金	419,864	416,630	売渡外国為替	－	－
割引手形	－	－	未払外国為替	－	－
手形貸付	40	218	その他負債	1,378	1,269
証書貸付	404,972	401,463	未決済為替借	4	27
当座貸越	14,852	14,947	未払費用	349	350
外国為替	－	－	給付補填備金	－	－
外国他店預け	－	－	未払法人税等	124	178
外国他店貸	－	－	前受収益	0	2
買入外国為替	－	－	払戻未済金	1	0
取立外国為替	－	－	払戻未済持分	1	1
その他資産	6,124	5,882	先物取引受入証拠金	－	－
未決済為替貸	3	28	先物取引差金勘定	－	－
労働金庫連合会出資金	4,400	4,400	借入商品債券	－	－
前払費用	21	18	借入有価証券	－	－
未収収益	1,309	1,141	売付商品債券	－	－
先物取引差入証拠金	－	－	売付債券	－	－
先物取引差金勘定	－	－	金融派生商品	－	－
保管有価証券等	－	－	金融商品等受入担保金	－	－
金融派生商品	－	－	リース債務	131	147
金融商品等差入担保金	－	－	資産除去債務	61	61
リース投資資産	－	－	その他の負債	703	500
その他の資産	390	293	代理業務勘定	0	0
有形固定資産	5,984	5,339	賞与引当金	186	182
建物	2,761	2,909	役員賞与引当金	－	－
土地	1,726	1,726	退職給付引当金	1,565	1,580
リース資産	103	113	役員退職慰労引当金	38	69
建設仮勘定	998	341	睡眠預金払戻損失引当金	14	17
その他の有形固定資産	394	248	その他の引当金	－	－
無形固定資産	48	47	特別法上の引当金	－	－
ソフトウェア	31	30	金融商品取引責任準備金	－	－
のれん	－	－	繰延税金負債	－	－
リース資産	－	－	再評価に係る繰延税金負債	105	105
その他の無形固定資産	16	16	債務保証	11	19
前払年金費用	311	231	負債の部合計	666,345	670,389
繰延税金資産	1,126	1,053	（純資産の部）		
再評価に係る繰延税金資産	－	－	出資金	3,009	3,010
債務保証見返	11	19	普通出資金	3,009	3,010
貸倒引当金	△ 47	△ 64	優先出資金	－	－
（うち個別貸倒引当金）	（△ 17）	（△ 20）	優先出資申込証拠金	－	－
			資本剰余金	－	－
			資本準備金	－	－
			その他資本剰余金	－	－
			利益剰余金	35,523	35,167
			利益準備金	3,017	3,017
			その他利益剰余金	32,506	32,150
			特別積立金	31,715	31,115
			（特別積立金）	（743）	（743）
			（金利変動等準備積立金）	（7,800）	（7,500）
			（機械化積立金）	（7,676）	（7,376）
			（配当準備積立金）	（800）	（800）
			（経営基盤強化積立金）	（8,496）	（8,496）
			（社会貢献活動基金）	（500）	（500）
			（店舗等整備積立金）	（5,700）	（5,700）
			当期未処分剰余金	791	1,034
			処分未済持分	－	－
			自己優先出資	－	－
			自己優先出資申込証拠金	－	－
			会員勘定合計	38,533	38,177
			その他有価証券評価差額金	△ 1,679	△ 1,395
			繰延ヘッジ損益	－	－
			土地再評価差額金	239	239
			評価・換算差額等合計	△ 1,440	△ 1,156
			純資産の部合計	37,093	37,021
資産の部合計	703,438	707,410	負債及び純資産の部合計	703,438	707,410

貸借対照表の注記

1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3．有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法
有形固定資産の減価償却は、当庫の定める決算経理要領に基づき定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建　物　　15年～50年
その他　　２年～20年

4．無形固定資産の減価償却の方法
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、庫内における利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

5．リース資産の減価償却の方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

6．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7．貸倒引当金の計上基準
貸倒引当金は、当庫の資産査定規程および決算経理規程に定める償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会　銀行等監査特別委員会報告第４号　令和４年４月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、当庫の定める資産査定規程に則り、査定対象資産の管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を査定しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

8．賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9．退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。
⑴過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定額法により損益処理
⑵数理計算上の差異
各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理

10. 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

12. 収益の計上方法
役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、送金、代金取立等の為替業務に基づく収益です。
役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。建物賃貸に係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が１年超となる取引はありません。

13. 消費税及び地方消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、５年間で均等償却を行っております。

14. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
有形固定資産の減価償却累計額　5,472,937 千円
有形固定資産の圧縮記帳額　－　千円

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
212,605 千円

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額
－　千円

17. 子会社等の株式総額　10,000 千円

18. 子会社等に対する金銭債権総額　72,095 千円

19. 子会社等に対する金銭債務総額　107,107 千円

20. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は1,206,936千円、危険債権額は1,738,581千円です。
なお、債権は、貸借対照表の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

21. 三月以上延滞債権額
債権のうち、三月以上延滞債権額は69,908千円です。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

22. 貸出条件緩和債権額
債権のうち、貸出条件緩和債権額は52,332千円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

23. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は、3,067,759千円です。
なお、20. から23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

24. 担保に供している資産
為替決済・当座借越契約および手形借入（9,400,000千円）の担保として預け金41,056,400千円、公金取扱いの担保として預け金2,000千円を差入れております。
また、その他の資産には、保証金112,985千円が含まれております。

25. 土地の再評価の方法と差額
土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布、法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成12年３月31日
同法律第３条第３項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布、政令第119号）第２条第４号に定める地価税に基づく課税価格（路線価方式）に合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
370,033 千円

26. 出資１口当たりの純資産額　12,324円82銭

27. 目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。

28. 金融商品の状況に関する事項
⑴金融商品に対する取組方針
当庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）をしております。
⑵金融商品の内容およびそのリスク
当庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的

及びその他目的で保有しております。
これらはそれぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当庫は、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額・信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店及び本部担当部により行われ、また、定期的にＡＬＭ委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、本部担当部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
（ｉ）金利リスクの管理
当庫は、ＡＬＭによって金利の変動リスクを管理しております。
ＡＬＭに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたＡＬＭに関する方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には、本部担当部において金融資産・負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。
（ⅱ）為替リスクの管理
当庫は、外貨建資産の為替損益を月次で把握するとともに、ＶａＲ（バリュー・アット・リスク）を月次で計測し、為替の変動に対応した管理を行っております。
（ⅲ）価格変動リスクの管理
当庫は、有価証券を含む市場運用商品の保有については、ＡＬＭ委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行っております。
このうち、本部担当部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は本部担当部を通じ、理事会及びＡＬＭ委員会において定期的に報告されております。
（ⅳ）市場リスクに係る定量的情報
当庫では、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をＶａＲにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当庫のＶａＲは分散共分散法（保有期間120日（有価証券は20日）、信頼区間99％、観測期間250営業日）により算出しており、令和６年３月31日現在で当庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で2,663,343千円です。
なお、当庫では、モデルが算出するＶａＲと実際の損益を比較するバックテスティングを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しております。ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
③資金調達に係る流動性リスクの管理
当庫は、ＡＬＭを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

29. 金融商品の時価等に関する事項
令和６年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです（時価等の算定方法については（注１）を参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注２）参照）。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1)預け金	225,066,866	224,280,979	△785,886
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	－	－	－
その他有価証券(*3)	38,943,811	38,943,811	－
(3)貸出金	419,864,768		
貸倒引当金(*1)	△37,405		
	419,827,363	423,835,528	4,008,165
金融資産計	683,838,040	687,060,319	3,222,279
(1)預金積金	653,184,870	653,184,015	△855
(2)借用金(*2)	9,400,000	9,400,000	－
金融負債計	662,584,870	662,584,015	△855

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（*2）借用金の「時価」には「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
（*3）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和３年６月17日）第24－９項の取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注１）金融商品の時価等の算定方法

金融資産
(1)預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。
(2)有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については30. から34. に記載しております。
(3)貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。
また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。
貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債
(1)預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。
(2)借用金
借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を無リスク利子率で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

（注２）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：千円）

区　分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*)	10,000
関連法人等株式	－
非上場株式(*)	8,200
組合出資金	－
労働金庫連合会出資金	4,400,000
合　計	4,418,200

(*)子会社・子法人等株式及び非上場株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	112,659,666	106,907,200	2,500,000	3,000,000
有価証券				
満期保有目的の債券	－	－	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの	2,540,000	5,800,000	9,600,000	20,300,000
貸出金(*)	27,392,109	85,121,136	88,279,966	216,573,098
合　計	142,591,775	197,828,336	100,379,966	239,873,098

(*)貸出金については、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおり、期間の定めがないものは含めておりません。

（注４）借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	448,576,769	200,443,748	4,164,352	－
借用金	－	9,400,000	－	－
合　計	448,576,769	209,843,748	4,164,352	－

(*)預金積金のうち、要求払預金は「１年以内」に含めております。

30. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項
有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。
これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」等が含まれています（以下34. まで同様）。

⑴満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	－	－	－
合　計		－	－	－

⑵子会社・子法人等株式及び関連法人等株式
該当はありません。

⑶その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－
	債券	2,511,270	2,503,626	7,643
	国債	606,120	603,655	2,464
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	1,905,150	1,899,970	5,179
	その他	3,914,362	3,579,071	335,291
	小計	6,425,632	6,082,698	342,934
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
	債券	27,725,460	30,149,964	△ 2,424,504
	国債	15,083,450	17,147,569	△ 2,064,119
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	12,642,010	13,002,395	△ 360,385
	その他	4,792,718	5,044,224	△ 251,506
	小計	32,518,178	35,194,188	△ 2,676,010
合　計		38,943,811	41,276,886	△ 2,333,075

31. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

32. 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	－	－	－
債券	1,406,521	－	△ 373,951
国債	1,406,521	－	△ 373,951
地方債	－	－	－
短期社債	－	－	－
社債	－	－	－
その他	631,443	27,580	－
合　計	2,037,964	27,580	△ 373,951

33. 保有目的を変更した有価証券
当期中に保有目的区分の変更を行った有価証券はありません。

34. 減損処理を行った有価証券
当事業年度に減損処理を行った有価証券はありません。

35. 当座貸越契約等
当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は76,093,016千円です。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）は36,705,117千円です。
これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当庫が実行申し込みをうけた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち39,387,898千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

36. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

（単位：千円）

繰延税金資産	
退職給付引当金	438,351
固定資産の減損損失	56,249
賞与引当金	52,239
その他有価証券評価損	749,282
その他	46,906
繰延税金資産小計	1,343,029
評価性引当額	△ 33,698
繰延税金資産合計	1,309,331
繰延税金負債	
その他有価証券評価益	96,021
前払年金費用	87,176
繰延税金負債合計	183,197
繰延税金資産の純額	1,126,133

37. 契約資産、顧客との契約から生じた債権、契約負債
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　令和２年３月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりです。

契約資産	－ 千円
顧客との契約から生じた債権	30,718 千円
契約負債	169 千円

●第23期・損益計算書（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	2023年度	2022年度
経常収益	**8,370**	**8,632**
資金運用収益	**7,272**	**7,369**
貸出金利息	5,989	6,041
預け金利息	657	615
買入手形利息	－	－
コールローン利息	－	－
買現先利息	－	－
債券貸借取引受入利息	－	－
有価証券利息配当金	315	331
金利スワップ受入利息	－	－
その他の受入利息	310	381
役務取引等収益	**807**	**793**
受入為替手数料	90	86
その他の役務収益	717	707
その他業務収益	**241**	**314**
外国為替売買益	－	－
商品有価証券売買益	－	－
国債等債券売却益	－	170
国債等債券償還益	－	－
金融派生商品収益	－	－
その他の業務収益	241	144
その他経常収益	**49**	**154**
貸倒引当金戻入益	16	150
償却債権取立益	－	1
株式等売却益	27	－
金銭の信託運用益	－	－
その他の経常収益	4	2
経常費用	**7,641**	**7,633**
資金調達費用	**162**	**171**
預金利息	161	170
給付補填備金繰入額	－	－
譲渡性預金利息	0	0
借用金利息	0	0
売渡手形利息	－	－
コールマネー利息	－	－
売現先利息	－	－
債券貸借取引支払利息	－	－
コマーシャル・ペーパー利息	－	－
金利スワップ支払利息	－	－
その他の支払利息	0	1
役務取引等費用	**1,357**	**1,322**
支払為替手数料	407	380
その他の役務費用	949	941

科目	2023年度	2022年度
その他業務費用	**426**	**518**
外国為替売買損	－	－
商品有価証券売買損	－	－
国債等債券売却損	373	340
国債等債券償還損	51	174
国債等債券償却	－	－
金融派生商品費用	－	－
その他の業務費用	0	3
経費	**5,680**	**5,611**
人件費	3,151	3,155
物件費	2,322	2,253
税金	206	202
その他経常費用	**14**	**10**
貸倒引当金繰入額	－	－
貸出金償却	0	－
株式等売却損	－	－
株式等償却	－	－
金銭の信託運用損	－	－
その他資産償却	4	3
退職手当金	2	0
その他の経常費用	6	7
経常利益	**729**	**999**
特別利益	**－**	**－**
固定資産処分益	－	－
負ののれん発生益	－	－
金融商品取引責任準備金取崩額	－	－
その他の特別利益	－	－
特別損失	**2**	**8**
固定資産処分損	2	8
減損損失	－	－
金融商品取引責任準備金繰入額	－	－
その他の特別損失	－	－
税引前当期純利益	**726**	**990**
法人税、住民税及び事業税	**152**	**204**
法人税等調整額	**37**	**55**
法人税等合計	**189**	**259**
当期純利益	**536**	**730**
繰越金（当期首残高）	**254**	**304**
土地再評価差額金取崩額	**－**	**－**
当期未処分剰余金	**791**	**1,034**

損益計算書の注記

1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．子会社との取引による収益総額　9,572千円
　子会社との取引による費用総額　217,361千円

3．出資１口当たりの当期純利益金額　178円38銭

4．顧客との契約から生じる収益
　「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　令和２年３月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。

5．収益を理解するための基礎となる情報
　収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

●剰余金処分計算書

（単位：百万円）

科　　目	2023年度（総会承認日2024年6月25日）	2022年度
当期未処分剰余金	791	1,034
剰余金処分額	580	780
利益準備金	－	－
普通出資に対する配当金	60	60
優先出資に対する配当金	－	－
事業の利用分量に対する配当金	119	119
特別積立金	400	600
繰越金（当期末残高）	211	254

以上の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、2024年５月20日に労働金庫法第41条の２第３項の規定に基づき会計監査人（ＥＹ新日本有限責任監査法人）の監査を受け、2024年５月21日に監事の監査を受けております。

なお、同年６月25日の総会において上記の貸借対照表及び損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を受けております。

令和５年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和６年６月２６日

四国労働金庫

理事長　杉　本　宗　之

主要な事業の状況を示す指標

（単位：百万円）

項　　目	2023年度	2022年度	2021年度	2020年度	2019年度
経　常　収　益	8,370	8,632	8,510	8,939	9,365
経　常　利　益	729	999	1,088	1,060	1,311
当　期　純　利　益	536	730	774	769	992
純　資　産　額	37,093	37,021	37,242	37,319	36,624
総　資　産　額	703,438	707,410	704,514	698,220	671,767
預　金　積　金　残　高	653,184	657,286	650,100	636,156	609,571
貸　出　金　残　高	419,864	416,630	415,597	409,815	404,388
有　価　証　券　残　高	38,962	39,165	44,210	41,955	30,451
出　資　総　額	3,009	3,010	3,011	3,012	3,014
出資総口数（口）	3,009,625	3,010,700	3,011,048	3,012,416	3,014,173
出資に対する配当金	60	60	59	60	60
職　員　数（人）	436	425	435	451	456
単体自己資本比率（%）	10.32	10.34	10.38	10.39	10.49

1．貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
2．当金庫は、「労働金庫法第94条第１項において準用する銀行法第14条の２の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第７号）」により、自己資本比率を算定しています。
　なお、当金庫は国内基準を採用しております。
3．職員数については、嘱託職員等を含めた人数を記載しております。

主要な業務の状況を示す指標

（単位：百万円、%）

項　　目	2023年度	2022年度
業務粗利益	6,374	6,466
業務粗利益率	0.91	0.92
業務純益	690	864
実質業務純益	690	864
コア業務純益	1,115	1,208
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	1,097	1,208
資金運用収支	7,110	7,197
役務取引等収支	△ 550	△ 528
その他業務収支	△ 184	△ 203
資金運用勘定平均残高	696,037	699,182
資金運用収益（受取利息）	7,272	7,369
資金運用収益増減（△）額	△ 96	△ 1
資金運用利回り	1.04	1.05
資金調達勘定平均残高	668,350	671,328
資金調達費用（支払利息）	162	171
資金調達費用増減（△）額	△ 8	△ 18
資金調達利回り	0.02	0.02
資金調達原価率	0.87	0.85
総資金利鞘	0.17	0.20
総資産経常利益率	0.10	0.14
総資産当期純利益率	0.07	0.10
総資産業務純益率	0.09	0.12
純資産経常利益率	1.97	2.71
純資産当期純利益率	1.45	1.98
純資産業務純益率	1.87	2.34

1．「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買損益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$業務粗利益率 = \frac{業務粗利益}{資金運用勘定平均残高} \times 100$$

2．「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額（または取崩額）を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費等を除きます。

3．「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。

4．「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。

5．「コア業務純益（投資信託解約損益を除く）」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。

6．利益率・純益率

$$総資産（純）利益率（又は純益率） = \frac{（純）利益（又は純益）}{総資産（除く債務保証見返）平均残高} \times 100$$

$$純資産（純）利益率（又は純益率） = \frac{（純）利益（又は純益）}{純資産（外部流出額を除く）期末残高} \times 100$$

会員・出資金の状況

●純資産の内訳

（単位：百万円）

項　　目	2023年度末	2022年度末
純資産	37,093	37,021
出資金	3,009	3,010
普通出資金	3,009	3,010
優先出資金	－	－
優先出資申込証拠金	－	－
資本剰余金	－	－
利益剰余金	35,523	35,167
会員勘定合計	38,533	38,177
土地再評価差額金	239	239
その他有価証券評価差額金	△ 1,679	△ 1,395
評価・換算差額等合計	△ 1,440	△ 1,156

●大口出資会員

（単位：千円、％）

順位	会　員　名	出資金額	出資金総額に対する割合
1	タダノ労働組合	105,592	3.50
2	タダノ労働組合志度	77,078	2.56
3	(財)徳島県勤労者福祉ネットワーク	71,641	2.38
4	徳島県職員労働組合	71,072	2.36
5	帝人労働組合　松山支部	50,795	1.68
6	高知県職員連合労働組合	44,491	1.47
7	大王製紙労働組合	39,987	1.32
8	エヌティティ労働組合高知分会	35,796	1.18
9	高松市職員連合労働組合	34,975	1.16
10	JAM井関農機労働組合松山支部	34,024	1.13
	2024年3月末　出資金残高	3,009,625	－

●会員数内訳

（単位：千円、％）

項　　目	2023年度末			2022年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団　体　会　員	1,970	3,002,478	99.76	1,989	3,002,424	99.72
民間労働組合	1,017	1,535,668	51.02	1,020	1,538,883	51.11
民間以外の労働組合及び公務員の団体	379	1,083,185	35.99	382	1,075,843	35.73
消費生活協同組合及び同連合会	65	129,234	4.29	66	132,733	4.40
その他の団体	509	254,391	8.45	521	254,965	8.46
個　人　会　員	903	7,147	0.23	971	8,276	0.27
そ　の　他	－	－	－	－	－	－
合　　計	2,873	3,009,625	100.00	2,960	3,010,700	100.00

1．優先出資金の残高はありません。

●出資配当等

項　　目	2023年度(総会承認日2024年6月25日)	2022年度(総会承認日2023年6月26日)
出資配当 (配当率) 利用配当 配当負担率	60,043千円 (年2.0%の割合) 119,997千円 22.74%	60,123千円 (年2.0%の割合) 119,997千円 17.40%

$$配当負担率 = \frac{出資配当 + 利用配当}{当期未処分剰余金} \times 100$$

預金に関する指標

●預金科目別残高

（単位：百万円）

項目	2023年度末				2022年度末			
	個人預金	法人			個人預金	法人		
		公金預金	金融機関預金	その他預金		公金預金	金融機関預金	その他預金
当座預金	－	－	99	57	－	－	2	61
普通預金	205,966	453	7	24,738	197,441	267	5	26,316
貯蓄預金	584	－	－	－	611	－	－	－
通知預金	－	－	－	30	－	－	－	30
別段預金	5	247	4	395	5	266	5	460
納税準備預金	－	－	－	－	－	－	－	－
定期預金	368,580	7,552	11,294	33,165	381,402	7,060	9,551	33,797
定期積金	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の預金	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	575,137	8,253	11,406	58,387	579,460	7,594	9,564	60,666

●預金種類別内訳（平均残高）

（単位：百万円）

項目	2023年度	2022年度
流動性預金	231,610	222,400
定期性預金	428,521	438,396
譲渡性預金	460	460
その他の預金	－	－
合計	660,591	661,256

●定期預金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項目	2023年度末	2022年度末
固定金利定期預金	420,525	431,737
変動金利定期預金	67	74
その他	－	－
合計	420,592	431,812

●預金者別内訳（期末残高）

（単位：百万円、%）

項　　目	2023年度末		2022年度末	
	金　額	構成比	金　額	構成比
団　体　会　員	550,493	84.27	556,631	84.68
民間労働組合	188,071	28.79	189,152	28.77
民間以外の労働組合及び公務員の団体	182,916	28.00	185,004	28.14
消費生活協同組合及び同連合会	14,923	2.28	14,423	2.19
その他の団体	164,582	25.19	168,051	25.56
（うち間接構成員）	(505,266)	(77.35)	(509,775)	(77.55)
個　人　会　員	167	0.02	165	0.02
国・地方公共団体・非営利法人	8,516	1.30	7,757	1.18
一　般　員　外　　(a)	94,007	14.39	92,731	14.10
合　　計	653,184	100.00	657,286	100.00

当金庫は、下表のとおり譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第１条の４第２項に定められた「100分の10」以上であることにより労働金庫法第32条第４項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行い、また、労働金庫法施行令第１条の７第２項に定められた「100分の10」以上であること及び定款の定めにより、同法第41条の２第３項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

（単位：百万円）

項　　目	2023年度末	2022年度末
一般員外譲渡性預金(b)	－	－
一般員外預金計(c):上表の(a)+(b)	94,007	92,731
譲渡性預金を含む総預金残高(d)	653,644	657,746
一般員外預金比率(c)／(d)×100	14.38%	14.09%

当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第１条の４第２項に定められた「100分の10」以上であることにより労働金庫法第32条第４項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行い、また、労働金庫法施行令第１条の７第２項に定められた「100分の10」以上であること及び定款の定めにより、同法第41条の２第３項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

●財形貯蓄残高

（単位：百万円、%）

項　　目	2023年度末		2022年度末	
	金　額	預金に占める割合	金　額	預金に占める割合
一　般　財　形	80,959	12.38	83,149	12.64
財　形　年　金	34,804	5.32	36,201	5.50
財　形　住　宅	5,996	0.91	6,522	0.99
合　　計	121,761	18.62	125,873	19.13

1．2023年度末の割合算出においては、分母となる預金額の数値は譲渡性預金を含め653,644で計算しています。

●内国為替取扱実績

（単位：件）

項　　目	区　　分	2023年度	2022年度
送金・振込	各地へ向けた分	509,213	475,100
	各地より受けた分	1,218,355	1,179,188
代金取立	各地へ向けた分	1	26
	各地より受けた分	1	1
合　　計	各地へ向けた分	509,214	475,126
	各地より受けた分	1,218,356	1,179,189

貸出金等に関する指標

●貸出金貸出先別・業種別内訳（期末残高）

(1) 小口員外貸出 ……「個人」
(2) 間接構成員等であった者 ……「個人」
(3) 独立行政法人 …… 事業に応じて類別
(4) PFI選定業者 …… 事業に応じて類別
(5) 地方公共団体 ……「地方公共団体」
(6) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等・金融機関 ……「金融業・保険業」
(7) 地方公社等 ①土地開発公社 ……「不動産業」
②地方道路公社 ……「運輸業」
③公益社団法人及び公益財団法人 … 事業に応じて類別
④医療法人 ……「医療、福祉」
⑤社会福祉法人 ……「医療、福祉」、その他事業に応じて類別
⑥その他 …… 事業に応じて類別

（単位：百万円、％）

項目			2023年度末 金額	2023年度末 構成比	2022年度末 金額	2022年度末 構成比
民間労働組合			111,047	26.44	110,918	26.62
民間以外の労働組合及び公務員の団体			41,919	9.98	42,728	10.25
消費生活協同組合及び同連合会			163,344	38.90	154,189	37.00
その他の団体			94,658	22.54	99,571	23.89
《間接構成員》			《410,724》	《97.82》	《407,038》	《97.69》
個人会員			18	0.00	19	0.00
会員等計			410,988	97.88	407,427	97.79
預金積金担保貸出			105	0.02	89	0.02
その他			8,770	2.08	9,112	2.18
			( )表示はその他を100とする	(100.00)	( )表示はその他を100とする	(100.00)
	業種別内訳	製造業	—	(—)	—	(—)
		農業・林業	—	(—)	—	(—)
		漁業	—	(—)	—	(—)
		鉱業、採石業、砂利採取業	—	(—)	—	(—)
		建設業	—	(—)	—	(—)
		電気・ガス・熱供給・水道業	—	(—)	—	(—)
		情報通信業	—	(—)	—	(—)
		運輸業、郵便業	—	(—)	—	(—)
		卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	(—)	—	(—)
		金融業、保険業	—	(—)	—	(—)
		不動産業、物品賃貸業	—	(—)	—	(—)
		医療・福祉	—	(—)	—	(—)
		サービス業	—	(—)	—	(—)
		国・地方公共団体	4,483	(51.11)	4,842	(53.13)
		個人	4,163	(47.47)	4,127	(45.29)
		その他	123	(1.40)	143	(1.56)
会員外計			8,875	2.11	9,202	2.20
合計			419,864	100.00	416,630	100.00

●債務保証見返勘定の担保種類別内訳

（単位：百万円）

項目	2023年度末	2022年度末
当金庫預金積金	－	－
有価証券	－	－
動産	－	－
不動産	－	－
その他	－	－
小計	－	－
保証	11	19
信用	－	－
合計	11	19

●貸出金科目別内訳（平均残高）

（単位：百万円）

項目	2023年度末	2022年度末
手形貸付	61	213
証書貸付	402,192	400,117
当座貸越	15,212	15,800
割引手形	－	－
合計	417,466	416,131

●貸出金使途別内訳

（単位：百万円、％）

項目		2023年度末		2022年度末	
		金額	構成比	金額	構成比
貸金手当対策資金		－	－	－	－
生活資金		47,214	11.24	46,493	11.15
	カードローン	11,674	2.78	12,056	2.89
	教育ローン	11,224	2.67	10,561	2.53
	その他	24,315	5.79	23,875	5.73
福利共済資金	運営資金	4,253	1.01	4,586	1.10
	設備資金	383	0.09	440	0.10
生協資金	運営資金	70	0.01	－	－
	設備資金	－	－	－	－
住宅資金	一般住宅資金	367,797	87.59	364,781	87.55
	住宅事業資金	145	0.03	328	0.07
合計		419,864	100.00	416,630	100.00

●貸出金の固定金利・変動金利別内訳

（単位：百万円）

項目	2023年度末	2022年度末
固定金利貸出金	89,384	96,580
変動金利貸出金	330,481	320,050
合計	419,865	416,630

1. 手形貸付、当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。
2. 「固定金利選択型住宅ローン」は変動金利貸出金に含みます。

●貸出金担保種類別内訳

（単位：百万円）

項目	2023年度末	2022年度末
当金庫預金積金	738	745
有価証券	－	－
動産	－	－
不動産	2,795	2,924
その他	－	－
小計	3,534	3,669
保証	411,839	408,102
信用	4,491	4,858
合計	419,864	416,630

●預貸率

（単位：％）

項目	2023年度	2022年度
預貸率（期末値）	64.23	63.34
預貸率（期中平均値）	63.19	62.93

●１店舗当たり預金・貸出金残高

（単位：百万円）

項目	2023年度末	2022年度末
預金残高	24,209	24,360
貸出金残高	15,550	15,430

1. 店舗数は期末の店舗数を使用、預金は譲渡性預金を含む期末残高を使用しています。

●常勤役職員一人当たり預金・貸出金残高

（単位：百万円）

項目	2023年度末	2022年度末
預金残高	1,442	1,455
貸出金残高	926	921

1. 役職員数は期中平均人員を使用、預金は譲渡性預金を含む期末残高を使用しています。

有価証券に関する指標

●商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客さまに商品として販売しています。

しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

●有価証券の種類別・残存期間別の残高

（単位：百万円）

項目		計	期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	2023年度末	15,689	－	－	－	1,594	14,094
	2022年度末	16,769	－	420	－	－	16,348
地方債	2023年度末	－	－	－	－	－	－
	2022年度末	－	－	－	－	－	－
短期社債	2023年度末	－	－	－	－	－	－
	2022年度末	－	－	－	－	－	－
社債	2023年度末	14,547	－	2,298	3,681	7,192	1,374
	2022年度末	13,817	－	700	4,395	7,315	1,406
貸付信託	2023年度末	－	－	－	－	－	－
	2022年度末	－	－	－	－	－	－
投資信託	2023年度末	3,222	3,222	－	－	－	－
	2022年度末	2,847	2,847	－	－	－	－
株式	2023年度末	18	18	－	－	－	－
	2022年度末	18	18	－	－	－	－
外国証券	2023年度末	5,484	－	239	2,098	590	2,556
	2022年度末	5,712	－	400	1,836	977	2,499
その他の証券	2023年度末	－	－	－	－	－	－
	2022年度末	－	－	－	－	－	－
合計	2023年度末	38,962	3,240	2,538	5,779	9,377	18,026
	2022年度末	39,165	2,866	1,521	6,231	8,292	20,253

●有価証券の種類別の平均残高

（単位：百万円、%）

項目	2023年度		2022年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	18,227	44.03	20,695	46.52
地方債	－	－	－	－
短期社債	－	－	－	－
社債	14,612	35.30	13,914	31.28
貸付信託	－	－	－	－
投資信託	2,898	7.00	3,596	8.08
株式	18	0.04	18	0.04
外国証券	5,632	13.60	6,257	14.06
その他の証券	－	－	－	－
合計	41,389	100.00	44,482	100.00

社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれます。

●預証率

（単位：%）

項　　目	2023年度	2022年度
預証率（期末値）	5.96	5.95
預証率（期中平均値）	6.26	6.72

●公共債窓口販売実績

（単位：千円）

項　　目	2023年度	2022年度
国　　債	3,799,500	2,459,790

●投資信託窓口販売実績

（単位：千円）

項　　目	2023年度	2022年度
投資信託	1,156,403	687,458

有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金の形でお預りした資金を主として住宅ローンや教育ローンなどで活用して、勤労者の借入ニーズに応えていますが、その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させています。当金庫は、保有する有価証券をはじめとする金融商品について金融商品会計基準に基づく時価会計を実施しています。金融商品の時価に関する情報は貸借対照表注記（52頁）をご覧ください。

なお、時価会計をふまえた、ここでの貸借対照表計上額は、あくまでも2024年３月末現在の状況であり、今後、変動することも想定されます。確定（実現）した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

1. 売買目的有価証券

（単位：百万円）

項　目	2023年度末		2022年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	－	－	－	－

2. 満期保有目的の債券

（単位：百万円）

項　目		2023年度末			2022年度末		
		貸借対照表計上額	時　価	差　額	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国　債	－	－	－	299	301	1
	地方債	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社　債	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－
	小　計	－	－	－	299	301	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国　債	－	－	－	－	－	－
	地方債	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社　債	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－
	小　計	－	－	－	－	－	－
合　計		－	－	－	299	301	1

1．時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。
2．社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれています。
3．市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含まれておりません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は市場価格のない株式等であるため、次頁５．に記載しております。

4. その他有価証券

（単位：百万円）

項目		2023年度末			2022年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－	－	－	－
	債券	2,511	2,503	7	3,028	3,019	8
	国債	606	603	2	120	119	0
	地方債	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	1,905	1,899	5	2,907	2,899	7
	その他	3,914	3,579	335	3,222	2,984	237
	小計	6,425	6,082	342	6,250	6,004	246
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－	－	－	－
	債券	27,725	30,149	△ 2,424	27,258	29,140	△ 1,881
	国債	15,083	17,147	△ 2,064	16,348	17,935	△ 1,587
	地方債	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	12,642	13,002	△ 360	10,910	11,204	△ 294
	その他	4,792	5,044	△ 251	5,338	5,641	△ 303
	小計	32,518	35,194	△ 2,184	32,596	34,781	△ 2,184
合計		38,943	41,276	△ 2,333	38,847	40,785	△ 1,938

1．貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2．社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれています。
3．市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含まれておりません。

5. 市場価格のない株式等および組合出資金の主な内容および貸借対照表計上額

（単位：百万円）

項目	2023年度末	2022年度末
子会社・子法人等株式	10	10
関連法人等株式	－	－
非上場株式	8	8
組合出資金	－	－
労働金庫連合会出資金	4,400	4,400
合計	4,418	4,418

金銭の信託の時価情報

●金銭の信託の時価情報

（単位：百万円）

項　目	2023年度末		2022年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭信託	－	－	－	－

金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

当金庫が主体的に取り組んでいる該当のデリバティブ取引はありませんが、保有している金融商品に含まれる場合があります。

「デリバティブ取引」とは

国内、国外の金融市場で取引される金利や為替、株式等に関する先物やスワップ、オプションなどの新しい手法を用いた、いわゆるオフバランス取引（帳簿外の取引）を「デリバティブ」（金融派生商品）取引といいます。

「先物取引」「先渡取引」とは

ある商品（例えば国債、金利、指数）について、将来のある日（決済期日）に、現在約束した価格で、売買できる取引のことをいいます。

「先物取引」が取引所に上場しているのに対し、「先渡取引」は、相対取引の店頭取引であるという違いがあります。

「スワップ」とは

将来の特定期間にわたりあらかじめ決められた条件で、キャッシュフローを交換する取引のことです。同一通貨建で種類の異なる金利相当額を交換する金利スワップと、異なる通貨間の金利と元本を交換する通貨スワップがあります。

「オプション」とは

あらかじめ定めた一定の条件のもとで、債券、株式、通貨などを将来の決められた期日までにその時の市場価格に関係なくあらかじめ決められた特定の価格で買う権利、または売る権利を売買する取引をオプション取引といいます。

当金庫でキャップローン（上限金利付住宅ローン）の取扱いに伴う金利変動リスクを避けるために利用しているキャップも、このオプションの一つです。

「当金庫のデリバティブへの取り組み姿勢等」について

⑴「利用目的」

当金庫では、保有している金融資産や負債についての将来の金利変動などによる損失を回避するため、一定の範囲でデリバティブ取引を利用することがあります。

⑵「取り組みの情報」

具体的には、固定金利選択型住宅ローン、上限金利付住宅ローン等で低利な融資をご提供する際や長期の預金をお預かりするにあたって、将来の金利変動リスク回避を目的として、スワップ取引、オプション取引を実施していましたが、2006年度中に満期を迎え、それ以降の取り組みはございません。

⑶「リスク管理に対する管理体制」

当金庫では、「資金運用規程」等によって、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取扱基準を定め、それらに基づいた運用を行っています。運用状況については、理事会などに報告しています。

今後とも相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理体制の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

自己資本の充実の状況

(1)単体自己資本比率(国内基準)

(単位:%)

当期末(2023年度末)	前期末(2022年度末)
10.32	10.34

当金庫は、「労働金庫法第94条第１項において準用する銀行法第14条の２の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第７号)」(以下「自己資本比率告示」といいます。)により、自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額(注1)}-\text{コア資本に係る調整項目の額(注2))}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額(注3)}+\text{オペレーショナル・リスク相当額}\times 12.5\text{(注4)}}$$

(注1) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計
(注2) 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計
(注3) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(含むオフバランス取引等)、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額
(注4) 8%(国際統一基準の自己資本比率)の逆数である12.5を乗じています。

①信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」及び「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」(注1)を採用しています。

(注１) 標準的手法……細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。

主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン(１億円以下)が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

②オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」及び「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」(注2)を採用しています。

(注２) 基礎的手法……粗利益(直近３年の平均値)の15%をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫の場合、自己資本比率が４%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は10.32%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き、保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

(2)自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項目	当期末(2023年度末)	前期末(2022年度末)
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	38,353	37,997
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,009	3,010
うち、利益剰余金の額	35,523	35,167
うち、外部流出予定額(△)	△ 180	△ 180
うち、上記以外に該当するものの額	−	−
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	30	44
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	30	44
うち、適格引当金コア資本算入額	−	−
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		−
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	−	−
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		15
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	38,383	38,057
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	48	47
うち、のれんに係るものの額	−	−
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	48	47
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	−	−
適格引当金不足額	−	−
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	−	−
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	−	−
前払年金費用の額	224	166
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	−	−
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	−	−
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	−	−
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	−	−
特定項目に係る10パーセント基準超過額	−	−
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	−	−
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	−	−
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	−	−
特定項目に係る15パーセント基準超過額	−	−
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	−	−
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	−	−
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	−	−
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	272	213
自己資本		
自己資本の額((イ)−(ロ)) (ハ)	38,110	37,843
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	356,188	352,518
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		344
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	−	−
うち、上記以外に該当するものの額		344
オフ・バランス取引項目	11	19
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	−	−
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	−	−

項　　目	当期末（2023年度末）	前期末（2022年度末）
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	12,849	13,125
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	369,037	365,643
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ)/(ニ)）	10.32	10.34

■（参考）自己資本比率に関連する用語■

「コア資本」とは

2014年３月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式（普通出資）・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資＋内部留保＋優先出資＋（△）調整・控除項目で構成されます。

「コア資本に係る基礎項目」とは

告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました（ただし、経過措置が設けられています）。

「出資金」とは

会員の皆さまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されております。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または２分の１を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。

「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」及び「その他利益剰余金」から構成されています。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第１項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

(1) 金利変動等準備積立金
市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。

(2) 機械化積立金
事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。

(3) 配当準備積立金
配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。

(4) 経営基盤強化積立金
将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆様へ還元することが予定されるものを指しています。

「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用または損失に対して引き当て（積み立て）るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び退職給付引当金の三種類を引き当てております。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるというものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。（算入上限は信用リスクアセットの額の合計額の1.25%）

「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められていました。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目（Tier2）に加算することが認められていましたが、2013年度以降適用された告示では自己資本に算入できない取り扱いとなりました。
（経過措置を適用した場合、2014年３月31日から2024年３月30日までの10年間、各時点の「差額」の45％を基準とする算入可能額をコア資本へ算入（算入割合は年々減少）することが可能でした。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入していました。
当金庫ではこの経過措置を適用しておりました。）

「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます。

「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

(3)定性的開示事項・定量的開示事項

①自己資本調達手段の概要

2023年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

普通出資	①発行主体：四国労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目に算入された額：3,090百万円

②自己資本の充実度に関する事項

信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項　　目	当期末（2023年度末）		前期末（2022年度末）	
	リスク・アセット（注1）	所要自己資本（注2）	リスク・アセット（注1）	所要自己資本（注2）
信用リスク　(A)	356,188	14,247	352,518	14,100
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー(注3)	356,075	14,243	352,060	14,082
ソブリン向け(注4)	0	0	0	0
金融機関向け	46,562	1,862	48,312	1,932
事業法人等向け	7,695	307	7,966	318
中小企業等・個人向け	264,196	10,567	257,184	10,287
抵当権付住宅ローン	21,794	871	23,716	948
不動産取得等事業向け	1,518	60	1,630	65
延滞債権(注5)	133	5	194	7
その他(注6)	14,172	566	13,055	522
証券化エクスポージャー	－	－	－	－
(うち再証券化)	(　　－)	(　　－)	(　　－)	(　　－)
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー(注7)	113	4	113	4
ルック・スルー方式(注8)	113	4	113	4
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			344	13
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	－	－	－	－
CVAリスク相当額を8%で除して得た額(注9)	－	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー(注10)	－	－	－	－
オペレーショナル・リスク(注11)　(B)	12,849	513	13,125	525
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A)+(B)　(C)	369,037	14,761	365,643	14,625

注1．リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウエイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウエイトを使用する「標準的手法」を採用しています。
　貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをともなうものがあります。上記同様、リスク・ウエイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。
　なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフバランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフバランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に関係するものです。

注2．所要自己資本＝リスク・アセット×4％
注3．「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
注4．「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
注5．「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
注6．標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」は、出資金、有形・無形固定資産、オフバランス取引等です。
注7．「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもの

のリスク・ウェイトが判定できない場合の取り扱いです。
注８.「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

注９.「ＣＶＡリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、ＣＶＡ（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことをいいます。
注10.「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（ＣＣＰ）に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。
注11. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。

（基礎的手法の算定方法）

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益（直近3年間のうち粗利益が正の値）}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

■金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要■

現在の自己資本の充実状況について

2023年度末の当金庫の自己資本比率は10.32%であり、国内基準の最低所要自己資本比率４％を大きく上回っています。

また、自己資本のほぼ全額が出資金および利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しております。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

将来の自己資本の充実策

当金庫では、３カ年の中期経営計画および単年度の事業計画を策定しており、各期において計画に基づく諸施策を着実に実行することを通じて安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることを軸として、自己資本の充実を図ります。

（４）信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

①信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

地域別

（単位：百万円）

エクスポージャー区分／地域区分	合　計		貸出金等取引（注1）		債　券		複数の資産を裏付とする資産（ファンド等）		その他の資産等（注2）		延滞エクスポージャー（注3）	
	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末
国　内	718,441	722,271	439,569	436,831	32,653	32,460	1,382	1,182	244,835	251,798	88	133
国　外	5,557	5,858	－	－	－	－	－	－	5,557	5,858	－	－
合　計	723,998	728,129	439,569	436,831	32,653	32,460	1,382	1,182	250,392	257,656	88	133

業種別

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 業種区分	合計		貸出金等取引（注1）		債券		複数の資産を裏付とする資産（ファンド等）		その他の資産等（注2）		延滞エクスポージャー（注3）	
	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末
製造業	5,847	5,146	－	－	5,300	4,600	－	－	547	546	－	－
農業、林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	200	200	－	－	200	200	－	－	0	0	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	2,804	2,804	－	－	2,399	2,399	－	－	404	404	－	－
情報通信業	501	601	－	－	500	600	－	－	1	1	－	－
運輸業、郵便業	2,002	1,901	－	－	2,000	1,900	－	－	2	1	－	－
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	801	700	－	－	800	700	－	－	1	0	－	－
金融業・保険業	243,018	251,009	－	－	2,002	2,004	－	－	241,016	249,005	－	－
不動産業、物品賃貸業	1,739	1,854	224	338	1,400	1,400	－	－	114	115	－	－
医療・福祉	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
サービス業	304	304	－	－	300	300	－	－	4	4	－	－
国・地方公共団体	22,277	23,224	4,483	4,842	17,751	18,355	－	－	43	25	－	－
個人	435,059	431,744	434,697	431,441	－	－	－	－	361	303	88	133
その他	9,441	8,637	163	208	－	－	1,382	1,182	7,895	7,247	－	－
合計	723,998	728,129	439,569	436,831	32,653	32,460	1,382	1,182	250,392	257,656	88	133

残存期間別

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 期間区分	合計		貸出金等取引（注1）		債券		複数の資産を裏付とする資産（ファンド等）		その他の資産等（注2）	
	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末
期間の定めのないもの	50,786	52,157	22,203	22,998	－	－	1,382	1,182	27,149	27,976
1年以下	135,225	140,886	27,392	26,451	2,300	1,119	－	－	105,533	113,315
1年超3年以下	107,857	80,245	44,732	45,120	1,402	3,404	－	－	61,722	31,720
3年超5年以下	89,976	118,441	40,388	40,396	2,300	1,000	－	－	47,287	77,044
5年超7年以下	42,350	40,838	37,850	36,938	4,100	3,300	－	－	400	600
7年超10年以下	58,022	54,479	50,429	49,879	4,893	4,200	－	－	2,700	400
10年超	239,759	241,082	216,573	215,046	17,657	19,435	－	－	5,600	6,600
合計	723,978	728,129	439,569	436,831	32,653	32,460	1,382	1,182	250,392	257,656

注1．エクスポージャー区分の「貸出金等取引」とは、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
注2．エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、預け金、外国証券、出資金、有形・無形固定資産等です。
注3．エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
注4．ＣＶＡリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
注5．「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は含まれておりません。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

項　目		一般貸倒引当金		個別貸倒引当金		合　計	
		2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度
期首残高		44	114	20	100	64	214
当期増加額		30	44	17	20	47	64
当期減少額	目的使用	－	－	－	－	－	－
	その他	44	114	20	100	64	214
期末残高		30	44	17	20	47	64

「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する引当金のことです。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

③個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

業種別

（単位：百万円）

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度
製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
農業、林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金融業・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業、物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医療・福祉	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国・地方公共団体	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	7	9	－	－	－	－	1	1	5	7	－	－
その他	12	91	－	－	－	－	0	78	11	12	－	－
合計	20	100	－	－	－	－	2	80	17	20	－	－

1．当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2023年度末			2022年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	－	48,678	48,678	－	49,734	49,734
10%	－	1	1	－	1	1
20%	221,087	8,867	229,954	226,709	10,916	237,625
35%	－	62,271	62,271	－	67,764	67,764
50%	14,165	－	14,165	13,664	0	13,664
75%	－	352,266	352,266	－	342,918	342,918
100%	1,001	13,360	14,361	1,703	12,562	14,265
150%	－	88	88	－	120	120
200%	－	－	－	－	－	－
250%	－	2,209	2,209	－	2,035	2,035
1250%	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－
合計	236,254	487,744	723,998	242,076	486,053	728,129

1．格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
2．エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
3．コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4．「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は含まれておりません。

■信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、信用リスク管理の基本方針であるクレジットポリシーとして「融資基本規則」等を定め、融資業務遂行にあたっての基本原則を全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領及び審査・管理業務等に関する研修を定期的に実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの評価については、各資産ごとの査定担当部署が貸出金等の自己査定を定期的に実施することにより、信用リスクの把握に努めています。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。

信用リスクの管理状況については、毎月定期的にALM委員会で協議しており、その結果については、常務会および理事会に定例的に報告を行い、対応について協議しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」に基づき「債務者区分別」に以下のとおり計上しています。

・正常先債権および要注意先債権

一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。

・破綻懸念先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。

・破綻先債権および実質破綻先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称■

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は右記のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・株式会社格付投資情報センター（R&I）
・株式会社日本格付研究所（JCR）
・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
・S&Pグローバル・レーティング（S&P）

(5)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	738	745	－	－	－	－
ソブリン等公共機関向け	－	－	－	－	－	－
金融機関向け	－	－	－	－	－	－
事業法人等向け	－	－	－	－	－	－
中小企業等・個人向け	738	745	－	－	－	－
抵当権付住宅ローン	－	－	－	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－	－	－
延滞	－	－	－	－	－	－

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。担保については、「資産査定規程」に基づき適切な評価・管理を行うよう努めています。なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。

保証は、信用リスク削減手法として用いておりません。

クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

(6)派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額等

(単位:百万円)

項　目	2023年度末			2022年度末		
	派生商品取引	長期決済期間取引	合　計	派生商品取引	長期決済期間取引	合　計
グロス再構築コストの額 (A)	−	−	−	−	−	−
グロスのアドオンの額 (B)	−	−	−	−	−	−
グロスの与信相当額(A)+(B) (C)	−	−	−	−	−	−
ネッティングによる与信相当額の削減額 (D)	−	−	−	−	−	−
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額(C)−(D) (E)	−	−	−	−	−	−
外国為替関連取引	−		−	−		−
金利関連取引	−		−	−		−
金関連取引	−		−	−		−
株式関連取引	−		−	−		−
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	−		−	−		−
その他コモディティ関連取引	−		−	−		−
クレジット・デリバティブ取引	−		−	−		−
担保の額 (F)	−	−	−	−	−	−
現金・自金庫預金	−	−	−	−	−	−
国債・地方債等	−	−	−	−	−	−
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額(E)−(F) (G)	−	−	−	−	−	−

1．与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。
2．クレジット・デリバティブ取引の取り扱いはありません。
3．当金庫では、独自勘定としての派生商品取引を行っておりません。

(7)証券化エクスポージャーに関する事項

①オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当はありません。

②投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当はありません。

■証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、有価証券の運用先の多様化によるリスクの分散を図るため、証券化商品を購入することがあります。証券化取引の役割としては、「投資家」に該当します。

リスクを限定するために、毎年「資金運用方針」を策定し、運用スタンスやリスクカテゴリー別の考え方をまとめ余裕資金運用枠等を設定しています。資金運用方針については、ＡＬＭ委員会で協議し、常務会の承認を受けています。余裕資金運用計画と期中の運用状況については、定期的にＡＬＭ委員会に報告しています。

■証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称■

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

■証券化取引に関する会計方針■

当金庫の「決算経理規定」「決算経理要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称■

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は右記のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・株式会社格付投資情報センター（R&I）
・株式会社日本格付研究所（JCR）
・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
・S&Pグローバル・レーティング（S&P）

(8)出資等エクスポージャーに関する事項

①貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

	2023年度末		2022年度末	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時　価
上場株式等	−	−	−	−
非上場株式等	18	18	18	18
その他	5,787	5,787	5,775	5,775
合　計	5,805	5,805	5,793	5,793

1．貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
2．金銭の信託および投資信託に含まれる出資金等エクスポージャーは含んでいません。
3．「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金、その他出資金、ETF（株価指数連動型上場投資信託）等を計上しています。
4．当金庫の子会社株式および関連会社株式で時価のある株式はありません。

②出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2022年度
売却益	27	−
売却損	−	−
償　却	−	−

金銭の信託および投資信託に含まれる出資金等エクスポージャーの売却および償還に伴う損益は含んでいません。

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度末	2022年度末
評価損益	−	−

金銭の信託および投資信託に含まれる出資金等エクスポージャーは含んでいません。

④貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度末	2022年度末
評価損益	−	−

■出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

子会社株式および関連会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

「その他有価証券」については、毎年「資金運用方針」を策定し、運用スタンスやリスクカテゴリー別の考え方をまとめ余裕資金運用枠等を設定しています。資金運用方針については、ＡＬＭ委員会で協議し、常務会の承認を受けています。

余裕資金運用計画と期中の運用状況については、定期的にＡＬＭ委員会に報告しています。

また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、当金庫の「決算経理規程」「決算経理要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。

(9)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	当期末(2023年度末)	前期末(2022年度末)
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	1,697	1,598

(10)金利リスクに関する事項

①金利リスク量

(単位:百万円)

	2023年度末	2022年度末
VaR	2,663	5,166

②IRRBB(銀行勘定の金利リスク)

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		⊿EVE		⊿NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	7,248	10,017	247	186
2	下方パラレルシフト	0	0	445	406
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	7,248	10,017	445	406
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	38,110		37,843	

1．金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しております。
2．「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB(銀行勘定の金利リスク)」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めにもとづき記載しております。なお、表中のイ、ロ、・・・の記号は告示の様式上に定められているものです。
3．「⊿ＥＶＥ」とは、金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の減少額として計測されるものです(経済的価値が減少する場合をプラスで表示)。
4．「⊿ＮＩＩ」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです(金利収益が減少する場合をプラスで表示)。

■金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要■

当金庫は、労働金庫連合会等への預け金、会員および間接構成員向け貸出、有価証券運用を主として資金運用を行っております。また、預金による調達を主として資金調達を行っております。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク（金利リスク、価格変動リスク、為替リスク）及び信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債等を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはＶａＲ計測による計量化を行い、配賦された資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応を定期的にＡＬＭ委員会および常務会で協議しています。さらに、金利リスクについてはＶａＲのほか、銀行勘定の金利リスク（ＩＲＲＢＢ）について経済的価値の変動額である⊿ＥＶＥ及び金利収益の変動額である⊿ＮＩＩを計測しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用したＡＬＭヘッジに係る方針を策定し、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

ＶａＲによるリスク計測の頻度は、預金・貸出金を含めた全資産・負債を月次ベースで実施しています。加えて、ＩＲＲＢＢは⊿ＥＶＥ及び⊿ＮＩＩを四半期ベースで計測しています。この計測結果はＡＬＭ委員会で協議し、常務会および理事会に報告しております。

■金利リスクの算定手法の概要■

１．開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿ＥＶＥ、⊿ＮＩＩ及び当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

⑴流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

2024年３月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は5.597年です。

⑵流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

10年としております。

⑶流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデルを使って統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。

推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っております。

⑷貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

⑸複数通貨の集計方法及びその前提

ＩＲＲＢＢについては保守的に通貨毎に算出した⊿ＥＶＥが正となる通貨のみを対象としています。

⑹スプレッドに関する前提

スプレッド及びその変動は考慮していません。

⑺内部モデルの使用等、⊿ＥＶＥ及び⊿ＮＩＩに重大な影響を及ぼすその他の前提

コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、⊿ＥＶＥ及び⊿ＮＩＩに重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑻前事業年度末の開示からの変動に関する説明

当期末の⊿ＥＶＥ（上方パラレルシフト）は7,248百万円（前期末比△2,769百万円）となり、段階金利型住宅ローンの残高減少およびデュレーションの短期化等により減少しています。また、当期末の⊿ＮＩＩ（下方パラレルシフト）は445百万円（前期末比＋38百万円）となり、労金連定期預け金（一般・１年）の残高減少等により増加しています。

⑼計測値の解釈や重要性に関する説明

⊿ＥＶＥの計測値は、自己資本対比で19,019％であり、金融庁のモニタリング基準である20％を下回っております。当金庫における自己資本比率等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。

２．当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿ＥＶＥ及び⊿ＮＩＩ以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

⑴金利リスク計測の前提及びその意味（特に定量的開示の対象となる⊿ＥＶＥ及び⊿ＮＩＩと大きく異なる点）

ＶａＲは、保有期間120日（有価証券については20日）、信頼水準99%、観測期間250営業日の条件のもとで分散共分散法により算出しています。

（11）オペレーショナル･リスクに関する事項

■オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥風評リスクに区分し、管理しています。

オペレーショナル・リスク管理の基本方針として、年度ごとに策定する「統合的リスク管理・運営方針」のなかで上記①～⑥の各リスクの管理方針等を定めています。

また、具体的な管理体制・手続き等の基本事項を定めた「オペレーショナルリスク管理規程」を制定しています。

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、統括部署であるリスク統括部がオペレーショナル・リスク全体を管理し、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しています。管理状況および今後の対応については、定期的にリスク管理委員会で協議しています。また、常務会および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称■

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権

2024年３月31日現在の開示債権等の状況は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区　　分	2023年度末	2022年度末
労働金庫法及び金融再生法上の開示債権　合計(A)	3,068	2,794
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,207	1,000
危険債権	1,739	1,702
要管理債権	122	91
うち、三月以上延滞債権	70	32
うち、貸出条件緩和債権	52	59
保全額(B)	3,062	2,774
担保･保証等による回収見込み額	3,045	2,754
貸倒引当金	17	19
保全率(B)／(A)(%)	99.80%	99.30%
正常債権(C)	417,185	414,167
総与信残高(D)=(A)+(C)	420,253	416,960
(A)／(D)(%)	0.73%	0.67%

1．「労働金庫法及び金融再生法上の開示債権」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」の合計額のことです。
2．金額は決算後（償却後）の計数です。
3．単位未満四捨五入しています。
4．％表示の部分については、円単位で計算したあと、小数点第３位を四捨五入しています。

1．「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権のことです。

2．「危険債権」とは

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権のことです。

3．「要管理債権」とは

上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

4．「三月以上延滞債権」とは

元本または利息の支払いが約定の支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

5．「貸出条件緩和債権」とは

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と異なります。

6．「正常債権」とは

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

7．「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」の対象となる債権

貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

8．「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権（「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」）」のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

9．「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、債務者の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権（「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」）」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

資産査定に係る各種基準の比較表

当金庫の「資産査定の債務者区分」「償却・引当基準」「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」「労働金庫法に基づく開示債権」の各種基準を比較すると以下のとおりとなります。

<table>
<tr><th colspan="4">A．資産査定の債務者区分</th><th colspan="4">B．労金の償却・</th></tr>
<tr><td>区分単位</td><td colspan="3">債務者単位（償却前）</td><td>区分単位</td><td colspan="3">債務者単位</td></tr>
<tr><td>対象債権</td><td colspan="3">債権（貸出金、未収利息、債務保証見返、仮払金）</td><td>対象債権</td><td colspan="3">債権（貸出金、</td></tr>
<tr><td>定　　義</td><td colspan="3">労働金庫の資産査定規程</td><td>定　　義</td><td>処理基準</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">債務者区分</td><td>2024年3月末</td><td colspan="2">債務者区分</td><td colspan="3">分</td></tr>
<tr><td>破綻先</td><td>法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者</td><td>156</td><td colspan="2" rowspan="3">破綻先</td><td>Ⅳ分類</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td>Ⅲ分類</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td>非・Ⅱ分類</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>実質破綻先</td><td>法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者</td><td>1,050</td><td colspan="2" rowspan="3">実質破綻先</td><td>Ⅳ分類</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td>Ⅲ分類</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td>非・Ⅱ分類</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>破綻懸念先</td><td>現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者</td><td>1,738</td><td colspan="2" rowspan="3">破綻懸念先</td><td>Ⅳ分類</td><td colspan="2" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td>Ⅲ分類</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td>非・Ⅱ分類</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要注意先</td><td rowspan="3">金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者</td><td rowspan="3">3,050</td><td rowspan="3">要注意先</td><td rowspan="2">要管理先</td><td>要管理債権</td><td>Ⅱ分類</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>要管理債権以外
（注4）</td><td>非分類</td></tr>
<tr><td colspan="2">要管理先以外の
要注意先</td><td>Ⅱ分類</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>非分類</td></tr>
<tr><td>正常先</td><td>業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者</td><td>409,766</td><td colspan="2">正常先</td><td>非分類</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td>国および地方公共団体に対する債権
および被管理金融機関に対する債権</td><td>4,490</td><td colspan="2">その他</td><td>－</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

注1．一般貸倒引当金は、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定しています。
注2．償却・引当基準と金融再生法の差は、直接償却額分です。
注3．総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権（未収利息等）については、正常債権に含まれます。
注4．要管理債権を有する債務者の、三月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理先です。

（単位：百万円）

引当基準		C．債権の区分（労働金庫法及び金融再生法に基づく開示）			
（償却前）		区分単位		債務者単位（償却後）	
未収利息、債務保証見返、仮払金）		対象債権		総与信	
労働金庫の資産査定規程		定　　義		金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第４条	
類	2024年3月末	債権区分			2024年3月末
全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。	0	（注2）			156
全額を個別貸倒引当金に繰入れる。	0	破産更生債権及びこれらに準ずる債権		破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立などの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	
	156				
全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。	8	（注2）			1,050
全額を個別貸倒引当金に繰入れる。	2	破産更生債権及びこれらに準ずる債権			
	1,039			計	1,206
必要額（予想損失率により今後３年間の予想損失額を見積る場合もある。）を個別貸倒引当金に繰入れる。	3	危険債権		債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権	1,738
	1,735				
予想損失率により今後３年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。（注１）	122	要管理債権（債権単位）	三月以上延滞債権	元金又は利息支払が約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸出金	66
			貸出条件緩和債権	債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金	55
予想損失率により今後１年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。（注１）	2,927	正常債権（注3）		債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権	417,184
予想損失率により今後１年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。（注１）	409,766				
引当は行わない。（注１）	4,490				

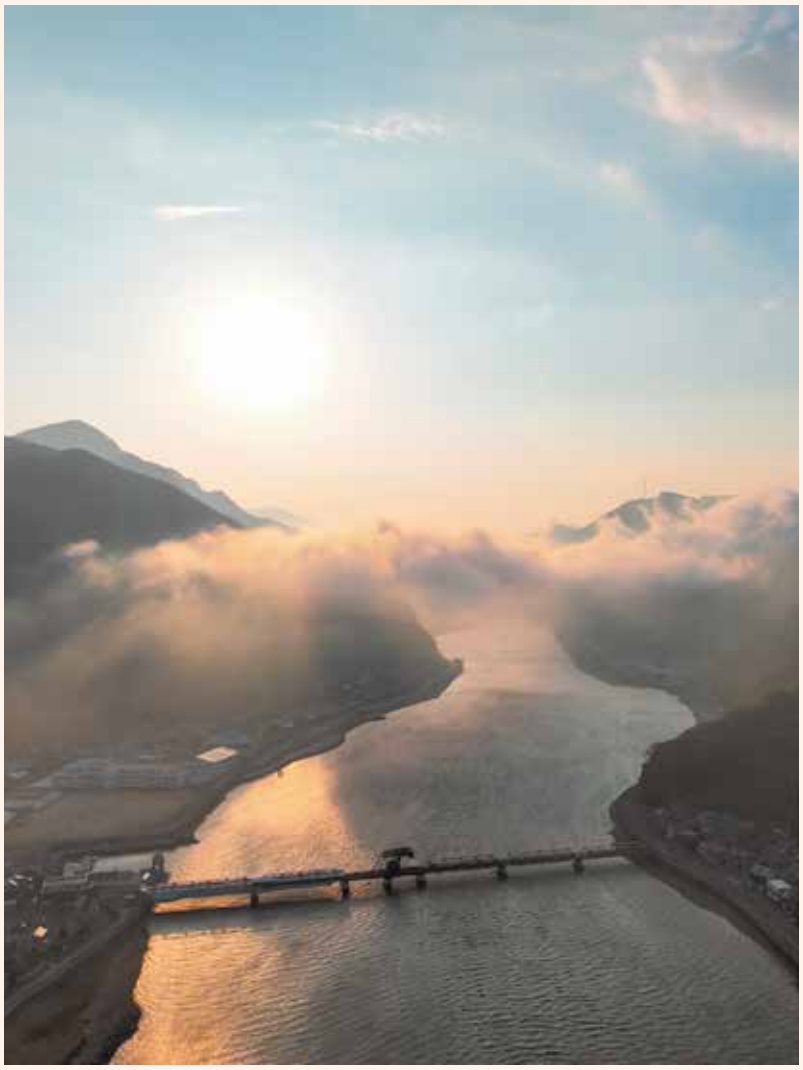

連 結 情 報

●金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

四国ろうきん ― (株)四国労金サービス ・従属業務、付随・関連業務、労働金庫代理業

(株) 四国労金サービス

当金庫で使用する各種帳票等の作成管理事務を受託する目的で、1990年2月に営業を開始しました。2023年度年間売上高は、239百万円となりました。

●金庫の子会社等に関する事項

名称	株式会社四国労金サービス
主たる営業所又は事務所の所在地	愛媛県松山市二番町4丁目5－2
資本金又は出資金	10百万円
事業の内容	従属業務、付随・関連業務、労働金庫代理業
設立年月日	1990年2月1日
金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	100%
金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	－

●金庫及びその子会社等の事業の概況

純資産

当金庫と㈱四国労金サービスを連結した結果、連結剰余金は355億円となりました。

また、出資金は当金庫の上記連結対象子会社等への出資に、連結に伴う調整消去を加え、30億９百万円となりました。純資産は前期末より66百万円増加して、371億55百万円（増加率0.17%）となりました。

預　金

当金庫の上記連結子会社等からの預金積金は94百万円で、連結に伴う調整消去後の期末残高は6,530億90百万円（増加率△0.62%）となりました。

貸出金

2023年度は、上記連結対象子会社等への貸出金71百万円に連結に伴う調整消去を加えた結果、前期末より32億47百万円増加して、4,197億93百万円（増加率0.77%）となりました。

損　益

2023年度の経常収益は、83億90百万円（前期比２億41百万円減、2.79％減）となり、経常費用は、76億67百万円（前期比23百万円増、0.30%増）となりました。

その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は１億85百万円減少し、５億31百万円となりました。

●金庫及びその子会社等の主要な事業の状況を示す指標

（単位：百万円）

項　目	2023年度	2022年度	2021年度	2020年度	2019年度
経常収益	8,390	8,631	8,501	8,937	9,361
経常利益	723	988	1,076	1,058	1,305
親会社株主に帰属する当期純利益	531	717	761	764	983
純資産額	37,155	37,089	37,324	37,413	36,723
総資産額	703,419	707,397	704,512	698,155	671,712
連結自己資本比率	10.34%	10.36%	10.40%	10.41%	10.52%

1．貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
2．当金庫は、「労働金庫法第94条第１項において準用する銀行法第14条の２の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」により連結自己資本比率を算定しています。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

●連結貸借対照表

（単位：百万円）

項　　目	2023年度末	2022年度末
（資産の部）		
現金及び預け金	231,052	239,106
コールローン及び買入手形	－	－
買現先勘定	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－
買入金銭債権	－	－
金銭の信託	－	－
商品有価証券	－	－
有価証券	38,952	39,155
貸出金	419,793	416,546
外国為替	－	－
その他資産	6,125	5,883
有形固定資産	6,044	5,417
建物	2,984	3,142
土地	1,521	1,521
リース資産	103	113
建設仮勘定	998	341
その他の有形固定資産	437	298
無形固定資産	48	47
ソフトウェア	31	30
のれん	－	－
リース資産	－	－
その他の無形固定資産	16	16
退職給付に係る資産	311	231
繰延税金資産	1,126	1,053
再評価に係る繰延税金資産	－	－
債務保証見返	11	19
貸倒引当金	△ 46	△ 62
その他の引当金	－	－
資産の部合計	703,419	707,397

項　　目	2023年度末	2022年度末
（負債の部）		
預金積金	653,090	657,192
譲渡性預金	460	460
借用金	9,400	9,400
コールマネー及び売渡手形	－	－
売現先勘定	－	－
債券貸借取引受入担保金	－	－
コマーシャル・ペーパー	－	－
外国為替	－	－
その他負債	1,383	1,272
代理業務勘定	0	0
賞与引当金	194	189
役員賞与引当金	－	－
退職給付に係る負債	1,565	1,580
役員退職慰労引当金	38	71
その他の引当金	14	17
特別法上の引当金	－	－
繰延税金負債	－	－
再評価に係る繰延税金負債	105	105
債務保証	11	19
負債の部合計	666,264	670,307
（純資産の部）		
出資金	3,009	3,010
優先出資申込証拠金	－	－
資本剰余金	－	－
利益剰余金	35,586	35,235
処分未済持分	－	－
自己優先出資	－	－
自己優先出資申込証拠金	－	－
会員勘定合計	38,596	38,245
その他有価証券評価差額金	△ 1,679	△ 1,395
繰延ヘッジ損益	－	－
土地再評価差額金	239	239
為替換算調整勘定	－	－
評価・換算差額等合計	△ 1,440	△ 1,156
新株予約権	－	－
非支配株主持分	－	－
純資産の部合計	37,155	37,089
負債及び純資産の部合計	703,419	707,397

貸借対照表の注記

1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3．有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法
当庫の有形固定資産の減価償却は、当庫の定める決算経理要領に基づき定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建　物　　15年～50年
その他　　２年～20年
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

4．無形固定資産の減価償却の方法
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当庫並びに連結される子会社及び子法人で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

5．リース資産の減価償却の方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

6．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

7．貸倒引当金の計上基準
貸倒引当金は、当庫の資産査定規程および決算経理規程に定める償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会　銀行等監査特別委員会報告第４号

令和４年４月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、当庫の定める資産査定規程に則り、査定対象資産の管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を査定しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

８．賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

９．退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。

⑴過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定額法により損益処理

⑵数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理

10. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

12. 収益の計上方法

役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、送金、代金取立等の為替業務に基づく収益です。

役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。建物賃貸に係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が１年超となる取引はありません。

13. 消費税及び地方消費税の会計処理

当庫並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、５年間で均等償却を行っております。

14. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額	5,575,900 千円
有形固定資産の圧縮記帳額	－　千円

15. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は1,206,936千円、危険債権額は1,738,581千円です。

なお、債権は、連結貸借対照表の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

16. 三月以上延滞債権額

債権のうち、三月以上延滞債権額は69,908千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

17. 貸出条件緩和債権額

債権のうち、貸出条件緩和債権額は52,332千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

18. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は、3,067,759千円です。

なお、15. から18. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

19. 担保に供している資産

為替決済・当座借越契約および手形借入（9,400,000千円）の担保として預け金41,056,400千円、公金取扱いの担保として預け金2,000千円を差入れております。

また、その他の資産には、保証金112,985千円が含まれております。

20. 土地の再評価の方法と差額

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布、法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成12年３月31日
同法律第３条第３項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布、政令第119号）第２条第４号に定める地価税に基づく課税価格（路線価方式）に合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　370,033千円

21. 出資１口当たりの純資産額　12,345円60銭

22. 当庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額　141,383千円

23. 当庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額　－　千円

24. 子会社等の株式又は出資金の総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（又は出資金）を除く）　－　千円

25. 金融商品の状況に関する事項

⑴金融商品に対する取組方針

当庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）をしております。

⑵金融商品の内容およびそのリスク

当庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及びその他目的で保有しております。

これらはそれぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

⑶金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当庫グループは、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額・信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店及び本部担当部により行われ、また、定期的にＡＬＭ委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、本部担当部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

（ｉ）金利リスクの管理

当庫グループは、ＡＬＭによって金利の変動リスクを管理しております。

ＡＬＭに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたＡＬＭに関する方針

に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、本部担当部において金融資産・負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

（ⅱ）為替リスクの管理

当庫グループは、外貨建資産の為替損益を月次で把握するとともに、ＶａＲ（バリュー・アット・リスク）を月次で計測し、為替の変動に対応した管理を行っております。

（ⅲ）価格変動リスクの管理

当庫グループは、有価証券を含む市場運用商品の保有については、ＡＬＭ委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行っております。

このうち、本部担当部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は本部担当部を通じ、理事会及びＡＬＭ委員会において定期的に報告されております。

（ⅳ）市場リスクに係る定量的情報

当庫グループでは、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をＶａＲにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当庫グループのＶａＲは分散共分散法（保有期間120日（有価証券は20日）、信頼区間99％、観測期間250営業日）により算出しており、令和６年３月31日現在で当庫グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で2,663,343千円です。

なお、当庫グループでは、モデルが算出するＶａＲと実際の損益を比較するバックテスティングを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しております。ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当庫グループは、ＡＬＭを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

⑷金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

26. 金融商品の時価等に関する事項

令和６年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです（時価等の算定方法については（注１）を参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注２）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴預け金	225,066,866	224,280,979	△785,886
⑵有価証券			
満期保有目的の債券	－	－	－
その他有価証券（＊3）	38,943,811	38,943,811	－
⑶貸出金	419,793,546		
貸倒引当金（＊1）	△ 36,089		
	419,757,456	423,739,871	3,982,414
金融資産計	683,768,133	686,964,661	3,196,527
⑴預金積金	653,090,807	653,089,951	△ 855
⑵借用金（＊2）	9,400,000	9,400,000	－
金融負債計	662,490,807	662,489,951	△ 855

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（＊2）借用金の「時価」には「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
（＊3）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和３年６月17日）第24－９項の取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注１）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

⑴預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

⑵有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については26. から31. に記載しております。

⑶貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

⑴預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

⑵借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当庫並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を無リスク利子率で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

（注２）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：千円）

区　分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊）	8,200
組合出資金	－
労働金庫連合会出資金	4,400,000
合　計	4,408,200

（＊）非上場株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	112,659,666	106,907,200	2,500,000	3,000,000
有価証券				
満期保有目的の債券	－	－	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの	2,540,000	5,800,000	9,600,000	20,300,000
貸出金（＊）	27,392,109	85,121,136	88,279,966	216,501,875
合　計	142,591,775	197,828,336	100,379,966	239,801,875

（＊）貸出金については、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおり、期間の定めがないものは含めておりません。

（注４）借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（＊）	448,482,707	200,443,748	4,164,352	－
借用金	－	9,400,000	－	－
合　計	448,482,707	209,843,748	4,164,352	－

（＊）預金積金のうち、要求払預金は「１年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項
有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。
これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」等が含まれています（以下31. まで同様）。
⑴満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	－	－	－
合 計		－	－	－

⑵その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－
	債券	2,511,270	2,503,626	7,643
	国債	606,120	603,655	2,464
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	1,905,150	1,899,970	5,179
	その他	3,914,362	3,579,071	335,291
	小計	6,425,632	6,082,698	342,934
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
	債券	27,725,460	30,149,964	△ 2,424,504
	国債	15,083,450	17,147,569	△ 2,064,119
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	12,642,010	13,002,395	△ 360,385
	その他	4,792,718	5,044,224	△ 251,506
	小計	32,518,178	35,194,188	△ 2,676,010
合 計		38,943,811	41,276,886	△ 2,333,075

28. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

29. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	－	－	－
債券	1,406,521	－	△ 373,951
国債	1,406,521	－	△ 373,951
地方債	－	－	－
短期社債	－	－	－
社債	－	－	－
その他	631,443	27,580	－
合 計	2,037,964	27,580	△ 373,951

30. 保有目的を変更した有価証券
当連結会計年度中に保有目的区分の変更を行った有価証券はありません。

31. 減損処理を行った有価証券
当連結会計年度中に減損処理を行った有価証券はありません。

32. 賃貸等不動産の状況に関する事項
重要性が乏しいため、記載を省略いたします。

33. 当座貸越契約等
当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は76,093,016千円です。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が36,705,117千円です。
これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当庫並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当庫並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みをうけた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。
また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち39,387,898千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

34. 退職給付債務等
当連結会計年度末の退職給付債務等は、以下のとおりです。

（単位：千円）

退職給付債務	△ 4,358,658
年金資産（時価）	3,660,527
未積立退職給付債務	△ 698,130
会計基準変更時差異の未処理額	－
未認識数理計算上の差異	△ 530,021
未認識過去勤務費用（債務の減額）	△ 26,045
連結貸借対照表計上額の純額	△ 1,254,197
退職給付に係る資産	△ 311,343
退職給付に係る負債	△ 1,565,540

35. 契約資産、顧客との契約から生じた債権、契約負債
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　令和２年３月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産と区分表示しておりません。当連結会計年度の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりです。

契約資産	－千円
顧客との契約から生じた債権	30,718千円
契約負債	169千円

●連結損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	2023年度	2022年度
経常収益	8,390	8,631
資金運用収益	7,271	7,367
貸出金利息	5,987	6,039
預け金利息	657	615
コールローン利息及び買入手形利息	－	－
買現先利息	－	－
債券貸借取引受入利息	－	－
有価証券利息配当金	315	331
その他の受入利息	310	381
役務取引等収益	853	826
その他業務収益	208	286
その他経常収益	56	152
貸倒引当金戻入益	16	142
償却債権取立益	－	1
その他の経常収益	40	7
経常費用	7,667	7,643
資金調達費用	162	171
預金利息	161	170
給付補填備金繰入額	－	－
譲渡性預金利息	0	0
借用金利息	0	0
コールマネー利息及び売渡手形利息	－	－
売現先利息	－	－
債券貸借取引支払利息	－	－
コマーシャル・ペーパー利息	－	－
その他の支払利息	0	1
役務取引等費用	1,357	1,322
その他業務費用	435	525
経費	5,688	5,605
その他経常費用	21	18
貸倒引当金繰入額	－	－
その他の経常費用	21	18
経常利益	723	988
特別利益	1	0
固定資産処分益	－	－
負ののれん発生益	－	－
その他の特別利益	1	0
特別損失	3	10
固定資産処分損	2	8
減損損失	－	－
その他の特別損失	0	1
税金等調整前当期純利益	721	979
法人税、住民税及び事業税	152	206
法人税等調整額	37	55
法人税等合計	189	261
当期純利益	531	717
非支配株主に帰属する当期純利益	－	－
親会社株主に帰属する当期純利益	531	717

損益計算書の注記

1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．出資１口当たりの当期純利益金額　176円56銭

3．顧客との契約から生じる収益
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　令和２年３月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。

4．収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

●連結剰余金計算書

（単位：百万円）

科　　目	2023年度	2022年度
（利益剰余金の部）		
利益剰余金期首残高	35,235	34,698
利益剰余金増加高	531	717
親会社株主に帰属する当期純利益	531	717
土地再評価差額金取崩額	－	－
利益剰余金減少高	180	179
配当金	180	179
利益剰余金期末残高	35,586	35,235

自己資本の充実の状況（連結会計年度の開示情報）

（1）連結自己資本比率の状況

連結自己資本比率（国内基準）　（単位：%）

当期末（2023年度末）	前期末（2022年度末）
10.34	10.36

注）当金庫連結グループは、「労働金庫法第94条第１項において準用する銀行法第14条の２の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平18年金融庁・厚生労働省告示第７号）（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により連結自己資本比率を算定しています。
　なお、当金庫は国内基準を採用しております。
注）用語の解説は、71頁を参照願います。

当金庫グループでは、信用リスク・アセットは「標準的手法」、オペレーショナル・リスク相当額は「基礎的手法」により算出しています。

国内業務のみを行う労働金庫の場合、自己資本比率が４％に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫グループの自己資本比率は10.34％ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き、保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

(2)自己資本の構成に関する開示事項(連結)

(単位:百万円、%)

項　　目	当期末(2023年度末)	前期末(2022年度末)
コア資本に係る基礎項目　(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	38,416	38,065
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,009	3,010
うち、利益剰余金の額	35,586	35,235
うち、外部流出予定額(△)	△ 180	△ 180
うち、上記以外に該当するものの額	−	−
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	−	−
うち、為替換算調整勘定	−	−
うち、退職給付に係るものの額	−	−
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	−	−
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	28	42
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	28	42
うち、適格引当金コア資本算入額	−	−
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		−
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	−	−
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		15
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	−	−
コア資本に係る基礎項目の額　(イ)	38,444	38,124
コア資本に係る調整項目　(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	48	47
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	−	−
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	48	47
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	−	−
適格引当金不足額	−	−
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	−	−
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	−	−
退職給付に係る資産の額	244	166
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	−	−
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	−	−
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	−	−
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	−	−
特定項目に係る10パーセント基準超過額	−	−
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	−	−
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	−	−
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	−	−
特定項目に係る15パーセント基準超過額	−	−
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	−	−
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	−	−
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	−	−
コア資本に係る調整項目の額　(ロ)	272	213
自己資本		
自己資本の額((イ)−(ロ))　(ハ)	38,172	37,910
リスク・アセット等　(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	356,158	352,493
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		344
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	−	−
うち、上記以外に該当するものの額		344

項　　目		当期末（2023年度末）	前期末（2022年度末）
	オフ･バランス取引項目	11	19
	CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	－	－
	中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク･アセットの額	－	－
オペレーショナル･リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		12,841	13,109
信用リスク･アセット調整額		－	－
オペレーショナル･リスク相当額調整額		－	－
リスク･アセット等の額の合計額	(ニ)	369,000	365,602
連結自己資本比率			
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))		10.34	10.36

「為替換算調整勘定」とは
　在外子会社等の財務諸表の換算手続において発生する決算時為替相場で換算される円貨額と、取得時または発生時の為替相場で換算される円貨額との差額のことです。
　なお、当金庫の子会社等のうち在外子会社等に該当するものはありません。
　その他の用語等の説明については、71・72頁をご覧ください。

(3)定性的開示事項･定量的開示事項

①連結の範囲に関する事項

• 連結の範囲について、「労働金庫法第94条第１項において準用する銀行法第14条の２の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号。以下、自己資本比率告示といいます。）第３条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社」と「連結財務諸表の規則第５条に基づき連結の範囲に含まれる会社」に相違はありません。
• 当金庫の連結子会社（連結自己資本比率を算出する対象となる子会社）は㈱四国労金サービスです。主要な業務の内容は以下のとおりです。

主要な連結子会社の名称	主要な業務の内容
㈱四国労金サービス	従属業務、付随・関連業務、労働金庫代理業

• 自己資本比率告示第７条が適用される金融業務を営む関連法人等に該当するものはありません。
• 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものに該当するものはありません。
• 連結グループのうち、自己資本比率規制の対象となる子会社等はありません。したがって、グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は設けておりません。

②自己資本調達手段の概要

2023年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当金庫グループの自己資本調達手段の概要は次の通りです。

普通出資	①発行主体：四国労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目に算入された額：3,009百万円
普通株式	①発行主体：㈱四国労金サービス
	②コア資本に係る基礎項目に算入された額：－

③自己資本の充実度に関する事項

信用リスク等に対する所要自己資本の額

（単位：百万円）

項　　目	当期末（2023年度末）		前期末（2022年度末）	
	リスク・アセット	所要自己資本	リスク・アセット	所要自己資本
信用リスク　(A)	356,158	14,246	352,493	14,099
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	356,045	14,241	352,035	14,081
ソブリン向け	0	0	0	0
金融機関向け	46,562	1,862	48,312	1,932
事業法人等向け	7,624	304	7,882	315
中小企業等・個人向け	264,196	10,567	257,184	10,287
抵当権付住宅ローン	21,794	871	23,716	948
不動産取得等事業向け	1,518	60	1,630	65
延滞債権	133	5	194	7
その他	14,214	568	13,114	524
証券化エクスポージャー	－	－	－	－
（うち再証券化）	（　　－）	（　　－）	（　　－）	（　　－）
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	－	－	－	－
リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	113	4	113	4
ルック・スルー方式	113	4	113	4
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			344	13
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	－	－	－	－
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	－	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－
オペレーショナル・リスク　(B)	12,841	513	13,109	524
リスク・アセット、総所要自己資本額　(C) (A)+(B)	369,000	14,760	365,602	14,624

1．「その他」には、出資金、有形・無形固定資産、オフバランス取引等を計上しています。
2．項目の説明につきましては、73頁を参照願います。

■連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要■

現在の自己資本の充実状況について

2023年度末の当金庫連結グループの自己資本比率は10.34%であり、国内基準の４%を大きく上回っています。

新告示によるバーゼル㈱基準では、自己資本は引き続き損失の吸収力の高い出資金・利益準備金・特別積立金等で構成されており、当金庫連結グループの自己資本は、質・量ともに充実していると評価しております。

当金庫連結グループは、連結グループが直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで連結グループ全体のリスクの程度を判断し、連結グループの経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

将来の自己資本の充実策

当金庫連結グループでは、３カ年の中期経営計画および単年度の事業計画を策定しており、各期において計画に基づく諸施策を着実に実行することを通じて安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることを軸として、自己資本の充実を図ります。

（4）信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

①信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

地域別

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 地域区分	合計		貸出金等取引		債券		複数の資産を裏付とする資産（ファンド等）		その他の資産等		延滞エクスポージャー	
	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末
国内	718,421	722,256	439,498	436,747	32,653	32,460	1,382	1,182	244,886	251,866	88	133
国外	5,557	5,858	－	－	－	－	－	－	5,557	5,858	－	－
合計	723,978	728,114	439,498	436,747	32,653	32,460	1,382	1,182	250,444	257,725	88	133

業種別

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 業種区分	合計		貸出金等取引		債券		複数の資産を裏付とする資産（ファンド等）		その他の資産等		延滞エクスポージャー	
	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末
製造業	5,847	5,146	－	－	5,300	4,600	－	－	547	546	－	－
農業、林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	200	200	－	－	200	200	－	－	0	0	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	2,804	2,804	－	－	2,399	2,399	－	－	404	404	－	－
情報通信業	501	601	－	－	500	600	－	－	1	1	－	－
運輸業、郵便業	2,002	1,901	－	－	2,000	1,900	－	－	2	1	－	－
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	801	700	－	－	800	700	－	－	1	0	－	－
金融業・保険業	243,018	251,009	－	－	2,002	2,004	－	－	241,016	249,005	－	－
不動産業、物品賃貸業	1,739	1,854	224	338	1,400	1,400	－	－	114	115	－	－
医療・福祉	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
サービス業	304	304	－	－	300	300	－	－	4	4	－	－
国・地方公共団体	22,277	23,224	4,483	4,842	17,751	18,355	－	－	43	25	－	－
個人	435,059	431,744	434,697	431,441	－	－	－	－	361	303	88	133
その他	9,421	8,622	92	124	－	－	1,382	1,182	7,946	7,316	－	－
合計	723,978	728,114	439,498	436,747	32,653	32,460	1,382	1,182	250,444	257,725	88	133

残存期間別

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 期間区分	合 計		貸出金等取引		債 券		複数の資産を裏付とする資産（ファンド等）		その他の資産等	
	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末
期間の定めのないもの	50,786	52,226	22,203	22,998	－	－	1,382	1,182	27,200	28,045
1年以下	135,225	140,886	27,392	26,451	2,300	1,119	－	－	105,533	113,315
1年超3年以下	107,857	80,245	44,732	45,120	1,402	3,404	－	－	61,722	31,720
3年超5年以下	89,976	118,441	40,388	40,396	2,300	1,000	－	－	47,287	77,044
5年超7年以下	42,350	40,838	37,850	36,938	4,100	3,300	－	－	400	600
7年超10年以下	58,022	54,479	50,429	49,879	4,893	4,200	－	－	2,700	400
10年超	239,759	240,998	216,501	214,962	17,657	19,435	－	－	5,600	6,600
合 計	723,978	728,114	439,498	436,747	32,653	32,460	1,382	1,182	250,444	257,725

1．項目の説明につきましては、75頁を参照願います。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

項 目		一般貸倒引当金		個別貸倒引当金		合 計	
		2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度
期首残高		42	104	20	100	62	205
当期増加額		28	42	17	20	46	62
当期減少額	目的使用	－	－	－	－	－	－
	その他	42	104	20	100	62	205
期末残高		28	42	17	20	46	62

1．一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の説明につきましては、76頁を参照願います。

③個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

業種別

（単位：百万円）

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度
製　造　業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
農業、林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁　　業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建　設　業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金融業・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業、物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医療・福祉	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国・地方公共団体	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個　　人	7	9	－	－	－	－	1	1	5	7	－	－
そ　の　他	12	91	－	－	－	－	0	78	11	12	－	－
合　計	20	100	－	－	－	－	2	80	17	20	－	－

1．項目の説明につきましては、77頁を参照願います。

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2023年度末			2022年度末		
	格付有り	格付無し	合　計	格付有り	格付無し	合　計
0%	－	48,678	48,678	－	49,734	49,734
10%	－	1	1	－	1	1
20%	221,087	8,867	229,954	226,709	10,916	237,625
35%	－	62,271	62,271	－	67,764	67,764
50%	14,165	－	14,165	13,664	0	13,664
75%	－	352,266	352,266	－	342,918	342,918
100%	1,001	13,340	14,342	1,703	12,547	14,250
150%	－	88	88	－	120	120
200%	－	－	－	－	－	－
250%	－	2,209	2,209	－	2,035	2,035
1250%	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－
合　　計	236,254	487,724	723,978	242,076	486,037	728,114

1．項目の説明につきましては、77頁を参照願います。

■信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、連結グループを一体として管理していますので、信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要につきましては、78頁を参照願います。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称■

当金庫では、連結グループを一体として管理していますので、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称につきましては、78頁を参照願います。

(5)信用リスク削減手法に関する事項

(単位:百万円)

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー						
信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末	2023年度末	2022年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	738	745	－	－	－	－
ソブリン等公共機関向け	－	－	－	－	－	－
金融機関向け	－	－	－	－	－	－
事業法人等向け	－	－	－	－	－	－
中小企業等・個人向け	738	745	－	－	－	－
抵当権付住宅ローン	－	－	－	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－	－	－
延滞	－	－	－	－	－	－

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、連結グループを一体として管理していますので、信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要につきましては、78頁を参照願います。

(6)派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額等

(単位:百万円)

項　　目	2023年度末			2022年度末		
	派生商品取引	長期決済期間取引	合　計	派生商品取引	長期決済期間取引	合　計
グロス再構築コストの額 (A)	－	－	－	－	－	－
グロスのアドオンの額 (B)	－	－	－	－	－	－
グロスの与信相当額(A)+(B) (C)	－	－	－	－	－	－
ネッティングによる与信相当額の削減額 (D)	－	－	－	－	－	－
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額(C)−(D) (E)	－	－	－	－	－	－
外国為替関連取引	－		－	－		－
金利関連取引	－		－	－		－
金関連取引	－		－	－		－
株式関連取引	－		－	－		－
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	－		－	－		－
その他コモディティ関連取引	－		－	－		－
クレジット・デリバティブ取引	－		－	－		－
担保の額 (F)	－	－	－	－	－	－
現金・自金庫預金	－	－	－	－	－	－
国債・地方債等	－	－	－	－	－	－
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額(E)−(F) (G)	－	－	－	－	－	－

1．項目の説明につきましては、79頁を参照願います。

(7)証券化エクスポージャーに関する事項

①オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当はありません。

②投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当はありません。

(8)出資等エクスポージャーに関する事項

①連結貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

	2023年度末		2022年度末	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	−	−	−	−
非上場株式等	8	8	8	8
その他	5,787	5,787	5,775	5,775
合 計	5,795	5,795	5,783	5,783

1．項目の説明につきましては、81頁を参照願います。

②出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2022年度
売却益	27	−
売却損	−	−
償 却	−	−

金銭の信託および投資信託に含まれる出資金等エクスポージャーの売却および償還に伴う損益は含んでいません。

③連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2022年度
評価損益	−	−

金銭の信託および投資信託に含まれる出資金等エクスポージャーは含んでいません。

④連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2022年度
評価損益	−	−

■出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、連結グループを一体として管理していますので、出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要につきましては、81頁を参照願います。

(9)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	当期末(2023年度末)	前期末(2022年度末)
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	1,697	1,598

(10)金利リスクに関する事項

①金利リスク量

(単位:百万円)

	2023年度末	2022年度末
VaR	2,662	5,165

②IRRBB(銀行勘定の金利リスク)

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		⊿EVE		⊿NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	7,246	10,015	246	185
2	下方パラレルシフト	0	0	445	406
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	7,246	10,015	445	406
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	38,172		37,910	

1．項目の説明につきましては、82頁を参照願います。

■金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、連結グループを一体として管理していますので、金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要につきましては、83頁を参照願います。

■連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定方法の概要■

当金庫では、連結グループを一体として管理していますので、連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定方法の概要につきましては、83頁を参照願います。

（11）オペレーショナル・リスクに関する事項

■オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、連結グループを一体として管理していますので、オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要につきましては、83頁を参照願います。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称■

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

●連結セグメント情報

連結の対象となる㈱四国労金サービスは、当金庫関連業務の受託事業等を営んでいますが、それらの事業の種類ごとの区分に属する経常収益、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下「経常収益等」といいます。）の、経常収益等の総額に占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

労働金庫法に基づく開示債権

2024年３月31日現在の開示債権等の状況は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区　　分	2023年度末	2022年度末
労働金庫法上の開示債権　合計(A)	3,068	2,793
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,207	1,000
危険債権	1,739	1,701
要管理債権	122	91
うち、三月以上延滞債権	70	31
うち、貸出条件緩和債権	52	59
保全額(B)	3,062	2,773
担保･保証等による回収見込み額	3,045	2,754
貸倒引当金	17	19
保全率(B)／(A)(%)	99.80%	99.29%
正常債権(C)	417,114	414,083
総与信残高(D)=(A)+(C)	420,181	416,876
労働金庫法上の開示債権比率(A)／(D)(%)	0.73%	0.67%

1．金額は決算後（償却後）の計数です。
2．用語の解説は84頁を参照ください。

「ろうきん業態セーフティネット」

お客さまの預金を守る公的なセーフティネットとして「預金保険制度」があります。

ろうきんでは、この「預金保険制度」とは別に、ろうきん業態独自のセーフティネットとして、「ろうきん相互支援制度」を設けております。この制度は、「予防的な措置」と「金融支援措置」という２つの仕組みを用意しています。

第１の柱である「予防的な措置」としては、全国13労働金庫の業態団体である全国労働金庫協会（労金協会）に設置された労働金庫監査機構による定期的な監査（金庫の業務執行や財務状況等についての監査）と労金協会による定期的な経営状況のモニタリングがあげられます。経営状況のモニタリング結果については、労金協会が開催する「経営モニタリング会議」へ報告され、経営上の問題が認められた場合には、問題の程度に応じた措置（経営改善指導等）が講じられる仕組みとなっています。

第２の柱である「金融支援措置」は、労金協会と労働金庫の系統中央金融機関である労働金庫連合会（労金連）が共同で開催する「ろうきん相互支援制度運営会議」において金融面での支援が必要と判断された場合、金庫の状況に応じて労金連の金融機能を活用し、一時的な資金の貸付である「緊急時特別貸付制度」、資本増強支援のための「優先出資引受け制度」、再建支援等のための「相互支援基金制度」や「金庫支援定期預金制度」を実施することで経営をサポートします。

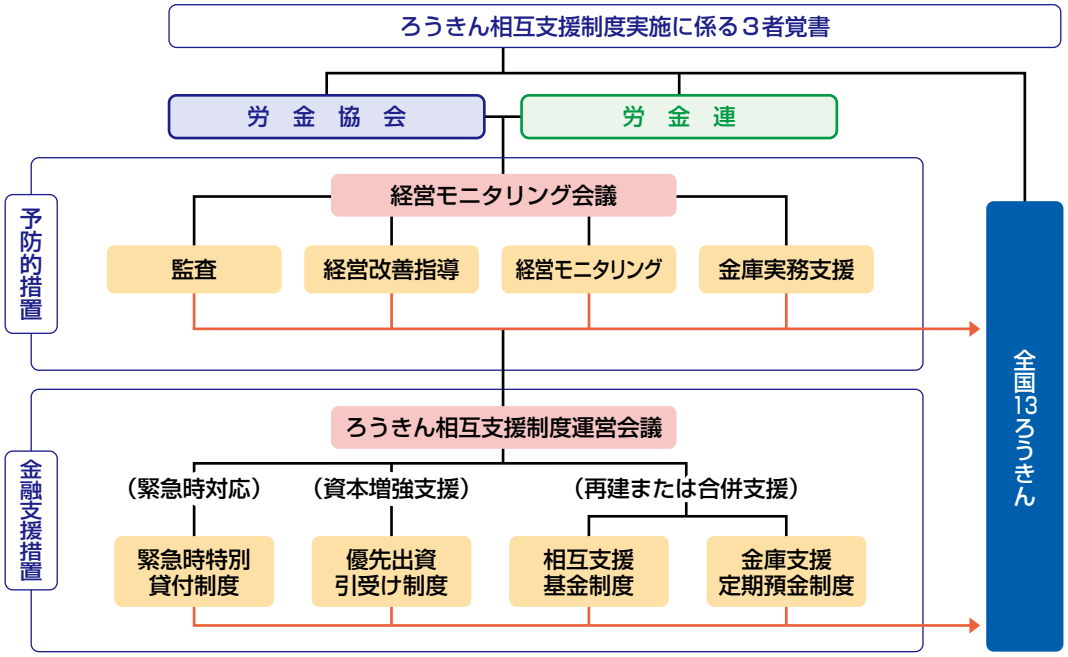

●全国労金の概要（2024年3月末・速報値）

金庫名	店舗数	役職員数	団体会員数	預　金（百万円）	貸　出　金（百万円）
北 海 道	37	712	2,559	1,101,545	842,924
東　　北	69	1,103	5,214	2,304,478	1,414,956
中　　央	135	3,048	11,476	6,959,115	4,666,538
新 潟 県	27	454	1,837	899,423	382,444
長 野 県	23	374	1,616	767,108	418,342
静 岡 県	26	642	2,235	1,291,887	1,011,972
北　　陸	25	475	1,712	826,588	500,993
東　　海	41	699	3,042	2,158,790	1,727,593
近　　畿	55	1,070	6,435	2,404,907	1,539,673
中　　国	39	739	3,385	1,302,302	850,373
四　　国	27	443	1,970	653,644	419,864
九　　州	80	1,165	5,813	2,081,827	1,538,997
沖 縄 県	12	170	465	333,240	256,979
合　計	596	11,094	47,759	23,084,861	15,571,655

1．店舗数にはインターネット支店を含みます。
2．預金計には譲渡性預金を含みます。

索引（法定開示項目一覧）

労働金庫法第94条第１項において準用する銀行法第21条の規定に基づく開示項目

■労働金庫法施行規則第114条による開示項目（単体）

１．金庫の概況及び組織に関する事項
（1）事業の組織…… 33
（2）理事及び監事の氏名及び役職名…… 35
（3）会計監査人の氏名又は名称…… 35
（4）事務所の名称及び所在地…… 44
２．金庫の主要な事業の内容…… 37
３．金庫の主要な事業に関する事項
（1）事業の概況…… 50
（2）主要な事業の状況を示す指標…… 57
（3）事業の状況を示す指標
①主要な業務の状況を示す指標…… 57
②預金に関する指標…… 59
③貸出金等に関する指標…… 61
④有価証券に関する指標…… 63
４．金庫の事業の運営に関する事項
（1）社会的責任と社会貢献活動…… 19
（2）リスク管理の態勢…… 26
（3）法令等遵守の態勢…… 29
（4）苦情等への対応…… 31
５．金庫の直近の２事業年度における財産の状況に関する事項
（1）貸借対照表…… 51
（2）損益計算書…… 55
（3）剰余金処分計算書…… 56
（4）自己資本の充実の状況…… 68
（5）有価証券…… 63
（6）金銭の信託…… 67
（7）労金法施行規則第86条１項５号に掲げる取引
デリバティブ取引…… 67
（8）貸倒引当金（期末残高・期中増減額）…… 76
（9）貸出金償却の額…… 77
（10）会計監査人の監査…… 56

■労働金庫法施行規則第115条による開示項目（連結）

１．金庫及びその子会社等の概況に関する事項
（1）金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び
組織の構成…… 88
（2）金庫の子会社等に関する事項…… 88
２．金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項
（1）事業の概況…… 88
（2）主要な事業の状況を示す指標…… 88
３．金庫及びその子会社等の直近の２事業年度における
財産の状況に関する事項
（1）連結貸借対照表…… 89
（2）連結損益計算書…… 93
（3）連結剰余金計算書…… 93
（4）自己資本の充実の状況…… 94
（5）連結決算セグメント情報…… 105

■育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第22条の2に基づく開示項目 23

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第20条に基づく開示項目 23

労働金庫法開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権（単体）

１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権…… 84
２．危険債権…… 84
３．要管理債権…… 84
４．正常債権…… 84

労働金庫法開示債権（連結）

１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権…… 106
２．危険債権…… 106
３．要管理債権…… 106
４．正常債権…… 106

■労働金庫の自主開示項目

１．概況等
（1）事業方針…… 4
（2）役員の所属団体等…… 35
（3）代表理事・常勤理事の兼職又は兼業の状況…… 35
（4）職員の状況…… 36
（5）報酬等に関する事項…… 36
（6）自動機設置状況…… 44
（7）大口出資会員…… 58
（8）会員数内訳…… 58
（9）出資配当等…… 58
２．経理・事業内容
（1）純資産の内訳…… 58
（2）利益率…… 57
（3）常勤役職員１人当たり預金残高…… 62
（4）１店舗当たり預金残高…… 62
（5）常勤役職員１人当たり貸出金残高…… 62
（6）１店舗当たり貸出金残高…… 62
３．資金調達
（1）預金科目別残高…… 59
（2）預金者別内訳…… 60
（3）財形貯蓄残高…… 60
４．その他の業務
（1）公共債窓販実績…… 64
（2）投資信託窓販実績…… 64
（3）内国為替取扱実績…… 60
（4）手数料…… 42
５．その他
（1）沿革・歩み…… 48
（2）商品・サービスの案内と利用にあたっての注意事項…… 37
（3）トピックス…… 49
（4）当金庫の考え方…… 26
（5）全国労金の概要…… 107

※頁数は、項目の開始頁を表示しています。

店舗のご案内

（地番等は裏表紙を参照下さい）

愛 媛 県

香 川 県

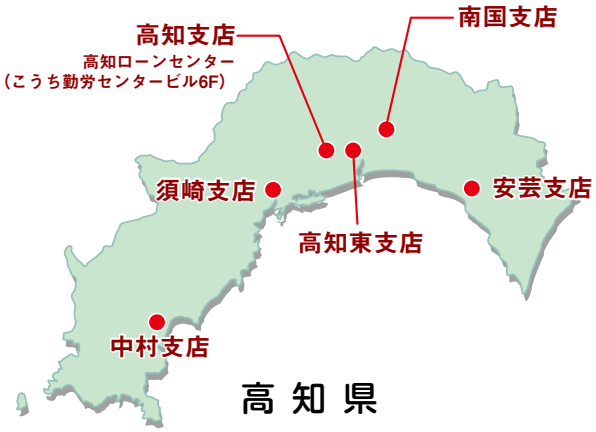

高 知 県

徳 島 県

（2024年6月30日現在）

金額及び諸比率の表示方法のご案内

1．金額単位

（1）特段の表記がない場合は、各表に表示した金額単位未満の端数を切り捨てて記載しています。（ただし、「労働金庫法開示債権および金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権」については、金額単位未満を四捨五入しています。）

（2）小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。

（3）期中増減額（比率）、諸利回り、諸比率の算出にあたっては、各表上の単位未満を切り捨てた計数を使用しています。なお、官庁報告に係る諸比率等については、報告数値をそのまま記載しております。

（4）該当する項目に計数がない場合は「－」、単位未満に計数がある場合は「0」で表示しています。

2．諸利回り・諸比率

小数点第3位以下を切り捨てし、第2位までを記載しています。

働くあなたを応援したい
四国ろうきん

四国労働金庫本部　〒760-0011 高松市浜ノ町72-3
TEL(087)811-8000 FAX(087)811-8100

本部		電話	FAX
経営統括部	経営企画	087-811-8004	087-811-8101
	経営管理		
	資金運用	087-811-8005	
人事総務統括部	人事管理	087-811-8001	087-811-8100
	人材開発		
	総務	087-811-8000	
営業統括部		087-811-8006	087-811-8101
業務統括部	業務	087-811-8002	087-811-8102
	IT		
	営業店支援		
	融資	087-811-8003	
リスク統括部	リスク管理	087-811-8007	087-811-8100
	コンプライアンス		
監査部		087-811-8009	
監事会事務局		087-811-8008	087-811-8101
お客さま相談センター		087-811-8041	087-811-8100

本部フリーダイヤル　0120−505−690
ろうきんダイレクトヘルプデスク　0120−459−690
多重債務相談デスク　0120−174−690
ホームページ　https://www.shikoku-rokin.or.jp

香川営業本部　〒760-0011　高松市浜ノ町72-3
TEL (087) 811-8051　FAX (087) 811-8103
本店営業部　〒760-0011　高松市浜ノ町72-3
TEL (087) 811-8181　FAX (087) 811-8182
観音寺支店　〒768-0067　観音寺市坂本町2-10-61
TEL (0875) 25-7777
内海出張所　〒761-4411　小豆郡小豆島町安田甲144-72
TEL (0879) 82-0813
瀬戸大橋支店　〒763-0082　丸亀市土器町東9-301
TEL (0877) 24-4811
志度支店　〒769-2101　さぬき市志度2159-1
TEL (087) 894-7500
高松ローンセンター（高松番町出張所）　〒760-0017　高松市番町3-5-15
TEL (087) 811-4141
瀬戸大橋ローンセンター（瀬戸大橋支店内）　〒763-0082　丸亀市土器町東9-301
TEL (0877) 21-2311
インターネット四国支店（ろうきんダイレクトヘルプデスク）
TEL (0120)-459-690

徳島営業本部　〒770-0942　徳島市昭和町3-35-1
TEL (088) 623-1113　FAX (088) 623-5744
徳島支店　〒770-0942　徳島市昭和町3-35-1
TEL (088) 623-1111
池田支店　〒778-0003　三好市池田町サラダ1612-2
TEL (0883) 72-0399
徳島北支店　〒771-0203　板野郡北島町中村字東開10-5
TEL (088) 698-1111
阿南支店　〒774-0030　阿南市富岡町トノ町71-20
TEL (0884) 22-2132
鴨島支店　〒776-0010　吉野川市鴨島町鴨島342-1
TEL (0883) 24-3113
徳島ローンセンター（中島田出張所）　〒770-0052　徳島市中島田町1-11-1
TEL (088) 634-1000
徳島北ローンセンター（徳島北支店内）　〒771-0203　板野郡北島町中村字東開10-5
TEL (088) 698-1112

愛媛営業本部　〒790-0066　松山市宮田町132-1
TEL (089) 933-3671　FAX (089) 933-3677
愛媛支店　〒790-0002　松山市二番町4-5-2
TEL (089) 948-1121
松山支店　〒790-0002　松山市二番町4-5-2
TEL (089) 948-1121
新居浜支店　〒792-0008　新居浜市王子町3-5
TEL (0897) 33-8567
四国中央支店　〒799-0401　四国中央市村松町235-1
TEL (0896) 24-3939
今治支店　〒794-0025　今治市大正町2-2-1
TEL (0898) 22-0913
八幡浜支店　〒796-0048　八幡浜市北浜1-4-17
TEL (0894) 22-1292
宇和島支店　〒798-0033　宇和島市鶴島町7-8
TEL (0895) 22-0565
西条支店　〒793-0043　西条市樋之口57-1
TEL (0897) 56-2864
愛媛ローンセンター（愛媛支店内）　〒790-0002　松山市二番町4-5-2
TEL (089) 948-1120
新居浜ローンセンター（新居浜支店内）　〒792-0008　新居浜市王子町3-5
TEL (0897) 33-3360

高知営業本部　〒780-0870　高知市本町4-1-32
TEL (088) 823-3111　FAX (088) 824-2677
高知支店　〒780-0870　高知市本町4-1-32
TEL (088) 823-4311
中村支店　〒787-0012　四万十市右山五月町7-48
TEL (0880) 34-3210
須崎支店　〒785-0057　須崎市桐間東29
TEL (0889) 42-4133
安芸支店　〒784-0001　安芸市矢ノ丸4-1-19
TEL (0887) 34-0131
南国支店　〒783-0006　南国市篠原1821
TEL (088) 863-1411
高知東支店　〒781-0085　高知市札場4-7
TEL (088) 885-2222
高知ローンセンター（こうち勤労センタービル6F）　〒780-0870　高知市本町4-1-32
TEL (088) 825-2311

（2024年6月30日現在）
200-2024-005